

# 区議会年報

〔令和5年版〕

江戸川区議会

# 目 次

1	議会の構成	
(1)	議員数	1
(2)	議長・副議長	1
(3)	議員名簿〔5/ 1現在〕	1
(4)	議員名簿〔12/31現在〕	3
(5)	会派所属議員及び無所属議員別名簿〔1/ 1現在〕	5
(6)	会派所属議員及び無所属議員別名簿〔4/16現在〕	6
(7)	会派所属議員及び無所属議員別名簿〔5/ 2現在〕	7
(8)	会派の動き	8
(9)	会派役員の動き〔1/ 1現在〕	9
(10)	会派役員の動き〔5/ 2現在〕	10
(11)	議席表〔1/ 1現在〕	11
(12)	議席表〔4/16現在〕	12
(13)	議席表〔12/31現在〕	13
(14)	常任委員会名簿〔1/ 1現在〕	14
(15)	常任委員会名簿〔4/16現在〕	15
(16)	常任委員会名簿〔5/24現在〕	16
(17)	議会運営委員会名簿〔1/ 1現在〕	17
(18)	議会運営委員会名簿〔5/24現在〕	17
(19)	特別委員会名簿〔1/ 1現在〕	18
(20)	特別委員会名簿〔4/16現在〕	19
(21)	特別委員会名簿〔5/25現在〕	20
(22)	予算・決算特別委員会名簿	21
(23)	議会改革検討委員会名簿	21
(24)	区議会広報委員会名簿	21
(25)	附属機関その他委員名簿〔1/ 1現在〕	22
(26)	附属機関その他委員名簿〔5/24現在〕	23
2	会議の開会状況	
(1)	定例会	24
(2)	臨時会	24
(3)	委員会（月別）	25
(4)	その他の会議（月別）	25
(5)	委員会の審査事項	26
3	議案・報告	
(1)	種類別議決件数	46
(2)	議案の審議結果	47
4	議員提出議案	
(1)	発議案の審議結果	58
(2)	発議案	60
5	一般質問事項一覧	
(1)	第1回定例会	93
(2)	第2回定例会	97
(3)	第3回定例会	101
(4)	第4回定例会	107

6	請願・陳情	
(1)	付託件数〔19期：1/ 1～5/ 1〕	113
(2)	付託件数〔20期：5/ 2～12/31〕	113
(3)	参考送付件数〔19期：1/ 1～5/ 1〕	113
(4)	参考送付件数〔20期：5/ 2～12/31〕	113
(5)	審査状況〔19期：1/ 1～5/ 1〕	114
(6)	審査状況〔20期：5/ 2～12/31〕	114
(7)	請願・陳情の審議結果〔19期：1/ 1～5/ 1〕	115
(8)	請願・陳情の審議結果〔20期：5/ 2～12/31〕	118
(9)	新規付託の請願・陳情〔19期〕〔4. 11. 18～5. 2. 13受理分〕	121
(10)	新規付託の請願・陳情〔20期〕〔5. 2. 14～5. 11. 29受理分〕	124
7	議会日誌	159
8	議会の刊行物	
(1)	区議会だより	171
(2)	会議録	172
9	議会図書室	173
10	議会のホームページ	173
11	予算	174
12	議会事務局	175
13	他区市町村からの視察状況	176

この年報は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの活動状況を収録したものです。

令和5年5月1日は前期の任期満了日、同年5月2日は今期の任期起算日です。記載内容は特に注記してあるものを除き、令和5年12月末現在です。

#### ◎会派名と略称

令和5年1月1日～令和5年5月1日

会 派 名	略 称		備 考
区議会自由民主党	自民党	自民	5. 1. 1 ～ 5. 5. 1
江戸川区議会公明党	公明党	公明	5. 1. 1 ～ 5. 5. 1
区議会江戸川クラブ	江戸川	江ク	5. 1. 1 ～ 5. 5. 1
日本共産党江戸川区議員団	日本共産党	共産	5. 1. 1 ～ 5. 5. 1
生活者ネットワーク	ネット	生ネ	5. 1. 1 ～ 5. 5. 1
えどがわ区民の会	区民の会	区民	5. 1. 1 ～ 5. 5. 1

令和5年5月2日～令和5年12月31日

会 派 名	略 称		備 考
区議会自由民主党	自民党	自民	5. 5. 2 ～ 現在
江戸川区議会公明党	公明党	公明	5. 5. 2 ～ 現在
無所属の会	無所属の会	無会	5. 5. 2 ～ 現在
日本共産党江戸川区議員団	日本共産党	共産	5. 5. 2 ～ 現在
区議会立憲民主・国民民主	立憲国民	立国	5. 5. 2 ～ 現在
生活者ネットワーク・れいわ新選組	ネットれいわ	ネれ	5. 5. 2 ～ 現在
日本維新の会	維新の会	維新	5. 5. 2 ～ 現在

# 1 議会の構成

## (1) 議員数

- ① 令5.5.1現在（前期の任期満了日）  
 条例定数 44人 現議員数 39人
- ② 令5.12.31現在（5.4.23改選）  
 条例定数 44人 現議員数 44人

## (2) 議長・副議長

議長	令3.5.25～令5.5.1 福本光浩	令5.5.24～令5.12.31現在 藤澤進一
副議長	令3.5.25～令5.5.1 堀江創一	令5.5.24～令5.12.31現在 窪田龍一

## (3) 議員名簿 [令5.5.1現在]

議席	氏名	連絡所	電話	会派名等
1	小林 あすか	一之江 6-10-24	(3651)8300	江戸川クラブ
2	欠員			
3	本西 光枝	東小松川 3-35-13-205	(5607)5975	生活者ネットワーク
4	伊藤 ひとみ	中葛西 3-17-4-702	(5607)5975	生活者ネットワーク
5	田島 寛之	鹿骨 1-38-15	(3679)1261	自由民主党
6	齊藤 翼	北小岩 8-24-6	(3672)5849	自由民主党
7	鹿倉 勇	平井 7-14-19	(3616)5851	自由民主党
8	白井 正三郎	松島 3-46-20	(6231)4011	自由民主党
9	牧野 けんじ	東小岩 3-13-9	(6331)1791	日本共産党
10	神尾 昭央	春江町 3-32-3	(5243)8311	えどがわ区民の会
11	滝沢 泰子	平井 2-24-3	(5609)8111	無所属
12	岩田 将和	上篠崎 3-13-15 101号	(3679)3223	江戸川クラブ
13	間宮 由美	松江 3-11-15	(6231)5200	無所属
14	佐々木 勇一	北葛西 5-4-15	(5605)9262	公明党
15	欠員			
16	所 隆宏	新堀 1-13-7	(3670)0334	公明党
17	太田 公弘	平井 6-33-18 ティックレ平井 102	(6657)2641	公明党

18	栗原 佑卓	松島 1-41-18-301	080(6786)9125	自由民主党
19	野崎 信	西葛西 6-8-13-2F	(3869)8125	自由民主党
20	中山 隆仁	西瑞江 3-36-4	(3677)0072	自由民主党
21	大橋 美枝子	中葛西 8-6-2	(5674)3753	日本共産党
22	金井 しげる	南小岩 3-15-20	090(2656)9152	えどがわ区民の会
23	欠 員			
24	梶 秀行	西葛西 8-8-2	090(2652)0995	江戸川クラブ
25	笹本 ひさし	北小岩 6-12-1-402	(5668)2636	江戸川クラブ
26	窪田 龍一	中葛西 2-26-10-1005	080(1242)1642	公明党
27	堀江 創一	西小岩 2-17-1-603	(3658)8597	公明党
28	関根 麻美子	一之江 7-11-25	(3869)0978	公明党
29	欠 員			
30	田中 寿一	船堀 3-1-3	(5679)0413	自由民主党
31	福本 光浩	東葛西 8-7-33	(3877)0541	自由民主党
32	高木 秀隆	一之江 5-7-17	(5661)4608	自由民主党
33	小俣 則子	中央 2-7-5	(3655)4422	日本共産党
34	欠 員			
35	伊藤 照子	中葛西 5-2-7-309	(6903)7742	公明党
36	中道 貴	大杉 1-1-1-703	(5607)0835	公明党
37	竹内 進	松江 3-14-19	(3652)6798	公明党
38	田中 淳子	上篠崎 3-10-11	(6638)7465	公明党
39	川瀬 泰徳	江戸川 1-28-7	(5636)5530	公明党
40	藤澤 進一	南小岩 6-28-11	(3658)0783	自由民主党
41	早川 和江	松本 1-10-6	(5678)0777	自由民主党
42	川口 俊夫	南葛西 6-13-14	(3675)5994	自由民主党
43	須賀 精二	江戸川 2-33-17	(3679)4445	自由民主党
44	島村 和成	平井 5-51-12	090(4827)3118	自由民主党

※議員番号 34 瀬端勇議員 令和5年4月16日辞職

## (4) 議員名簿 [令5.12.31現在]

議席	氏名	連絡所	電話	会派名等
1	中野 ヘンリ	西葛西 8-3-11-102	(3659)1756	立憲民主・国民民主
2	五十嵐 まさお	南葛西 1-1-1-904	090(9812)2641	無所属
3	田村 ひろし	中央 4-1-13-202	090(3689)5133	生活者ネット・れいわ
4	林 あきこ	西葛西 7-23-10-201	070(4095)9773	日本維新の会
5	丸山 れいこ	西瑞江 3-22-79	(3676)3043	日本維新の会
6	勝山 まゆみ	松島 2-8-2-101	(5607)7851	自由民主党
7	小林 智夫	南篠崎町 2-40-7 エムクリスタルワ 202	(5879)7000	自由民主党
8	金井 高志	北葛西 1-12-11 フェスタル I 102	(6661)4724	自由民主党
9	太田 彩花	平井 2-17-3	(3637)4050	日本共産党
10	牧野 けんじ	東小岩 5-12-18	(5876)8765	日本共産党
11	きもと 麻由	船堀 4-15-11	(6240)5850	立憲民主・国民民主
12	小林 あすか	一之江 6-10-24	(3651)8300	無所属の会
13	本西 光枝	東小松川 3-35-13-205	(5607)5975	生活者ネット・れいわ
14	伊藤 ひとみ	中葛西 3-17-4-702	(5607)5975	生活者ネット・れいわ
15	佐野 朋子	東小岩 3-19-17 イクシア小岩リバーサイド 404	(3658)7694	公明党
16	川合 佐奈子	篠崎町 2-7-1-603 イーストハイム篠崎	(6337)0489	公明党
17	佐々木 勇一	北葛西 5-4-15	(5605)9262	公明党
18	所 隆宏	新堀 1-13-7	(3670)0334	公明党
19	田島 寛之	鹿骨 1-38-15	(3679)1261	自由民主党
20	鹿倉 勇	平井 7-14-19	(3616)5851	自由民主党
21	大橋 美枝子	中葛西 8-6-2	(5674)3753	日本共産党
22	滝沢 泰子	平井 2-24-3	(5609)8111	立憲民主・国民民主
23	神尾 昭央	春江町 3-32-3	(5243)8311	無所属の会
24	梶 秀行	西葛西 6-16-4-5F(株)武田工業内	(6662)7890	無所属の会
25	金井 しげる	南小岩 3-15-20	090(2656)9152	無所属の会
26	間宮 由美	松江 3-11-15	(6231)5200	無所属の会
27	岩田 将和	篠崎町 7-3-10 ボノール・M101	090(5438)4998	無所属
28	太田 公弘	平井 6-33-18 テイクレ平井 102	(6657)2641	公明党
29	窪田 龍一	中葛西 2-26-10-1005	080(1242)1642	公明党

30	堀江 創一	西小岩 2-17-1-603	(3658)8597	公明党
31	野崎 信	西葛西 6-8-13-2F	(3869)8125	自由民主党
32	田中 寿一	船堀 3-1-3	(5679)0413	自由民主党
33	小俣 則子	中央 2-7-5	(3655)4422	日本共産党
34	笹本 ひさし	北小岩 6-12-1-303	(5668)2636	立憲民主・国民民主
35	関根 麻美子	一之江 7-11-25	(3869)0978	公明党
36	伊藤 照子	中葛西 5-2-7-309	(6903)7742	公明党
37	中道 貴	大杉 1-1-1-703	(5607)0835	公明党
38	竹内 進	松江 3-14-19	(3652)6798	公明党
39	川瀬 泰徳	江戸川 2-6-26	(5636)5530	公明党
40	福本 光浩	東葛西 8-7-33	(3877)0541	自由民主党
41	高木 秀隆	一之江 5-30-8	(5661)4608	自由民主党
42	藤澤 進一	南小岩 6-28-11	(3658)0783	自由民主党
43	須賀 精二	江戸川 2-33-17	(3679)4477	自由民主党
44	島村 和成	平井 5-51-12	090(4827)3118	自由民主党

(5) 会派所属議員及び無所属議員別名簿〔令5.1.1～令5.4.15〕

会 派 名 等	氏 名 (□団長、◎幹事長、●幹事長代行、○副幹事長、△幹事)		
区議会自由民主党 (15人)	◎高木 秀隆 △鹿倉 勇 白井 正三郎 福本 光浩 川口 俊夫	○田中 寿一 △田島 寛之 栗原 佑卓 藤澤 進一 須賀 精二	○野崎 信 齊藤 翼 中山 隆仁 早川 和江 島村 和成
江戸川区議会公明党 (11人)	□川瀬 泰徳 ○関根 麻美子 佐々木 勇一 伊藤 照子	◎竹内 進 ○太田 公弘 窪田 龍一 田中 淳子	●中道 貴 ○所 隆宏 堀江 創一
区議会江戸川クラブ (4人)	◎笹本 ひさし 岩田 将和	○小林 あすか	△梶 秀行
日本共産党 江戸川区議員団 (4人)	◎小俣 則子 大橋 美枝子	○牧野 けんじ	△瀬端 勇
生活者ネットワーク (2人)	◎伊藤 ひとみ	○本西 光枝	
えどがわ区民の会 (2人)	◎神尾 昭央	○金井 しげる	
無所属	間宮 由美		
	滝沢 泰子		



## (6) 会派所属議員及び無所属議員別名簿〔令5.4.16～令5.5.1〕

会 派 名 等	氏 名 (□団長、◎幹事長、●幹事長代行、○副幹事長、△幹事)		
区議会自由民主党 (15人)	◎高木 秀隆 △鹿倉 勇 白井 正三郎 福本 光浩 川口 俊夫	○田中 寿一 △田島 寛之 栗原 佑卓 藤澤 進一 須賀 精二	○野崎 信 齊藤 翼 中山 隆仁 早川 和江 島村 和成
江戸川区議会公明党 (11人)	□川瀬 泰徳 ○関根 麻美子 佐々木 勇一 伊藤 照子	◎竹内 進 ○太田 公弘 窪田 龍一 田中 淳子	●中道 貴 ○所 隆宏 堀江 創一
区議会江戸川クラブ (4人)	◎笹本 ひさし 岩田 将和	○小林 あすか	△榊 秀行
日本共産党江戸川区議員団 (3人)	◎小俣 則子	○牧野 けんじ	△大橋 美枝子
生活者ネットワーク (2人)	◎伊藤 ひとみ	○本西 光枝	
えどがわ区民の会 (2人)	◎神尾 昭央	○金井 しげる	
無所属	間宮 由美		
	滝沢 泰子		

## (7) 会派所属議員及び無所属議員別名簿〔令5.5.2～令5.12.31〕

会 派 名 等	氏 名 (□団長、◎幹事長、○副幹事長、●副団長、△幹事)		
区議会自由民主党 (12人)	◎高木 秀隆 △鹿倉 勇 金井 高志 藤澤 進一	○田中 寿一 勝山 まゆみ 田島 寛之 須賀 精二	○野崎 信 小林 智夫 福本 光浩 島村 和成
江戸川区議会公明党 (12人)	□川瀬 泰徳 ○堀江 創一 ○所 隆宏 川合 佐奈子	●竹内 進 ○中道 貴 ○佐々木 勇一 太田 公弘	◎関根 麻美子 ○伊藤 照子 佐野 朋子 窪田 龍一
無所属の会 (5人)	◎小林 あすか △金井 しげる	○間宮 由美 △榊 秀行	△神尾 昭央
日本共産党 江戸川区議員団 (4人)	◎小俣 則子 太田 彩花	○牧野 けんじ	△大橋 美枝子
区議会立憲民主・ 国民民主 (4人)	◎滝沢 泰子 笹本 ひさし	○中野 へんり	△きもと 麻由
生活者ネットワーク・れいわ新選組 (3人)	◎本西 光枝	○伊藤 ひとみ	○田村 ひろし
日本維新の会 (2人)	◎丸山 れいこ	○林 あきこ	
無所属	岩田 将和		
	五十嵐 まさお		

(8) 会派の動き

1/1～	4/16～	5/2～	12/31
自民 15人		自民 12人	自民 12人
公明 11人		公明 12人	公明 12人
江ク 4人		無会 5人	無会 5人
共産 4人	共産 3人	共産 4人	共産 4人
生ネ 2人		立国 4人	立国 4人
区民 2人		ネれ 3人	ネれ 3人
無所属		維新 2人	維新 2人
無所属		無所属	無所属
		無所属	無所属

(9) 会派役員の動き[1/1～5/1]

(□団長、◎幹事長、●幹事長代行、○副幹事長、△幹事)

区議会自由民主党
令5.1.1～
◎高木 秀隆
○田中 寿一
○野崎 信
△鹿倉 勇
△田島 寛之

江戸川区議会 公明党
令5.1.1～
□川瀬 泰徳
◎竹内 進
●中道 貴
○関根麻美子
○太田 公弘
○所 隆宏

区議会江戸川クラブ
令5.1.1～
◎笹本ひさし
○小林あすか
△榎 秀行

日本共産党 江戸川区議員団	
令5.1.1～	令5.4.16～
◎小俣 則子	◎小俣 則子
○牧野けんじ	○牧野けんじ
△瀬 端 勇	△大橋美枝子

生活者ネットワーク
令5.1.1～
◎伊藤ひとみ
○本西光枝

えどがわ区民の会
令5.1.1～
◎神尾昭央
○金井しげる

(10) 会派役員の動き[5/2~12/31]

(□団長、◎幹事長、●副団長、○副幹事長、△幹事)

区議会自由民主党
令5.5.2~
◎高木秀隆
○田中寿一
○野崎信
△鹿倉勇

江戸川区議会 公明党
令5.5.2~
□川瀬泰徳
●竹内進
◎関根麻美子
○堀江創一
○中道貴
○伊藤照子
○所隆宏
○佐々木勇一

無所属の会
令5.5.2~
◎小林あすか
○間宮由美
△神尾昭央
△金井しげる
△榎秀行

日本共産党 江戸川区議員団
令5.5.2~
◎小俣則子
○牧野けんじ
△大橋美枝子

区議会 立憲民主・国民民主
令5.5.2~
◎滝沢泰子
○中野ヘンリ
△きもと麻由

生活者ネットワーク ・れいわ新選組
令5.5.2~
◎本西光枝
○伊藤ひとみ
○田村ひろし

日本維新の会
令5.5.2~
◎丸山れいこ
○林あきこ

(11) 議席表

[令和5年1月1日現在]

議長席
演壇

8	7	6	5	4	3	2	1
白井正三郎	鹿倉 勇	齊藤 翼	田島 寛之	伊藤ひとみ	本西 光枝	欠 員	小林あすか

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
中山 隆仁	野崎 信	栗原 佑卓	太田 公弘	所 隆宏	欠 員	佐々木勇一	間宮 由美	岩田 将和	滝沢 泰子	神尾 昭央	牧野けんじ

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
高木 秀隆	福本 光浩	田中 寿一	欠 員	関根麻美子	堀江 創一	窪田 龍一	笹本ひさし	榊 秀行	欠 員	金井しげる	大橋美枝子

44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
島村 和成	須賀 精二	川口 俊夫	早川 和江	藤澤 進一	川瀬 泰徳	田中 淳子	竹内 進	中道 貴	伊藤 照子	瀬端 勇	小俣 則子

(12) 議席表

[令和5年4月16日現在]

議長席
演壇

8	7	6	5	4	3	2	1
白井正三郎	鹿倉 勇	齊藤 翼	田島 寛之	伊藤ひとみ	本西 光枝	欠 員	小林あすか

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
中山 隆仁	野崎 信	栗原 佑卓	太田 公弘	所 隆宏	欠 員	佐々木勇一	間宮 由美	岩田 将和	滝沢 泰子	神尾 昭央	牧野けんじ

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
高木 秀隆	福本 光浩	田中 寿一	欠 員	関根麻美子	堀江 創一	窪田 龍一	笹本ひさし	榊 秀行	欠 員	金井しげる	大橋美枝子

44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
島村 和成	須賀 精二	川口 俊夫	早川 和江	藤澤 進一	川瀬 泰徳	田中 淳子	竹内 進	中道 貴	伊藤 照子	欠 員	小俣 則子

(13) 議席表

[令和5年12月31日現在]

議長席
演壇

8	7	6	5	4	3	2	1
金井 高志	小林 智夫	勝山まゆみ	丸山れいこ	林 あきこ	田村ひろし	五十嵐まさお	中野ヘンリ

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
鹿倉 勇	田島 寛之	所 隆宏	佐々木勇一	川合佐奈子	佐野 朋子	伊藤ひとみ	本西 光枝	小林あすか	きもと麻由	牧野けんじ	太田 彩花

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
田中 寿一	野崎 信	堀江 創一	窪田 龍一	太田 公弘	岩田 将和	間宮 由美	金井しげる	榊 秀行	神尾 昭央	滝沢 泰子	大橋美枝子

44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
島村 和成	須賀 精二	藤澤 進一	高木 秀隆	福本 光浩	川瀬 泰徳	竹内 進	中道 貴	伊藤 照子	関根麻美子	笹本ひさし	小俣 則子



## (14) 常任委員会名簿〔1/1～4/15〕

委 員 会 名	委員氏名(◎委員長、○副委員長)			
総 務 (定数9人) (欠員1人)	◎田中 寿一	○所 隆宏	野崎 信	笹本ひさし
	高木 秀隆	瀬端 勇	伊藤 照子	竹内 進
生活振興環境 (定数9人) (欠員1人)	◎早川 和江	○太田 公弘	滝沢 泰子	中山 隆仁
	大橋美枝子	榊 秀行	窪田 龍一	須賀 精二
福 祉 健 康 (定数9人) (欠員1人)	◎中道 貴	○白井正三郎	小林あすか	本西 光枝
	鹿倉 勇	堀江 創一	小俣 則子	川口 俊夫
文 教 (定数9人) (欠員1人)	◎藤澤 進一	○関根麻美子	伊藤ひとみ	間宮 由美
	栗原 佑卓	金井しげる	川瀬 泰徳	島村 和成
建 設 (定数8人)	◎田中 淳子	○齊藤 翼	田島 寛之	牧野けんじ
	神尾 昭央	岩田 将和	佐々木勇一	福本 光浩

## (15) 常任委員会名簿〔4/16～5/1〕

委 員 会 名	委員氏名(◎委員長、○副委員長)			
総 務 (定数9人) (欠員2人)	◎田中 寿一	○所 隆宏	野崎 信	笹本ひさし
	高木 秀隆	伊藤 照子	竹内 進	
生活振興環境 (定数9人) (欠員1人)	◎早川 和江	○太田 公弘	滝沢 泰子	中山 隆仁
	大橋美枝子	榊 秀行	窪田 龍一	須賀 精二
福 祉 健 康 (定数9人) (欠員1人)	◎中道 貴	○白井正三郎	小林あすか	本西 光枝
	鹿倉 勇	堀江 創一	小俣 則子	川口 俊夫
文 教 (定数9人) (欠員1人)	◎藤澤 進一	○関根麻美子	伊藤ひとみ	間宮 由美
	栗原 佑卓	金井しげる	川瀬 泰徳	島村 和成
建 設 (定数8人)	◎田中 淳子	○齊藤 翼	田島 寛之	牧野けんじ
	神尾 昭央	岩田 将和	佐々木勇一	福本 光浩

## (16) 常任委員会名簿〔5/24～12/31〕

委 員 会 名	委員氏名(◎委員長、○副委員長)			
総 務 (定数9人)	◎島村 和成	○佐々木勇一	小林あすか	本西 光枝
	大橋美枝子	滝沢 泰子	関根麻美子	福本 光浩
	高木 秀隆			
生活振興環境 (定数9人)	◎伊藤 照子	○田島 寛之	林 あきこ	金井 高志
	伊藤ひとみ	榊 秀行	笹本ひさし	竹内 進
	藤澤 進一			
福 祉 健 康 (定数9人)	◎川瀬 泰徳	○金井しげる	田村ひろし	丸山れいこ
	小林 智夫	川合佐奈子	太田 公弘	野崎 信
	小俣 則子			
文 教 (定数9人)	◎須賀 精二	○所 隆宏	中野ヘンリ	五十嵐まさお
	勝山まゆみ	太田 彩花	佐野 朋子	間宮 由美
	中道 貴			
建 設 (定数8人)	◎田中 寿一	○堀江 創一	牧野けんじ	きもと麻由
	鹿倉 勇	神尾 昭央	岩田 将和	窪田 龍一

## (17) 議会運営委員会名簿[1/1～5/1]

委員会名	(◎委員長、○副委員長)			
議会運営委員会 (定数15人)	◎高木 秀隆	○竹内 進	小林あすか	田島 寛之
	鹿倉 勇	牧野けんじ	所 隆宏	太田 公弘
	野崎 信	金井しげる	笹本ひさし	関根麻美子
	田中 寿一	小俣 則子	藤澤 進一	

## (18) 議会運営委員会名簿[5/24～12/31現在]

委員会名	(◎委員長、○副委員長)			
議会運営委員会 (定数15人)	◎高木 秀隆	○関根麻美子	中野ヘンリ	牧野けんじ
	小林あすか	本西 光枝	佐々木勇一	鹿倉 勇
	滝沢 泰子	間宮 由美	堀江 創一	野崎 信
	田中 寿一	小俣 則子	伊藤 照子	

## (19) 特別委員会名簿[1/1 ~ 4/15]

委員会名	委員氏名(◎委員長、○副委員長)			
行財政改革・ SDGs推進 (定数12人)	◎川瀬 泰徳	○鹿倉 勇	小林あすか	間宮 由美
	栗原 佑卓	大橋美枝子	梶 秀行	関根麻美子
	瀬端 勇	竹内 進	早川 和江	須賀 精二
災害対策・ 街づくり推進 (定数12人)	◎中山 隆仁	○牧野けんじ	本西 光枝	齊藤 翼
	白井正三郎	滝沢 泰子	岩田 将和	所 隆宏
	関根麻美子	田中 寿一	川瀬 泰徳	藤澤 進一
熟年者支援 (定数12人)	◎伊藤 照子	○笹本ひさし	伊藤ひとみ	田島 寛之
	鹿倉 勇	白井正三郎	所 隆宏	野崎 信
	大橋美枝子	金井しげる	窪田 龍一	高木 秀隆
子育て・教育力向上 (定数12人)	◎栗原 佑卓	○小林あすか	田島 寛之	齊藤 翼
	牧野けんじ	神尾 昭央	間宮 由美	佐々木勇一
	中山 隆仁	伊藤 照子	中道 貴	早川 和江
新庁舎建設等検討 (定数12人)	◎野崎 信	○佐々木勇一	神尾 昭央	岩田 将和
	太田 公弘	笹本ひさし	田中 寿一	小俣 則子
	竹内 進	田中 淳子	川口 俊夫	島村 和成

## (20) 特別委員会名簿〔4/16～5/1〕

委員会名	委員氏名(◎委員長、○副委員長)			
行財政改革・ SDGs推進 (定数12人) (欠員1人)	◎川瀬 泰徳	○鹿倉 勇	小林あすか	間宮 由美
	栗原 佑卓	大橋美枝子	梶 秀行	関根麻美子
	竹内 進	早川 和江	須賀 精二	
災害対策・ 街づくり推進 (定数12人)	◎中山 隆仁	○牧野けんじ	本西 光枝	齊藤 翼
	白井正三郎	滝沢 泰子	岩田 将和	所 隆宏
	関根麻美子	田中 寿一	川瀬 泰徳	藤澤 進一
熟年者支援 (定数12人)	◎伊藤 照子	○笹本ひさし	伊藤ひとみ	田島 寛之
	鹿倉 勇	白井正三郎	所 隆宏	野崎 信
	大橋美枝子	金井しげる	窪田 龍一	高木 秀隆
子育て・教育力向上 (定数12人)	◎栗原 佑卓	○小林あすか	田島 寛之	齊藤 翼
	牧野けんじ	神尾 昭央	間宮 由美	佐々木勇一
	中山 隆仁	伊藤 照子	中道 貴	早川 和江
新庁舎建設等検討 (定数12人)	◎野崎 信	○佐々木勇一	神尾 昭央	岩田 将和
	太田 公弘	笹本ひさし	田中 寿一	小俣 則子
	竹内 進	田中 淳子	川口 俊夫	島村 和成

## (21) 特別委員会名簿〔5/25～12/31現在〕

委員会名	委員氏名(◎委員長、○副委員長)			
行財政改革・ SDGs推進 (定数12人)	◎中道 貴	○梶 秀行	中野ヘンリ	林 あきこ
	小林 智夫	金井 高志	本西 光枝	佐野 朋子
	所 隆宏	田島 寛之	小俣 則子	島村 和成
災害対策・ 街づくり推進 (定数12人)	◎鹿倉 勇	○大橋美枝子	田村ひろし	丸山れいこ
	勝山まゆみ	きもと麻由	佐野 朋子	佐々木勇一
	所 隆宏	間宮 由美	川瀬 泰徳	須賀 精二
健康推進・ 熟年者支援 (定数12人)	◎竹内 進	○笹本ひさし	小林 智夫	太田 彩花
	牧野けんじ	小林あすか	川合佐奈子	間宮 由美
	岩田 将和	堀江 創一	田中 寿一	高木 秀隆
子ども支援・ 教育力向上 (定数12人)	◎福本 光浩	○牧野けんじ	五十嵐まさお	勝山まゆみ
	金井 高志	伊藤ひとみ	川合佐奈子	滝沢 泰子
	神尾 昭央	金井しげる	関根麻美子	伊藤 照子

## (22) 予算・決算特別委員会名簿

委員会名	委員氏名(◎委員長、○副委員長)			
予算特別委員会 (定数18人) 設置期間 2/15～3/24 審査期間 2/24～3/9	◎藤澤 進一	○田中 淳子	小林あすか	本西 光枝
	伊藤ひとみ	齊藤 翼	白井正三郎	牧野けんじ
	神尾 昭央	滝沢 泰子	岩田 将和	所 隆宏
	栗原 佑卓	野崎 信	大橋美枝子	金井しげる
	榊 秀行	笹本ひさし	関根麻美子	田中 寿一
	高木 秀隆	小俣 則子	瀬端 勇	中道 貴
	川瀬 泰徳			
決算特別委員会 (定数20人) 設置期間 9/20～10/26 審査期間 9/28～10/12	◎福本 光浩	○堀江 創一	中野ヘンリ	五十嵐まさお
	田村ひろし	林 あきこ	丸山れいこ	勝山まゆみ
	小林 智夫	太田 彩花	牧野けんじ	きもと麻由
	小林あすか	本西 光枝	伊藤ひとみ	佐野 朋子
	所 隆宏	鹿倉 勇	大橋美枝子	滝沢 泰子
	神尾 昭央	榊 秀行	金井しげる	間宮 由美
	小俣 則子	田中 寿一	笹本ひさし	伊藤 照子
	竹内 進	高木 秀隆		

※ 委員の途中交代あり

## (23) 議会改革検討委員会名簿[1/1～5/1]

委員会名	委員氏名(◎委員長、○副委員長)			
議会改革検討委員会 (定数11人)	◎島村 和成	○川瀬 泰徳	小林あすか	伊藤ひとみ
	野崎 信	金井しげる	田中 寿一	小俣 則子
	伊藤 照子	中道 貴	藤澤 進一	

## (24) 区議会広報委員会名簿

期 間	委員氏名(◎委員長、○副委員長、※オブザーバー)			
1/1～5/1	◎高木 秀隆	○竹内 進	笹本ひさし	小俣 則子
	※福本 光浩	※堀江 創一		
5/16～12/31現在	◎高木 秀隆	○関根麻美子	小林あすか	小俣 則子
	滝沢 泰子	※藤澤 進一	※窪田 龍一	



## (25) 附属機関その他委員名簿〔1/1～5/1〕

委 員 会 名	委 員 氏 名			
監査委員(2人)	窪田 龍一	島村 和成		
防災会議(7人)	堀江 創一	田中 寿一	福本 光浩	中道 貴
	田中 淳子	藤澤 進一	早川 和江	
財産価格審議会(7人)	田島 寛之	牧野けんじ	野崎 信	梶 秀行
	関根麻美子	田中 寿一	竹内 進	
表彰審査会(6人)	笹本ひさし	堀江 創一	福本 光浩	高木 秀隆
	小俣 則子	竹内 進		
消防団運営委員会(6人)	田島 寛之	岩田 将和	所 隆宏	太田 公弘
	中山 隆仁	大橋美枝子		
国民健康保険事業の運営に関する協議会(6人)	小林あすか	鹿倉 勇	栗原 佑卓	瀬端 勇 (～4/15)
	田中 淳子	早川 和江		
民生委員推薦会(2人)	白井正三郎	中道 貴		
青少年問題協議会(4人)	小林あすか	齊藤 翼	大橋美枝子	中道 貴
都市計画審議会(4人)	梶 秀行	高木 秀隆	小俣 則子	竹内 進
文化振興審議会(6人)	笹本ひさし	堀江 創一	福本 光浩	高木 秀隆
	小俣 則子	竹内 進		
廃棄物減量等推進審議会(2人)	太田 公弘	早川 和江		
国民保護協議会(7人)	堀江 創一	田中 寿一	福本 光浩	中道 貴
	田中 淳子	藤澤 進一	早川 和江	
熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会(2人)	白井正三郎	佐々木勇一		
江戸川区子ども・子育て応援会議(2人)	白井正三郎	中道 貴		

## (26) 附属機関その他委員名簿〔5/24～12/31現在〕

委 員 会 名	委 員 氏 名			
監査委員(2人)	太田 公弘	野崎 信		
防災会議(7人)	窪田 龍一	田中 寿一	伊藤 照子	川瀬 泰徳
	藤澤 進一	須賀 精二	島村 和成	
財産価格審議会(7人)	金井 高志	牧野けんじ	田島 寛之	滝沢 泰子
	梶 秀行	堀江 創一	関根麻美子	
表彰審査会(7人)	小林あすか	滝沢 泰子	窪田 龍一	小俣 則子
	関根麻美子	高木 秀隆	藤澤 進一	
消防団運営委員会(6人)	中野ヘンリ	田村ひろし	勝山まゆみ	牧野けんじ
	川合佐奈子	間宮 由美		
国民健康保険事業の運営に関する協議会(6人)	小林 智夫	小林あすか	佐々木勇一	大橋美枝子
	滝沢 泰子	田中 寿一		
民生委員推薦会(2人)	金井しげる	川瀬 泰徳		
青少年問題協議会(5人)	中野ヘンリ	太田 彩花	佐野 朋子	金井しげる
	野崎 信			
都市計画審議会(5人)	きもと麻由	神尾 昭央	小俣 則子	関根麻美子
	高木 秀隆			
文化振興審議会(7人)	小林あすか	滝沢 泰子	窪田 龍一	小俣 則子
	関根麻美子	高木 秀隆	藤澤 進一	
廃棄物減量等推進審議会(2人)	田島 寛之	伊藤 照子		
国民保護協議会(7人)	窪田 龍一	田中 寿一	伊藤 照子	川瀬 泰徳
	藤澤 進一	須賀 精二	島村 和成	
熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会(2人)	所 隆宏	鹿倉 勇		
江戸川区子ども・子育て応援会議(2人)	金井しげる	川瀬 泰徳		

## 2 会議の開会状況

### (1) 定例会

会議名	会 期	日 数	本会議日数	傍聴者数 (内、映像傍聴)
第1回	令5. 2. 15 (水) ~ 3. 24 (金)	38日	5日	26人 (2人)
第2回	令5. 6. 14 (水) ~ 6. 30 (金)	17日	4日	38人 (0人)
第3回	令5. 9. 20 (水) ~ 10. 26 (木)	37日	4日	26人 (0人)
第4回	令5. 11. 21 (火) ~ 12. 8 (金)	18日	4日	33人 (0人)

定例会傍聴者数合計 123人  
(内、映像傍聴者数 2人)

### (2) 臨時会

会議名	会 期	日 数	本会議日数	傍聴者数 (内、映像傍聴)
第1回	令5. 5. 24 (水) ~ 5. 25 (木)	2日	2日	16人 (0人)
第2回	令5. 12. 28 (木)	1日	1日	5人 (0人)

臨時会傍聴者数合計 21人  
(内、映像傍聴者数 0人)

傍聴者数 総合計 144人  
(内、映像傍聴者 総合計 2人)

## (3) 委員会 (月別)

委員会名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計	傍聴者数
常任委員会	総務	2	1	2	0	1	3	1	1	1	2	3	4	21	16
	生活振興環境	1	1	1	0	1	2	1	1	1	1	1	2	13	48
	福祉健康	1	1	1	0	1	2	1	1	1	1	1	2	13	43
	文教	1	1	1	0	1	2	1	1	1	1	1	2	13	50
	建設	1	1	2	0	1	2	1	1	1	1	1	2	14	39
	小計	6	5	7	0	5	11	5	5	5	6	7	12	74	196
議会運営委員会		0	5	3	0	2	6	0	0	5	1	6	4	32	5
特別委員会	行財政改革・SDGs推進	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	9	3
	災害対策・街づくり推進	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	9	2
	熟年者支援	1	1	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0
	健康推進・熟年者支援	—	—	—	—	1	1	1	1	1	0	1	1	7	1
	子育て・教育力向上	1	1	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0
	子ども支援・教育力向上	—	—	—	—	1	1	1	1	1	0	1	1	7	3
	新庁舎建設等検討	1	1	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	2	4
	予算	—	4	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	1
	決算	—	—	—	—	—	—	—	—	3	6	—	—	9	4
	小計	5	9	5	0	4	4	4	4	7	6	4	4	56	18
合計		11	19	15	0	11	21	9	9	17	13	17	20	162	219

## (4) その他の会議 (月別)

会議名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
議運理事会	2	4	4	1	1	7	2	1	5	2	5	6	40
幹事長会	—	—	—	1	9	—	—	—	—	—	—	—	10
新庁舎議会フロア検討委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2	1	5
広報委員会	0	0	2	0	2	1	1	0	1	1	2	2	12
委員長会	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	11
議会改革検討委員会	0	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
合計	3	6	8	2	13	9	4	2	8	5	10	10	80

(5) 委員会の審査事項

総務委員会

開催月日	審査事項
1月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・発議案の審査</li> <li>・報告 (1) 墨田区立花の化学工場火災に関する対応について (令和4年12月27日)</li> <li>(2) 附属機関等への多様な参画を推進するためのガイドラインに関する要綱について</li> <li>(3) 令和5年度 税制改正大綱に係る主な改正点(地方税関係)</li> <li>(4) 江戸川区議会議員選挙江戸川区長選挙執行概要</li> </ul>
1月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事務調査 出産・子育て応援事業について</li> </ul>
2月1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・発議案の審査</li> <li>・報告 (1) まちあるきガイド「えどぶら」LINEメニューの公開</li> <li>(2) 「船堀駅前地区まちづくり基本構想」(案) 及び「船堀駅前地区高台まちづくり方針」(案) の意見募集について</li> <li>(3) 令和4年度 職員防災訓練の実施について</li> </ul>
3月13日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年第1回定例会付託議案審査</li> </ul>
3月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・発議案の審査</li> <li>・報告 (1) 「DX推進指針」の一部改訂について</li> <li>(2) 「江戸川区情報システム標準化対応方針(第1.0版)」の策定について</li> <li>(3) 第35回江戸川区民世論調査結果概要</li> <li>(4) 地域コミュニティアプリ「PIAZZA」との協定締結</li> <li>(5) 船堀四丁目地区市街地再開発事業に係る都市計画原案説明会について</li> <li>(6) 江戸川区再犯防止推進計画の策定について</li> </ul>
5月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の互選</li> <li>・座席の指定</li> <li>・令和5年第1回臨時会付託議案審査</li> </ul>
6月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部紹介</li> <li>・報告 (1) 衆議院小選挙区の区割り見直し及び小学校の統合に伴う投票区の変更について</li> </ul>
6月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年第2回定例会付託議案審査</li> </ul>
6月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 (1) 財政状況の公表(令和4年度下半期)</li> <li>(2) 「江戸川区新庁舎基本設計方針」の策定について</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3)「江戸川区新庁舎基本設計業務委託」の契約締結について</li> <li>(4)大規模水害時における緊急安全確保に関する協力協定について</li> <li>(5)令和4年度に終了した訴訟事件について</li> <li>(6)係争中の訴訟事件について</li> </ul>
7月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発議案の審査</li> <li>・所管事務調査 包括連携協定について及び江戸川区におけるDXの取組みについて</li> </ul>
8月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動幹部職員の紹介</li> <li>・発議案の審査</li> <li>・所管事務調査 多文化共生の取組み及び江戸川区におけるシティプロモーションの推進</li> <li>・報 告 (1)令和4年度決算に基づく財政指標について</li> <li>(2)江戸川区花火大会におけるSDGsの取組み</li> <li>(3)「くらしの便利帳」の配布</li> <li>(4)「魔法の文学館」(江戸川区角野栄子児童文学館) グランドオープンについて</li> <li>(5)江戸川区防災会議及び国民保護協議会の開催について</li> <li>(6)水害リスク診断書の配布について</li> <li>(7)災害時の情報発信手段の拡充について</li> </ul>
8月28日(月) ～30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事務調査に伴う都市視察(北海道石狩市、北海道札幌市、北海道富良野市)</li> </ul>
9月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視 察 フリーアドレスを活用した働き方について(株式会社オカムラ)</li> <li>・報 告 (1)『「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」実現に向けたアクションプラン』の公表</li> <li>(2)区民と区職員による政策提案プレゼンテーション(実施報告)</li> <li>(3)令和5年度 都区財政調整区別算定結果(当初算定)</li> <li>(4)「江戸川区DX推進指針」の一部改定について</li> <li>(5)SDGsシーズンの開催</li> <li>(6)SDGsアプリ eito(エイト)のリリース</li> <li>(7)「魔法の文学館」区民先行内覧会及び区民向け開館記念イベント等の実施について</li> <li>(8)地域防災計画改定における意見募集について</li> <li>(9)感震ブレーカー配付事業について</li> </ul>
10月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年第3回定例会付託議案審査</li> </ul>

10月16日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・発議案の審査</li> <li>・報告 (1)「SDGs FES in EDOGAWA Supported by TGC」の開催</li> <li style="padding-left: 2em;">(2)「魔法の文学館」メディア向けオープニングセレモニーについて</li> <li style="padding-left: 2em;">(3)船堀四丁目地区市街地再開発事業に係る都市計画決定について</li> <li style="padding-left: 2em;">(4)令和5年度 納税功労者表彰について</li> </ul>
11月7日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動幹部職員の紹介</li> <li>・陳情の審査</li> <li>・発議案の審査</li> <li>・報告 (1)令和6年度江戸川区一般会計歳出予算の要求額状況</li> <li style="padding-left: 2em;">(2)船堀駅前地区まちづくり意見交換会の開催状況等について</li> <li style="padding-left: 2em;">(3)第58回江戸川区総合防災訓練概要</li> <li style="padding-left: 2em;">(4)令和5年度荒川下流防災施設現地実動訓練の実施について</li> <li style="padding-left: 2em;">(5)東京都「東京くらし防災」「東京防災」リニューアル版の全世帯配布について</li> </ul>
11月27日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年第4回定例会付託議案審査</li> </ul>
11月30日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年第4回定例会付託議案審査</li> </ul>
12月1日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・発議案の審査</li> <li>・報告 (1)財政状況の公表（令和5年度上半期）</li> <li style="padding-left: 2em;">(2)公の施設の区域外設置に伴う葛飾区との協議書締結について（報告）</li> </ul>
12月8日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年第4回定例会付託議案審査</li> </ul>
12月19日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・発議案の審査</li> <li>・報告 (1)「江戸川」ナンバーの図柄について</li> <li style="padding-left: 2em;">(2)災害時における江戸川区と福島県東白川郡塙町との相互応援に関する協定</li> <li style="padding-left: 2em;">(3)令和5年度 職員防災訓練の実施について</li> <li style="padding-left: 2em;">(4)「令和6年新年賀詞交歓会」について</li> </ul>
12月28日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年第2回臨時会付託議案審査</li> </ul>

生活振興環境委員会

開催月日	審査事項
1月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)「みんなで『いまの生命』と『みらいの地球』を守る計画」(江戸川区気候変動適応計画)策定について</li> <li>(2)施設予約システム「えどねっと」リニューアルについて</li> <li>(3)令和4年度「えどがわ伝統工芸産学公プロジェクト」第20回新作発表会について</li> <li>(4)第9回小松菜まつり2023の開催について</li> </ul>
2月1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・所管事務調査 みんなで「いまの生命」と「みらいの地球」を守る計画について</li> <li>・報告 (1)「資源とごみの出し方基本ルール」全戸配布について</li> <li>(2)令和5年町会・自治会役員表彰式について</li> <li>(3)マイナンバー制度について</li> </ul>
3月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)新設・拡張公園について</li> <li>(2)令和4年版「統計江戸川」の区ホームページ掲載について</li> <li>(3)「最大30%戻ってくる!えどがわ得得キャンペーン」実績報告について</li> <li>(4)令和4年度産業経済実態調査の調査結果について</li> </ul>
5月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の互選</li> </ul>
6月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席の指定</li> <li>・執行部紹介</li> <li>・報告 (1)小岩菖蒲園まつり</li> <li>(2)第53回環境をよくする運動中央大会</li> <li>(3)第35回環境フェア2023</li> <li>(4)令和5年度施設の貸出休止について</li> </ul>
6月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・所管事務調査 「江戸川区みどりの基本計画」の改定について、および総合レクリエーション公園等におけるリニューアル事業について</li> <li>・報告 (1)地域の力で環境づくりー江戸川区がめざすカーボンマイナス都市の取り組み</li> <li>(2)「えどがわ“ひと涼み”処」の開設</li> <li>(3)区内中小企業に向けた脱炭素セミナーの開催について</li> <li>(4)「食品ロスもったいない絵本コンテスト」の実施について</li> </ul>



	<p>(5) おくやみコーナーの開設について</p> <p>(6) 第46回江戸川区民まっりの開催決定について</p>
7月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動幹部職員の紹介</li> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1) 脱炭素先行地域計画の応募について</li> <li style="padding-left: 20px;">(2) 環境省公募事業「令和4年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」の結果概要について</li> <li style="padding-left: 20px;">(3) 「環境みらい基金」を活用した資源持ち去り対策のモデル事業実施について</li> <li style="padding-left: 20px;">(4) 第52回江戸川区特産金魚まつり</li> <li style="padding-left: 20px;">(5) 第48回江戸川区花火大会について</li> </ul>
8月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動幹部職員の紹介</li> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1) 「歩きたばこ・ポイ捨てはやめましょう！」マナー啓発チラシ作成について</li> <li style="padding-left: 20px;">(2) じゃぶじゃぶ池等の利用期間延長について</li> <li style="padding-left: 20px;">(3) 活力ある区内産業を推進する条例の意見募集開始について</li> </ul>
8月30日(水) ～9月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事務調査に伴う都市視察(岩手県盛岡市、宮城県気仙沼市、新地スマートエナジー株式会社)</li> </ul>
9月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1) 第46回江戸川区民まっりのお知らせ</li> <li style="padding-left: 20px;">(2) 第48回江戸川区花火大会実績報告について</li> <li style="padding-left: 20px;">(3) 令和5年度区内共通商品券まつりについて</li> <li style="padding-left: 20px;">(4) ぶらり 湯らり スタンプらり～2023について</li> <li style="padding-left: 20px;">(5) 銭湯で昔あそびの会について</li> </ul>
10月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1) 特別区長会の共同宣言について</li> <li style="padding-left: 20px;">(2) 葛西海浜公園ラムサール条約湿地登録5周年記念イベント</li> <li style="padding-left: 20px;">(3) 東部交通公園リニューアルイベントの実施について</li> <li style="padding-left: 20px;">(4) プラスチック資源の排出抑制・自主回収に関するアンケートの実施について</li> <li style="padding-left: 20px;">(5) 第46回江戸川区民まっりの御礼</li> </ul>
11月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動幹部職員の紹介</li> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1) 第46回江戸川区民まっりの結果報告</li> <li style="padding-left: 20px;">(2) 第36回江戸川「食」文化の祭典2023</li> <li style="padding-left: 20px;">(3) 第25回産業ときめきフェア in EDOGAWA</li> <li style="padding-left: 20px;">(4) 小松菜グルメスタンプラリーの実施とPR冊子の発行について</li> <li style="padding-left: 20px;">(5) アントレプレナー交流事業の実施について</li> </ul>

12月1日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)2050年度カーボン・マイナス推進に関する連携協定について</li> <li style="padding-left: 20px;">(2)書かない窓口の開始について</li> <li style="padding-left: 20px;">(3)改正戸籍法の施行について</li> </ul>
12月19日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)クリスマス eco イルミナイト in Koiwa</li> <li style="padding-left: 20px;">(2)匝瑳市との再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定について</li> <li style="padding-left: 20px;">(3)「江戸川区食品ロスもったいない絵本コンテスト」の結果報告</li> <li style="padding-left: 20px;">(4)令和5年度「えどがわ伝統工芸産学公プロジェクト」第21回新作発表会</li> </ul>

福祉健康委員会

開催月日	審査事項
1月11日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)未成年者への扶養照会について</li> <li style="padding-left: 20px;">(2)（仮称）江戸川区健康増進計画の策定について</li> <li style="padding-left: 20px;">(3)「江戸川区いのち支える自殺対策計画」の改訂について</li> <li style="padding-left: 20px;">(4)新型コロナワクチン 対象者別接種数・接種率</li> </ul>
2月1日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)ひきこもり居場所事業等業務委託について</li> <li style="padding-left: 20px;">(2)電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給についての報告</li> <li style="padding-left: 20px;">(3)児童相談所の第三者評価の受審結果について</li> <li style="padding-left: 20px;">(4)新型コロナワクチン 対象者別接種数・接種率</li> </ul>
3月14日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)健康長寿協力湯 健康長寿入浴証カードケースの利用開始とお湯わりタイムの料金改定について</li> <li style="padding-left: 20px;">(2)「東京おこめクーポン事業」について</li> <li style="padding-left: 20px;">(3)保育の質ガイドラインの策定について</li> <li style="padding-left: 20px;">(4)ファミリーホーム及び自立援助ホームの開設について</li> <li style="padding-left: 20px;">(5)区内認可私立保育所における不適切な保育について</li> <li style="padding-left: 20px;">(6)江戸川区快適睡眠フェア 2023 の開催</li> <li style="padding-left: 20px;">(7)令和5年度の国民健康保険、後期高齢者医療の制度改正について</li> <li style="padding-left: 20px;">(8)新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険料減免について</li> <li style="padding-left: 20px;">(9)新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保</li> </ul>

	<p>険の被保険者に対する傷病手当金の支給に係る適用期間について</p> <p>(10) 新型コロナワクチン 対象者別接種数・接種率</p>
5月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の互選</li> </ul>
6月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席の指定</li> <li>・執行部紹介</li> <li>・報告 (1)江戸川区熟年しあわせ計画及び第9期介護保険事業計画策定のための基礎調査結果概要</li> <li>(2)スマホ及び携帯電話所持世帯スマホ購入助成金交付事業の実施について</li> <li>(3)江戸川区物価高騰緊急支援給付事業について</li> <li>(4)令和5年度介護保険料額決定通知書等の発送について</li> <li>(5)「第7期江戸川区障害福祉計画」及び「第3期江戸川区障害児福祉計画」策定のための基礎調査結果概要</li> <li>(6)第33回虹の家まつり</li> <li>(7)令和5年度認可保育施設の待機児童について</li> <li>(8)児童相談所の虐待相談対応状況</li> <li>(9)一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価受審結果について</li> <li>(10)歯と口の健康週間の取組み</li> <li>(11)江戸川区の自殺の現状と取組みについて</li> </ul>
6月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 (1)令和4年度江戸川区の高齢者虐待対応状況</li> <li>(2)令和4年度江戸川区の障害者虐待対応状況</li> <li>(3)江戸フィルふれあいコンサート2023</li> <li>(4)メタバースを用いたひきこもりオンライン居場所</li> <li>(5)東京都公衆浴場入浴料金の改定について</li> <li>(6)がん患者アピランスケア支援事業について</li> </ul>
7月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願の審査</li> <li>・報告 (1)高齢者生活支援事業(生活支援品おとどけ事業)の実施について</li> <li>(2)弁当販売の終了について</li> <li>(3)江戸川区国民健康保険高齢受給者証のカードサイズ化について</li> </ul>
8月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動幹部職員の紹介</li> <li>・請願の審査</li> <li>・報告 (1)「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例(案)への意見募集について</li> <li>(2)高齢者生活支援事業(生活支援品おとどけ事業)の実施について</li> <li>(3)生活保護業務の不適切事案に関する第三者委員会について</li> <li>(4)保育施設整備(令和6年度開設)について</li> </ul>

	(5) 令和6年度の区立保育園給食調理業務委託の実施園について
8月28日(月) ～30日(水)	・所管事務調査に伴う都市視察(広島県広島市、香川県丸亀市、香川県高松市)
9月12日(火)	・異動幹部職員の紹介 ・請願の審査 ・報告(1)特別養護老人ホーム公募(第4回)審査結果について (2)令和5年度『笑顔いっぱい長寿の集い』開催日程 (3)自立支援センター「江戸川寮」の概要について (4)第1回江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会の開催について(報告) (5)「自殺防止!えどがわキャンペーン」の実施について
10月16日(月)	・請願・陳情の審査 ・報告(1)江戸川区物価高騰緊急支援給付金の支給状況について (2)江戸川区生活支援品おとどけ事業の支給状況について (3)第2回第三者専門委員会の開催について(報告) (4)保育ママ制度における給食の実施について (5)国民健康保険の産前産後保険料の免除について
11月7日(火)	・異動幹部職員の紹介 ・請願・陳情の審査 ・報告(1)「2023介護フェア」の実施について (2)「ひきこもり講演会～まちの人に知ってほしいひきこもりの人のサポートとは～(11/18)」の実施について (3)第3回第三者専門委員会の開催について(報告) (4)未来を担う子どものための区民基礎調査の実施 (5)令和5年度オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン
12月1日(金)	・請願・陳情の審査 ・報告(1)第16回江戸川区障害者就労支援フェア (2)障害者週間啓発事業 (3)養育家庭(里親)体験発表会の実施について
12月19日(月)	・請願・陳情の審査 ・報告(1)第4回第三者専門委員会の開催について(報告) (2)生活保護事務にかかる不適正事案の経過報告について (3)区立保育園でのおむつのサブスクサービスについて (4)健康増進に関する連携協定締結について

文教委員会

開催月日	審査事項
1月11日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)施設予約システム「えどねっと」リニューアル (2)子ども未来館 社会のしくみ（政治ゼミ）特別講座「子ども議会」 (3)江戸川区二十歳を祝う会について (4)令和5年度 学校用務業務委託導入校 (5)令和5年度 周年記念行事日程 (6)令和5年度 ICT 総合活用支援業務委託事業者の決定について (7)江戸川区立小学校特別支援学級連合てらんかい</li> </ul>
2月1日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察 都立誠明学園について（都立誠明学園）</li> <li>・報告 (1)令和3年度 事務事業点検・評価報告書について (2)令和4年度東京都児童・生徒 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について</li> </ul>
3月14日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)令和3年度事務事業点検・評価報告書 (2)令和5年度 学校閉庁日について (3)令和4年度 小・中学校全国大会等成績（冬季）について (4)令和7年度改築予定校について</li> </ul>
5月24日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の互選</li> </ul>
6月1日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席の指定</li> <li>・執行部紹介</li> <li>・報告 (1)令和5年度周年記念行事日程について (2)すくすくスクールの実施状況および学校長期休業中（平日）の昼食提供について (3)区立小・中学校の児童（生徒）数・学級数 (4)外国籍の児童・生徒の就学状況の確認について (5)就学援助制度について (6)区立中学校教員の事件について (7)令和5年度体育的行事、土曜授業、教育課題実践推進校における説明会等、チャレンジ・ザ・ドリームの日程 (8)令和6年度以降使用教科用図書採択 (9)南小岩小学校 新校舎の竣工について (10)校庭等の危険物の確認・除去等について</li> </ul>
6月23日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)区立小・中学校の児童・生徒数の推移（過去10年） (2)篠崎小学校新校舎の竣工について (3)二之江小学校新校舎の竣工について</li> </ul>

	(4) 教職員の服務事故について
7月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請願・陳情の審査</li> <li>・ 報告 (1) 「(仮称) 江戸川区立図書館基本計画」の策定について</li> <li style="padding-left: 2em;">(2) 文化施設及びスポーツ施設における大規模改修について</li> <li style="padding-left: 2em;">(3) 第2回江戸川区羽根田卓也杯カヌー大会の開催について</li> </ul>
8月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視察 松田町立松田小学校について(松田町立松田小学校)</li> <li>・ 報告 (1) 令和5年度(第21回)青少年の翼 出発・帰国について</li> <li style="padding-left: 2em;">(2) すくすくスクール時間外勤務手当支給状況調査の実施について</li> </ul>
8月28日(月) ～30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管事務調査に伴う都市視察(北海道旭川市、北海道札幌市、北海道千歳市)</li> </ul>
9月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異動幹部職員の紹介</li> <li>・ 請願・陳情の審査</li> <li>・ 報告 (1) 令和6年度小学校入学予定者に対する希望調査の結果及び抽選会について</li> <li style="padding-left: 2em;">(2) 令和6年度以降使用小学校教科用図書採択について</li> <li style="padding-left: 2em;">(3) 令和8年度改築予定校の公表について</li> <li style="padding-left: 2em;">(4) 鹿骨小学校給食用エレベーターの事故について</li> </ul>
10月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請願・陳情の審査</li> <li>・ 報告 (1) 第44回江戸川マラソン大会の開催について</li> <li style="padding-left: 2em;">(2) 江戸川・ホノルルフェスティバル</li> <li style="padding-left: 2em;">(3) 令和6年度学校用務業務委託導入校について</li> <li style="padding-left: 2em;">(4) 令和5年度全国学力・学習状況調査結果について</li> <li style="padding-left: 2em;">(5) 令和8年度改築予定校の追加公表について</li> <li style="padding-left: 2em;">(6) 東小松川小学校改築工事の工期延伸について</li> <li style="padding-left: 2em;">(7) 令和4年度における本区の暴力行為・いじめ認知件数・不登校の状況について</li> </ul>
11月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異動幹部職員の紹介</li> <li>・ 請願・陳情の審査</li> <li>・ 報告 (1) 『江戸川区×東京藝大「ともにアート」プロジェクト』キックオフシンポジウムの開催</li> <li style="padding-left: 2em;">(2) パラスポーツ推進月間の開催</li> <li style="padding-left: 2em;">(3) 令和5年度全国学力・学習状況調査結果の一部修正について</li> <li style="padding-left: 2em;">(4) 区立学校校庭の釘等除去作業の完了について</li> </ul>
12月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請願・陳情の審査</li> <li>・ 報告 (1) 令和5年度第39回江戸川区スポーツ栄誉賞について</li> <li style="padding-left: 2em;">(2) いじめの重大事態にかかる調査について</li> </ul>

12月19日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1) 令和6年江戸川区二十歳を祝う会について (2) 学校給食で提供した食材について (3) 令和5年度版「学校適正配置の考え方」の更新について</li> </ul>
-----------	---

建設委員会

開催月日	審査事項
1月11日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1) 松本橋の完成、開通について (2) TOKYO 強靱化プロジェクト「100年先も安心」を目指して 策定について</li> </ul>
2月1日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1) 「船堀駅前地区まちづくり基本構想」(案) 及び「船堀駅前地区高台まちづくり方針」(案) の意見募集について (2) 江戸川区景観計画の改定(案) について (3) 鹿骨地域農の風景育成地区の指定について (4) 補助第143号線「旧江戸川橋梁(仮称)」の事業着手について (5) 京成本線荒川橋梁架替事業の工事着手について (6) 令和4年区内交通事故の状況について</li> </ul>
3月13日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年第1回定例会付託議案審査</li> </ul>
3月14日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1) 新設・拡張公園について (2) 南小岩七丁目地区都市計画案の説明会・縦覧の実施 (3) 一人当たりの交通事故件数(23区別)</li> </ul>
5月24日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の互選</li> </ul>
6月1日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席の指定</li> <li>・執行部紹介</li> <li>・報告 (1) コミュニティ交通実証運行について (2) 南小岩小学校 新庁舎の竣工について (3) 江戸川区私道防犯灯LED化事業</li> </ul>

6月23日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)環七高速鉄道（メトロセブン）促進協議会 令和5年度総会の開催について</li> <li>(2)江戸川区マンション管理適正化推進計画の策定 について</li> <li>(3)二之江小学校新校舎の竣工について</li> <li>(4)篠崎小学校新庁舎の竣工について</li> <li>(5)東京高潮対策促進連盟パネル展示PRについて</li> </ul>
7月12日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)令和5年度自転車用ヘルメット購入補助について</li> </ul>
8月3日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)第73回利根川治水同盟治水大会概要について</li> <li>(2)令和5年度「道路ふれあい月間」について</li> </ul>
8月28日（月） ～30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事務調査に伴う都市視察（宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県仙台市）</li> </ul>
9月12日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)西小松川町、東小松川一・二丁目地区地区計画 （素案）・道路拡幅線形個別説明会開催について</li> </ul>
10月16日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)船堀四丁目地区及び南小岩七丁目駅前地区市街地 再開発事業に係る都市計画決定について</li> <li>(2)都市計画道路補助286号線（上篠崎）事業計画説明 会の開催について</li> <li>(3)第34回東京都道路整備事業推進大会について</li> </ul>
11月7日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動幹部職員の紹介</li> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)西小松川町、東小松川一・二丁目地区地区計画 （原案）説明会開催について</li> <li>(2)令和5年度荒川下流防災施設現地実動訓練の実施 について</li> <li>(3)第58回江戸川区総合防災訓練概要</li> <li>(4)自転車用ヘルメット購入補助申請方法の拡大につ いて</li> <li>(5)鹿本橋・人道橋化へ向けての車両通行止め</li> </ul>
12月1日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・報告 (1)交差点名標示板の落下事故について</li> </ul>
12月19日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> </ul>



議会運営委員会

開催月日	審査事項
2月8日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 第1回定例会に提出予定の議案について</li> <li>・予算特別委員会審査日程について</li> <li>・予算特別委員会委員について</li> <li>・予算特別委員会の会派等持ち時間について</li> <li>・コロナ禍における予算特別委員会の運営について</li> <li>・議会改革検討委員会の結果報告</li> <li>・議員定数条例の一部を改正する条例改正について</li> <li>・陳情の審査</li> </ul>
2月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期日程案、議事日程(第1号)案について</li> <li>・予算特別委員会委員の交代について</li> <li>・議員定数条例の一部を改正する条例(案)について</li> </ul>
2月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期日程(案)、議事日程(第1号)案について</li> <li>・予算特別委員会委員の交代について</li> <li>・議員定数に関する検討結果報告書について</li> </ul>
2月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発言通告の訂正について</li> <li>・議事日程(第2号)案について</li> <li>・予算特別委員会委員の交代について</li> </ul>
2月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 第1回定例会に提出の追加議案について</li> <li>・議事日程(第3号)案について</li> </ul>
3月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 第1回定例会に提出の追加議案について</li> <li>・議事日程(第3号)案について</li> </ul>
3月9日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事日程(第4号)案について</li> </ul>
3月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・議事日程(第5号)案について</li> <li>・令和5年第1回臨時会及び第2回定例会の会期日程案について</li> <li>・令和5年第3回定例会の会期日程案について</li> <li>・議会改革検討委員会から報告のあった検討結果及び来期への申し送り事項について</li> </ul>
5月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の互選について</li> <li>・議会運営委員会理事会理事の選出について</li> </ul>
5月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の互選について</li> <li>・議会運営委員会理事会理事の選出について</li> </ul>
6月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 第2回定例会に提出予定の議案について</li> <li>・議会運営委員会の申し合わせ事項について</li> </ul>
6月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期日程案、議事日程(第1号)案について</li> </ul>
6月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期日程(案)、議事日程(第1号)案について</li> </ul>
6月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 第2回定例会に提出の追加議案について</li> <li>・議事日程(第2号)案について</li> </ul>

6月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事日程(第3号)案について</li> </ul>
6月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告第2回定例会に提出の追加議案について</li> <li>・陳情の審査</li> <li>・議事日程(第4号)案について</li> <li>・発言訂正の申し出について</li> <li>・令和5年第3回定例会の会期日程案について</li> <li>・令和5年第4回定例会の会期日程案について</li> </ul>
9月11日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告第3回定例会に提出の追加議案について</li> <li>・決算特別委員会委員について</li> <li>・決算特別委員会の会派等持ち時間について</li> <li>・新庁舎議会フロア検討委員会の設置について</li> <li>・陳情の審査</li> </ul>
9月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期日程(案)、議事日程(第1号)案について</li> <li>・所管事務調査 都市視察について</li> </ul>
9月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期日程(案)、議事日程(第1号)案について</li> <li>・決算特別委員会委員の交代について</li> </ul>
9月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告第3回定例会に提出の追加議案について</li> <li>・議事日程(第2号)案について</li> </ul>
9月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事日程(第3号)案について</li> </ul>
10月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・議事日程(第4号)案について</li> <li>・令和5年第4回定例会の会期日程案について</li> <li>・令和6年第1回定例会の会期日程案について</li> </ul>
11月10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告第4回定例会に提出予定の議案について</li> <li>・陳情の審査</li> </ul>
11月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期日程案、議事日程(第1号)案について</li> <li>・陳情の審査</li> </ul>
11月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期日程(案)、議事日程(第1号)案について</li> </ul>
11月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告第4回定例会に提出の追加議案について</li> </ul>
11月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発言通告の取下げについて</li> <li>・議事日程(第2号)案について</li> </ul>
11月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事日程(第2号)案について</li> <li>・新庁舎議会フロア検討委員会の検討結果について</li> </ul>
12月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告第4回定例会に提出の追加議案について</li> </ul>
12月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の審査</li> <li>・所管事務調査 都市視察について</li> <li>・議事日程(第4号)案について</li> <li>・令和6年第1回定例会の会期日程案について</li> <li>・令和6年第1回臨時会及び第2回定例会の会期日程案について</li> </ul>

12月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 第2回臨時会に提出予定の議案について</li> <li>・第2回臨時会に提出予定の発議案について</li> <li>・議事日程(第1号)案及び追加議事日程(第1号の追加1)案</li> </ul>
12月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回臨時会に提出予定の発議案について</li> </ul>

行財政改革・SDGs推進特別委員会

開催月日	審査事項
1月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会調査概要の作成に向けた意見交換</li> </ul>
2月6日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会調査概要の確認</li> <li>・報告(1)まちあるきガイド「えどぶら」LINEメニューの公開</li> </ul>
5月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の互選</li> </ul>
6月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席の指定</li> <li>・執行部幹部職員の紹介</li> <li>・年間活動予定について</li> </ul>
7月4日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間活動予定について</li> <li>・都区財政調整制度について</li> <li>・報告(1)「江戸川区新庁舎基本設計方針」の策定について</li> <li>・報告(2)「江戸川区新庁舎基本設計業務委託」の契約締結について</li> </ul>
8月8日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察 人を呼び込む施設の経営について(スヌーピーミュージアム)</li> <li>・年間活動予定について</li> <li>・報告(1)「魔法の文学館」(江戸川区角野英子児童文学館)グランドオープンについて</li> </ul>
9月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察 暮らしの価値を高める公共施設の再編整備について(日本科学未来館)</li> <li>・報告(1)『「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」実現に向けたアクションプラン』の公表</li> <li>・報告(2)区民と区職員による政策提案プレゼンテーション(実施報告)</li> <li>・報告(3)「江戸川区DX推進指針」の一部改定について</li> <li>・報告(4)SDGsシーズンの開催</li> <li>・報告(5)SDGsアプリ eito(エイト)のリリース</li> <li>・報告(6)「魔法の文学館」区民先行内覧会及び区民向け開館記念イベント等の実施について</li> </ul>
11月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察 地域における多文化共生及び世界の文化や暮らしについて(神奈川県立地球市民かながわプラザ)</li> </ul>

	・年間活動予定について
12月25日(月)	・江戸川区におけるDXの取組みについて

災害対策・街づくり推進特別委員会

開催月日	審査事項
1月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会調査概要作成に向けての意見交換</li> <li>・報告 (1) 墨田区立花の化学工場葛西に関する対応について(令和4年12月27日)</li> <li>(2) 松本橋の完成、開通について</li> <li>(3) TOKYO 強靱化プロジェクト「100年先も安心」を目指して 策定について</li> </ul>
2月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会調査概要の確認(総括)</li> <li>・報告 (1) 江戸川区景観計画の改定(案)について</li> <li>(2) 鹿骨地域農の風景育成地区の指定について</li> <li>(3) 補助第143号線「旧江戸川橋梁(仮称)」の事業着手について</li> <li>(4) 京成本線荒川橋梁架替事業の工事着手について</li> <li>(5) 令和4年区内交通事故の状況について</li> </ul>
5月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の互選</li> </ul>
6月12日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席の指定</li> <li>・執行部職員の紹介</li> <li>・年間活動予定について</li> <li>・報告 (1) コミュニティ交通実証運行の終了について</li> <li>(2) 環七高速鉄道(メトロセブン)促進協議会令和5年度総会の開催について</li> <li>(3) 南小岩小学校新校舎の竣工について</li> <li>(4) 江戸川区私道防犯灯LED化事業について</li> </ul>
7月3日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間活動予定について</li> <li>・TOKYO 強靱化プロジェクト及び関連する本区の取組みについて</li> <li>・報告 (1) 二之江小学校新校舎の竣工について</li> <li>(2) 篠崎小学校新校舎の竣工について</li> <li>(3) 令和5年度自転車用ヘルメット購入補助について</li> <li>(4) 東京高潮対策促進連盟 パネル展示PRについて</li> </ul>

8月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視 察 NTTグループの災害対策について (NTT 東日本葛西交換局)</li> <li>・報 告 (1)江戸川区防災会議及び国民保護協議会の開催について (2)水害リスク診断書の配布について (3)災害時の情報発信手段の拡充について (4)令和5年度「道路ふれあい月間」について</li> </ul>
9月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視 察 気象庁における防災の取組みについて (気象庁・気象科学館)</li> <li>・報 告 (1)感震ブレイカー配付事業について (2)西小松川町、東小松川一・二丁目地区地区計画 (素案)・道路拡幅線形個別説明会開催について</li> </ul>
11月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視 察 三郷排水機場の機能や役割について(三郷排水機場)</li> <li>・報 告 (1)令和5年度荒川下流防災施設現地実動訓練の実施について (2)第58回江戸川区総合防災訓練概要 (3)東京都「東京くらし防災」「東京防災」リニューアル版の全世帯配布について (4)(西小松川町、東小松川一・二丁目地区地区計画 (原案)説明会開催について (5)鹿本橋・人道橋化へ向けての車両通行止め</li> </ul>
12月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視 察 IKEBUSについて(豊島区役所)</li> <li>・報 告 交差点名標示板の落下事故について</li> </ul>

#### 熟年者支援特別委員会

開催月日	審査事項
1月26日(木)	・委員会調査概要作成に向けての意見交換
2月3日(金)	・委員会調査概要の確認(総括)

#### 健康推進・熟年者支援特別委員会

開催月日	審査事項
5月25日(木)	・正副委員長の互選
6月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席の指定</li> <li>・執行部幹部職員の紹介</li> <li>・年間活動予定について</li> <li>・報 告 (1)江戸川区熟年しあわせ計画及び第9期介護保険事業計画策定のための基礎調査 結果概要</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 令和5年度介護保険料額決定通知書等の発送について</li> <li>(3) 「第7期江戸川区障害福祉計画」及び「第3期江戸川区障害児福祉計画」策定のための基礎調査結果概要</li> <li>(4) 第33回虹の家まつり</li> <li>(5) 歯と口の健康週間の取組み</li> <li>(6) 江戸川区の自殺の現状と取組みについて</li> </ul>
7月7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間活動予定について</li> <li>・みんなで筋トレ</li> <li>・報告 (1) 令和4年度江戸川区の高齢者虐待対応状況</li> <li>(2) 令和4年度江戸川区の障害者虐待対応状況</li> <li>(3) 弁当販売の終了について</li> <li>(4) 東京都公衆浴場入浴料金の改定について</li> </ul>
8月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 (1) 「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例(案)への意見募集について</li> <li>(2) 高齢者生活支援事業(生活支援品おとどけ事業)の実施について</li> <li>・介護保険制度の現状について</li> <li>・熟年相談室における地域の取組みについて</li> </ul>
9月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動幹部職員の紹介</li> <li>・視察 江戸川区のひきこもり支援施策について(駄菓子屋居場所よりみち屋)</li> <li>・報告 健康増進普及月間「健康イベント」の実施について</li> </ul>
11月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察 医療的ケア児への支援について(元麻布保育園)</li> <li>・報告 「2023介護フェア」の実施について</li> </ul>
12月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなのえどがわ健康いきいきプラン(江戸川区健康増進計画)について</li> <li>・報告 健康増進に関する連携協定締結について</li> </ul>

子育て・教育力向上特別委員会

開催月日	審査事項
1月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会調査概要の作成に向けた意見交換</li> <li>・報告 (1) 令和5年江戸川区二十歳を祝う会 実績報告</li> <li>(2) 子ども未来館 社会のしくみ(政治ゼミ) 特別講座「子ども議会」</li> <li>(3) 江戸川区立小学校特別支援学級連合てんらんかい</li> </ul>
2月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会調査概要の確認</li> <li>・報告 (1) 児童相談所の第三者評価の受審結果について</li> <li>(2) 令和4年度東京都児童・生徒 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について</li> </ul>

子ども支援・教育力向上特別委員会

開催月日	審査事項
5月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の互選</li> </ul>
6月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席の指定</li> <li>・執行部幹部職員の紹介</li> <li>・年間活動予定について</li> <li>・報告 (1) 児童相談所の虐待相談対応状況 (2) 一時保護所の子どもたちの生活・支援に関する第三者評価受審結果について (3) 区立中学校教員の事件について (4) 令和6年度以降使用教科用図書採択</li> </ul>
7月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間活動予定について</li> <li>・江戸川区教育委員会教育研究所の目的、取組みについて</li> </ul>
8月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察 立川市子ども未来センターの取組みについて (立川市子ども未来センター)</li> <li>・報告 (1) 令和6年度の区立保育園給食調理業務委託の実施園について (2) 令和5年度(第21回) 青少年の翼 出発・帰国について</li> </ul>
9月7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動幹部職員の紹介</li> <li>・視察 江戸川区立二之江小学校の新校舎について (二之江小学校)</li> </ul>
11月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースサポートの取組みについて</li> <li>・報告 (1) 未来を担う子どもたちのための区民基礎調査の実施 (2) 令和5年度 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン (3) 令和5年度全国学力・学習状況調査結果について (4) 令和4年度における本区の暴力行為・いじめ認知件数・不登校の状況について</li> </ul>
12月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区のヤングケアラー支援について</li> <li>・報告 (1) 令和6年江戸川区二十歳を祝う会について (2) 区立保育園でのおむつのサブスクサービスについて (3) 令和6年度以降使用小学校教科用図書採択について (4) いじめの重大事態に係る調査について</li> </ul>

新庁舎建設等検討特別委員会

開催月日	審査事項
1月20日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会フロアの検討について（まとめ）</li> <li>・新庁舎建設における基本設計方針の取組みについて</li> <li>・報告（1）新庁舎建設事業の概要について （2）船堀四丁目地区市街地再開発準備組合による「再開発事業説明会」の開催について</li> </ul>
2月13日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎基本設計方針における「議会フロアの計画」に関する報告書について</li> <li>・委員会調査概要の確認（総括）</li> <li>・報告（1）「船堀駅前地区まちづくり基本構想」（案）及び「船堀駅前地区高台まちづくり基本方針」（案）の意見募集について （2）船堀四丁目地区市街地再開発事業における基盤整備の検討状況について （3）今後の基本設計方針の流れについて</li> </ul>



### 3 議案・報告

#### (1) 種類別議決件数

種類		会議	定例会				臨時会		計
			第一回	第二回	第三回	第四回	第一回	第二回	
区長提出議案	条例・予算等	条例の制定・改廃	21	13	15	11	0	0	60
		予 算	12	2	3	9	1	1	28
		契 約	4	11	0	0	0	0	15
		財産の購入売却等	1	0	0	0	0	0	1
		区道認定、変・廃	2	0	0	0	0	0	2
		町区域の変更等	0	0	0	0	0	0	0
		任命、選任同意	0	2	1	0	1	0	4
		そ の 他	12	1	3	9	0	0	25
		計	52	29	22	29	2	1	135
	報 告	決算の認定	0	0	1	0	0	0	1
		継続費等使用清算	0	2	1	0	0	0	3
		専決処分	1	1	1	0	1	0	4
		そ の 他	1	2	2	1	0	0	6
		計	2	5	5	1	1	0	14
小 計		54	34	27	30	3	1	149	
議員提出議案	条例、会議規則		1	0	1	0	0	0	2
	意 見 書		0	3	1	1	0	0	5
	そ の 他		0	0	0	0	0	1	1
	小 計		1	3	2	1	0	1	8
そ の 他	選 挙		0	0	0	0	2	0	2
	特別委員会の設置		1	0	1	0	4	0	6
	各委員会委員の選任	常任	0	0	0	0	5	0	5
		議運	0	0	0	0	1	0	1
		特別	1	0	1	0	4	0	6
	所管事務調査		0	5	1	0	0	0	6
小 計		2	5	3	0	16	0	26	
合 計			57	42	32	31	19	2	183

(2) 議案の審議結果

第1回定例会 (2/15～3/24)

議案番号	件名	結果
第1号	令和5年度江戸川区一般会計予算	
	賛成34 (自民14・公明11・江ク4・生ネ2・区民2・無所属1) 反対 5 (共産4・無所属1)	5. 3. 24 可決
第2号	令和5年度江戸川区国民健康保険事業特別会計予算	
	賛成34 (自民14・公明11・江ク4・生ネ2・区民2・無所属1) 反対 5 (共産4・無所属1)	5. 3. 24 可決
第3号	令和5年度江戸川区介護保険事業特別会計予算	
	賛成35 (自民14・公明11・江ク4・生ネ2・区民2・無所属2) 反対 4 (共産4)	5. 3. 24 可決
第4号	令和5年度江戸川区後期高齢者医療特別会計予算	
	賛成34 (自民14・公明11・江ク4・生ネ2・区民2・無所属1) 反対 5 (共産4・無所属1)	5. 3. 24 可決
第5号	令和4年度江戸川区一般会計補正予算 (第11号)	
	全会一致 (39:0)	5. 3. 24 可決
第6号	令和4年度江戸川区国民健康保険事業特別会計補正予算 (第6号)	
	全会一致 (39:0)	5. 3. 24 可決
第7号	令和4年度江戸川区介護保険事業特別会計補正予算 (第4号)	
	全会一致 (39:0)	5. 3. 24 可決
第8号	令和4年度江戸川区後期高齢者医療特別会計補正予算 (第5号)	
	全会一致 (39:0)	5. 3. 24 可決
第9号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	
	全会一致 (39:0)	5. 3. 24 可決
第10号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	
	全会一致 (39:0)	5. 3. 24 可決
第11号	江戸川区環境みらい基金条例	
	全会一致 (39:0)	5. 3. 24 可決
第12号	江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例	
	全会一致 (39:0)	5. 3. 24 可決
第13号	江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例の一部を改正する条例	
	全会一致 (39:0)	5. 3. 24 可決

議案番号	件名	結果
第14号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第15号	江戸川区立障害者支援ハウス条例の一部を改正する条例	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第16号	江戸川区発達相談・支援センター条例の一部を改正する条例	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第17号	江戸川区児童発達支援センター条例の一部を改正する条例	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第18号	江戸川区育成室条例の一部を改正する条例	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第19号	江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第20号	江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第21号	江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第22号	江戸川区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第23号	江戸川区認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第24号	江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例	5. 3. 24 可決 賛成32 (自民14・公明11・江ク4・区民2・無所属1) 反対 7 (共産4・生ネ2・無所属1)
第25号	江戸川区立公園条例の一部を改正する条例	5. 3. 24 可決 賛成34 (自民14・公明11・江ク4・生ネ2・区民2・無所属1) 反対 5 (共産4・無所属1)
第26号	江戸川区防災会議条例の一部を改正する条例	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第27号	江戸川区国民保護協議会条例の一部を改正する条例	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第28号	江戸川区立学校設備使用条例の一部を改正する条例	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)

議案番号	件名	結果
第29号	特別区道の路線廃止について	賛成32（自民14・公明11・江ク4・区民2・無所属1） 反対 7（共産4・生ネ2・無所属1）
第30号	特別区道の路線認定について	賛成33（自民14・公明11・江ク4・区民2・無所属2） 反対 6（共産4・生ネ2）
第31号	江戸川区立下鎌田西小学校教室棟外解体工事請負契約	5. 3. 24 可決 全会一致（39：0）
第32号	江戸川区立下小岩第二小学校教室棟外解体工事請負契約	5. 3. 24 可決 全会一致（39：0）
第33号	江戸川区立小岩第一中学校教室棟外解体工事請負契約	5. 3. 24 可決 全会一致（39：0）
第34号	総合レクリエーション公園リニューアル工事請負契約	賛成34（自民14・公明11・江ク4・生ネ2・区民2・無所属1） 反対 5（共産4・無所属1）
第35号	施設の買入れについて	賛成34（自民14・公明11・江ク4・生ネ2・区民2・無所属1） 反対 5（共産4・無所属1）
第36号	債権の放棄について	5. 3. 24 可決 全会一致（39：0）
第37号	債権の放棄について	5. 3. 24 可決 全会一致（39：0）
第38号	債権の放棄について	5. 3. 24 可決 全会一致（39：0）
第39号	債権の放棄について	5. 3. 24 可決 全会一致（39：0）
第40号	債権の放棄について	5. 3. 24 可決 全会一致（39：0）
第41号	債権の放棄について	5. 3. 24 可決 全会一致（39：0）
第42号	債権の放棄について	5. 3. 24 可決 全会一致（39：0）
第43号	債権の放棄について	5. 3. 24 可決 全会一致（39：0）

議案番号	件名	結果
第44号	債権の放棄について	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第45号	債権の放棄について	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第46号	債権の放棄について	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第47号	債権の放棄について	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第48号	令和5年度江戸川区一般会計補正予算 (第1号)	賛成34 (自民14・公明11・江ク4・生ネ2・区民2・無所属1) 反対 5 (共産4・無所属1)
第49号	令和5年度江戸川区国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	賛成34 (自民14・公明11・江ク4・生ネ2・区民2・無所属1) 反対 5 (共産4・無所属1)
第50号	江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例	賛成33 (自民14・公明11・江ク4・生ネ2・区民2) 反対 6 (共産4・無所属2)
第51号	令和4年度江戸川区一般会計補正予算 (第12号)	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)
第52号	令和5年度江戸川区一般会計補正予算 (第2号)	5. 3. 24 可決 全会一致 (39 : 0)

報告番号	件名	結果
第1号	専決処分した事件の報告について	5. 2. 15 受理
第2号	議決を得た契約の契約変更について	5. 2. 15 受理

第1回臨時会 (5/24・25)

議案番号	件名	結果
第53号	令和5年度江戸川区一般会計補正予算 (第4号)	5. 5. 25 可決 全会一致 (43 : 0)

同意番号	件名	結果
第1号	江戸川区監査委員の選任同意について	5. 5. 24 同意 全会一致 (43 : 0)

報告番号	件名	結果
第3号	専決処分した事件の報告及び承認について 〔令和5年度江戸川区一般会計補正予算（第3号）〕	5. 5. 24 承認 全会一致 (43 : 0)

第2回定例会（6/14～30）

議案番号	件名	結果
第54号	令和5年度江戸川区一般会計補正予算（第5号）	5. 6. 30 可決 全会一致 (42 : 0)
第55号	令和5年度江戸川区国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	5. 6. 30 可決 全会一致 (42 : 0)
第56号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	5. 6. 30 可決 全会一致 (42 : 0)
第57号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	5. 6. 30 可決 全会一致 (42 : 0)
第58号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	5. 6. 30 可決 全会一致 (42 : 0)
第59号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5. 6. 30 可決 全会一致 (42 : 0)
第60号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5. 6. 30 可決 全会一致 (42 : 0)
第61号	江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	5. 6. 30 可決 全会一致 (42 : 0)
第62号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	5. 6. 30 可決 全会一致 (42 : 0)
第63号	江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例	賛成38（自民10・公明12・無会5・立国4・ネれ3・維新2・無所属2） 反対 4（共産4）
第64号	江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例	5. 6. 30 可決 全会一致 (42 : 0)

議案番号	件名	結果
第65号	江戸川区角野栄子児童文学館条例の一部を改正する条例	5. 6. 30 可決 全会一致 (42:0)
第66号	江戸川区認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例	5. 6. 30 可決 全会一致 (42:0)
第67号	江戸川区臨海町二丁目地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	5. 6. 30 可決 全会一致 (42:0)
第68号	江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	5. 6. 30 可決 全会一致 (42:0)
第69号	江戸川区立下鎌田地域統合小学校改築に伴う電気設備工事請負契約	5. 6. 30 可決 全会一致 (42:0)
第70号	江戸川区立下鎌田地域統合小学校改築に伴う機械設備工事請負契約	5. 6. 30 可決 賛成37 (自民10・公明12・共産4・立国4・ネれ3・ 維新2・無所属2) 反対 5 (無会5)
第71号	江戸川区立下小岩地域統合小学校改築工事請負契約	5. 6. 30 可決 全会一致 (42:0)
第72号	江戸川区立下小岩地域統合小学校改築に伴う電気設備工事請負契約	5. 6. 30 可決 全会一致 (42:0)
第73号	江戸川区立下小岩地域統合小学校改築に伴う機械設備工事請負契約	5. 6. 30 可決 賛成37 (自民10・公明12・共産4・立国4・ネれ3・ 維新2・無所属2) 反対 5 (無会5)
第74号	江戸川区立小岩第一中学校改築に伴う電気設備工事請負契約	5. 6. 30 可決 全会一致 (42:0)
第75号	江戸川区立小岩第一中学校改築に伴う機械設備工事請負契約	5. 6. 30 可決 賛成37 (自民10・公明12・共産4・立国4・ネれ3・ 維新2・無所属2) 反対 5 (無会5)
第76号	春江橋架替工事 (その2) 請負契約	5. 6. 30 可決 全会一致 (42:0)
第77号	江戸川区立篠崎小学校改築工事請負契約の変更について	5. 6. 30 可決 全会一致 (42:0)
第78号	江戸川区角野栄子児童文学館の指定管理者の指定について	5. 6. 30 可決 全会一致 (42:0)

議案番号	件名	結果
第79号	江戸川区立下鎌田地域統合小学校改築工事請負契約	賛成37 (自民10・公明12・共産4・立国4・ネれ3・維新2・無所属2) 反対 5 (無会5)

議案番号	件名	結果
第80号	江戸川区立小岩第一中学校改築工事請負契約	賛成37 (自民10・公明12・共産4・立国4・ネれ3・維新2・無所属2) 反対 5 (無会5)

同意番号	件名	結果
第2号	江戸川区農業委員会委員の任命同意について	5. 6. 14 同意 全会一致 (42 : 0)
第3号	江戸川区教育委員会委員の任命同意について	5. 6. 30 同意 全会一致 (42 : 0)

報告番号	件名	結果
第4号	専決処分した事件の報告について	5. 6. 14 受理
第5号	放棄した私債権の報告について	5. 6. 14 受理
第6号	令和4年度江戸川区一般会計の繰越費の繰越使用について	5. 6. 14 受理
第7号	令和4年度江戸川区一般会計の繰越明許費の繰越使用について	5. 6. 14 受理
第8号	議決を得た契約の契約変更について	5. 6. 14 受理

第3回定例会 (9/20~10/26)

議案番号	件名	結果
第81号	令和5年度江戸川区一般会計補正予算 (第6号)	5. 10. 26 可決 全会一致 (43 : 0)



議案番号	件名	結果
第82号	令和5年度江戸川区介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第83号	令和5年度江戸川区後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第84号	ともに生きるまちを目指す条例の一部を改正する条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第85号	活力ある区内産業を推進する条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第86号	歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第87号	障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第88号	ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第89号	江戸川区附属機関の設置に関する条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第90号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第91号	江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第92号	江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第93号	江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第94号	江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第95号	江戸川区プールの基準に関する条例の一部を改正する条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第96号	江戸川区興行場法施行条例の一部を改正する条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第97号	江戸川区旅館業法施行条例の一部を改正する条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	
第98号	東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例	
	5.10.26 可決 全会一致（43：0）	

議案番号	件名	結果
第99号	訴えの提起について	5. 10. 26 可決 全会一致 (43 : 0)
第100号	公の施設の区域外設置に関する協議について	5. 10. 26 可決 全会一致 (43 : 0)
第101号	児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約	5. 10. 26 可決 全会一致 (43 : 0)

同意番号	件名	結果
第4号	江戸川区教育委員会委員の任命同意について	5. 9. 25 同意 全会一致 (43 : 0)

報告番号	件名	結果
第9号	令和4年度江戸川区各会計歳入歳出決算の認定について	5. 10. 26 認定 賛成39 (自民11・公明12・無会5・立国4・ネれ3・維新2・無所属2) 反対 4 (共産4)
第10号	令和4年度決算に基づく江戸川区健全化判断比率の報告について	5. 9. 20 受理
第11号	令和4年度江戸川区一般会計の継続費の精算について	5. 9. 20 受理
第12号	専決処分した事件の報告について	5. 9. 20 受理
第13号	議決を得た契約の契約変更について	5. 9. 20 受理

第4回定例会 (11/21~12/8)

議案番号	件名	結果
第102号	令和5年度江戸川区一般会計補正予算 (第7号)	5. 12. 8 可決 全会一致 (43 : 0)
第103号	令和5年度江戸川区国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)	5. 12. 8 可決 全会一致 (43 : 0)
第104号	令和5年度江戸川区介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	5. 12. 8 可決 全会一致 (43 : 0)

議案番号	件名	結果
第105号	令和5年度江戸川区後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	5.12.8 可決 全会一致(43:0)
第106号	多文化共生のまち推進条例	5.12.8 可決 全会一致(43:0)
第107号	江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例	5.12.8 可決 全会一致(43:0)
第108号	江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5.12.8 可決 全会一致(43:0)
第109号	江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	5.12.8 可決 全会一致(43:0)
第110号	江戸川区公共の場所における迷惑行為の防止に関する条例	5.12.8 可決 賛成36(自民11・公明12・無会5・立国4・維新2・無所属2) 反対7(共産4・ネレ3)
第111号	江戸川区避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例	5.12.8 可決 全会一致(43:0)
第112号	江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例	5.12.8 可決 全会一致(43:0)
第113号	江戸川区水辺のスポーツガーデンの指定管理者の指定について	5.12.8 可決 全会一致(43:0)
第114号	江戸川区立障害者支援ハウスの指定管理者の指定について	5.12.8 可決 全会一致(43:0)
第115号	江戸川区立虹の家の指定管理者の指定について	5.12.8 可決 全会一致(43:0)
第116号	江戸川区立みんなの家の指定管理者の指定について	5.12.8 可決 全会一致(43:0)
第117号	江戸川区立さくらの家の指定管理者の指定について	5.12.8 可決 全会一致(43:0)
第118号	江戸川区発達相談・支援センターの指定管理者の指定について	5.12.8 可決 全会一致(43:0)
第119号	江戸川区葛西児童発達支援センターの指定管理者の指定について	5.12.8 可決 全会一致(43:0)
第120号	江戸川区自転車駐車場の指定管理者の指定について	5.12.8 可決 全会一致(43:0)

議案番号	件名	結果
第121号	江戸川区自転車駐車場の指定管理者の指定について	5.12.8 可決 全会一致 (43:0)
第122号	令和5年度江戸川区一般会計補正予算 (第8号)	5.12.8 可決 全会一致 (43:0)
第123号	令和5年度江戸川区国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)	5.12.8 可決 全会一致 (43:0)
第124号	令和5年度江戸川区介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)	5.12.8 可決 全会一致 (43:0)
第125号	令和5年度江戸川区後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	5.12.8 可決 全会一致 (43:0)
第126号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5.12.8 可決 賛成41 (自民11・公明12・無会5・共産4・立国4・ ネレ3・無所属2) 反対 2 (維新2)
第127号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5.12.8 可決 賛成41 (自民11・公明12・無会5・共産4・立国4・ ネレ3・無所属2) 反対 2 (維新2)
第128号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5.12.8 可決 賛成41 (自民11・公明12・無会5・共産4・立国4・ ネレ3・無所属2) 反対 2 (維新2)
第129号	江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例	5.12.8 可決 全会一致 (43:0)
第130号	令和5年度江戸川区一般会計補正予算 (第9号)	5.12.8 可決 全会一致 (43:0)

報告番号	件名	結果
第14号	議決を得た契約の契約変更について	5.11.21 受理

第2回臨時会 (12/28)

議案番号	件名	結果
第131号	令和5年度江戸川区一般会計補正予算 (第10号)	5.12.28 可決 全会一致 (42:0)

## 4 議員提出議案

### (1) 発議案の審議結果

#### 第1回定例会（2/15～3/24）

発議案番号	件名 結果
第7号	江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例 5. 3. 24 審議未了
第24号	江戸川区立又は国公立小学校・中学校給食費の助成に関する条例 5. 2. 15 発議案の撤回を承認 全会一致（39：0）
第37号	江戸川区児童育成手当条例の一部を改正する条例 5. 3. 24 審議未了
第42号	江戸川区議会議員定数条例の一部を改正する条例 5. 3. 24 可決 賛成25（自民14・公明11） 反対14（江ク4・共産4・生ネ2・区民2・無所属2）
第43号	江戸川区立又は国公立小学校・中学校給食費の助成に関する条例 5. 5. 1 審議未了

#### 第1回臨時会（5/24・25）

発議案番号	件名 結果
第1号	行財政改革・SDGs推進について 5. 5. 25 可決 全会一致（43：0）
第2号	災害対策・街づくり推進について 5. 5. 25 可決 全会一致（43：0）
第3号	健康推進・熟年者支援について 5. 5. 25 可決 全会一致（43：0）
第4号	子ども支援・教育力向上について 5. 5. 25 可決 全会一致（43：0）

#### 第2回定例会（6/14～30）

発議案番号	件名 結果
第5号	江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例 5. 6. 30 総務委員会付託 継続審査
第6号	江戸川区児童育成手当条例の一部を改正する条例 5. 6. 30 総務委員会付託 継続審査

発議案番号	件名	結 果
第7号	ゼロメートル地帯を広く抱える江戸川区における流域治水対策を求める意見書	
		賛成35（自民10・公明12・無会5・立国4・維新2・無所属2） 反対 7（共産4・ネれ3）
第8号	大規模水害時に被害を減少させるための対策を求める意見書	
		賛成35（自民10・公明12・無会5・立国4・維新2・無所属2） 反対 7（共産4・ネれ3）
第9号	特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書	
		5. 6. 30 可決 全会一致（42：0）

第3回定例会（9/20～10/26）

発議案番号	件名	結 果
第10号	江戸川区議会の個人情報の保護に関する条例	
		5. 10. 26 可決 全会一致（43：0）
第11号	下水サーベイランス事業の実施を求める意見書	
		5. 10. 26 可決 全会一致（43：0）

第4回定例会（11/21～12/8）

発議案番号	件名	結 果
第12号	医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書	
		賛成39（自民11・公明12・無会5・共産4・ネれ3・維新2・無所属2） 反対 4（立国4）

第2回臨時会（12/28）

発議案番号	件名	結 果
第13号	パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の即時停戦等の実現に関する決議	
		5. 12. 28 可決 全会一致（42：0）

## (2) 発議案

### 第42号発議案

#### 江戸川区議会議員定数条例の一部を改正する条例

江戸川区議会議員定数条例（昭和四十一年六月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「四十四人」を「四十二人」に改める。

#### 付 則

この条例は、次の次の一般選挙から施行する。

#### (説明)

議員定数を改める必要があるため、本案を提出いたします。

## 第 43 号発議案

### 江戸川区立又は国公立小学校・中学校給食費の助成に関する条例

#### (目的)

第一条 この条例は、江戸川区に住所を有し、江戸川区立又は国公立小学校・中学校に在籍する児童・生徒（以下「児童生徒」という。）の学校給食費を公費で助成することにより、保護者の負担軽減を図り、もって子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 学校給食費 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項により保護者が負担する学校給食に要する経費をいう。
- 二 保護者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。

#### (公費助成額)

第三条 学校給食費の公費助成額は、保護者が負担する児童生徒一人当たりの月額とする。

#### (支給の対象者)

第四条 公費で助成する対象となる者は、児童生徒の保護者とする。ただし、生活保護世帯及びこれに準ずる世帯として江戸川区教育委員会が認定した世帯を除く。

#### (請求及び受領)

第五条 第三条に定める金額の請求及び受領は、当該学校に在学する児童生徒の保護者の委任により、学校長が一括して行うものとする。

#### (委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、江戸川区規則で別に定める。

#### 付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

#### (説明)

江戸川区に住所を有し、江戸川区立又は国公立小学校・中学校に在学する児童・生徒の学校給食費の全額を助成することにより、保護者の負担を軽減し、子育て支援及び教育の充実に資する必要があるため、本案を提出いたします。



## 第1号発議案

### 行財政改革・SDGs推進について

#### 1 調査項目

- (1) 区行財政改革に関する事項
- (2) 都区制度に関する事項
- (3) 構造改革特区制度に関する事項
- (4) デジタルトランスフォーメーションに関する事項
- (5) シティプロモーションに関する事項
- (6) 新庁舎の建設に関する事項
- (7) 現庁舎跡地の利活用に関する事項
- (8) 公共施設の再編・整備に関する事項
- (9) SDGsに関する事項

#### 2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「行財政改革・SDGs推進特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

#### 3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

#### （説明）

本区は、税制改正や景気の影響を受けやすい歳入構造をしており、また、歳出においても高齢化に伴う社会保障経費の増加や老朽化が進む公共施設の再編・整備への対応など、財政需要の増大が見込まれることから、引き続き健全財政を堅持し、社会経済情勢を踏まえた効率的かつ合理的な行財政運営を推進していく必要がある。

そのため、都区間の事務配分をはじめ、財政制度、さらには構造改革特区制度と区の間わりや、デジタル技術を活用した業務改革や区民サービスの更なる向上に向けて検討を進めなければならない。

また、新庁舎建設や現庁舎跡地の利活用、その他大型公共施設の再編・整備については、本区の魅力向上に大きく寄与することから、シティプロモーションの視点を取り入れた施策の展開が求められている。

さらに、本区の目指す「だれもが安心して自分らしく暮らせるまち」である共生社会の実現に向け、SDGs（持続可能な開発目標）を推進していく必要がある。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する。

## 第2号発議案

### 災害対策・街づくり推進について

#### 1 調査項目

- (1) 大規模災害対策に関する事項
- (2) 木造密集地域解消に関する事項
- (3) 土地区画整理事業、再開発事業、及び都市計画道路の整備促進に関する事項
- (4) スーパー堤防の整備促進に関する事項
- (5) 区内交通体系に関する事項
- (6) 南北交通の整備に関する事項

#### 2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「災害対策・街づくり推進特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

#### 3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

#### (説明)

首都直下地震の発生が懸念されるなか、過去に例のない地域での想定を超える大規模地震や、近年激甚化している豪雨災害などの事象を教訓とした、区民の生命と財産を守るために、大規模水害時の広域避難先の確保など具体的な災害対策を検討する必要がある。

また、土地区画整理事業、木造密集地域の改善、都市計画道路、公園などの都市基盤整備等、これまでの良好な街づくりを継続しつつ、新たな観点から実効性ある取組みを推し進めるとともに、交通不便地域の解消、南北交通の整備など、より利便性の高い交通ネットワークづくりが必要である。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する

## 第3号発議案

### 健康推進・熟年者支援について

#### 1 調査項目

- (1) 健康の維持増進に関する事項
- (2) 生きがいの場充実にに関する事項
- (3) 介護支援の充実にに関する事項
- (4) 障害者支援に関する事項

#### 2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「健康推進・熟年者支援特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

#### 3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

#### （説明）

本区の目指す「誰もが健康を心がけ、いきいきと暮らしているまち」の実現に向けて、生活習慣病やがん予防、食・運動・睡眠などの生活習慣を改善することは、健康寿命の延伸に有効であり、さらなる健康づくり施策を推進していく必要がある。

また、熟年者が生涯にわたって地域で安心していきいきと暮らしていくためには、健康を支える社会環境の整備に加え、日々の生活に生きがいと充実感を実感できる環境整備、介護支援の充実が求められるところである。

さらに、障害のある方やその家族が慣れ親しんだ地域で自分らしく生活していくためには、本区が目指す地域共生社会に向けた着実な取り組みが必要である。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する。

## 第4号発議案

### 子ども支援・教育力向上について

#### 1 調査項目

- (1) 子ども・子育て支援に関する事項
- (2) 少子化対策に関する事項
- (3) 健全育成に関する事項
- (4) 児童虐待防止・権利擁護に関する事項
- (5) 学力向上に関する事項
- (6) 学校施設改築・学校再編に関する事項

#### 2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「子ども支援・教育力向上特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

#### 3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

#### （説明）

子どもたちは、一人ひとりが権利の主体として、新しい時代を担う存在であり、「地域の宝」であり「未来への希望」である。社会的な面からも、学力の面からも一人ひとりの子どもに寄り添ったきめ細かな支援をしていかなければならない。昨今、子どもの貧困や児童虐待、ひとり親、ヤングケアラーなどの複雑化する子どもを取り巻く社会課題の解決に向けては、家庭、学校、地域、行政がさまざまな角度から、それぞれの持てる力を活かし、社会全体で子どもたちの健全な育みを支える仕組みづくりが必要である。

また、少子化への対応として、結婚、妊娠・出産、子育てなどすべての段階での一人ひとりのニーズに応じた施策の展開が求められる。

さらに、将来予想される児童・生徒数の減少を見据え、老朽化した学校施設の改築や統廃合、小中連携教育の推進なども視野に入れた計画づくりが必要である。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する。

## 第5号発議案

### 江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一条を加える。

（保険料の均等割額の特例）

第十条 当分の間、令和六年度以後の年度における初日の前日において、十八歳未満である被保険者（納税義務者及びその配偶者を除く。）が同一世帯に属する場合における当該被保険者に係る第十四条の四、第十五条の五、第十五条の十及び第十五条の十三の被保険者均等割額は、第十五条の四第二号及び第十五条の十二第二号の規定にかかわらず、賦課しない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の付則第十条の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（説明）

子に係る保険料の被保険者均等割額を免除し、子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があるため、本案を提出いたします。

## 第6号発議案

### 江戸川区児童育成手当条例の一部を改正する条例

江戸川区児童育成手当条例（昭和四十六年十月江戸川区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「一三、五〇〇円」を「一五、五〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一七、五〇〇円」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (説明)

ひとり親世帯の生活を支援するため、本案を提出いたします。

## 第7号発議案

### ゼロメートル地帯を広範囲に抱える江戸川区における 流域治水対策を求める意見書

貴台におかれましては、日頃より利根川水系及び荒川水系の総合的な治水・利水対策にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

江戸川、中川、荒川は、政治・経済の中核機能が集中する首都圏を貫流する重要な河川であり、ひとたび氾濫すれば、我が国の社会経済活動に対しても計り知れない影響を与えます。

江戸川区はこれらの河川沿川に位置しゼロメートル地帯を広範囲に抱えており、大規模水害により浸水する可能性のある地域に約50万人以上が住んでいます。

令和元年東日本台風では、荒川の熊谷水位観測所、治水橋水位観測所などにおいて観測史上最高を上回る水位を記録し、上流部の荒川水系越辺川、都幾川の堤防決壊、越水による外水氾濫が発生しました。下流部においても氾濫危険水位に迫る状況であり、幸いにも洪水はおきませんでした。多くの区民が強い危機感から避難を実施しました。

近年は、気候変動による台風の激化・巨大化、豪雨の頻発化・激甚化、海面上昇が進み、懸念される水害（洪水、高潮）リスクがこれまで以上に増大し、顕在化しています。

このような水害を未然に防止することが治水の要諦であり、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を減少させる「流域治水」を着実に進めることが重要であると考えます。

江戸川区では、広域避難の取り組みや広域的な自治体間連携による防災行動等の上下流連携、ソフト対策による減災の取り組みを一層進めてまいりますが、大規模水害から人命を守り、社会経済的被害を回避するためには、国政としてさらなる流域治水を推進していただくことが極めて重要と考えます。

今般、令和5年6月の台風2号に伴う前線の活発化による大雨の影響で中川の吉川水位観測所では、氾濫危険水位に達しました。中川の負担を軽減し、下流域のまちを守るため、その水を江戸川へ排水する三郷排水機場のポンプ設備の数台が一時停止し、正常に機能しなかった事象が発生し、本区への影響や治水上の役割の重要性について認識を深く改めたところです。

よって、江戸川区議会は、国土交通省に対し、ゼロメートル地帯を広範囲に抱える江戸川区における流域治水対策として、荒川第二・第三調節池整備事業や京成本線荒川橋梁架替事業などの抜本的な治水対策に加え、広域避難を推進するための高台まちづくりや浸水継続時間の短縮化等の取り組みを国・都・区のあらゆる関係各部署が連携協働して流域治水に取り組む体制づくりと、上流域における既設排水施設等の老朽化対策や多重化、機能確保等、さらに、これらの取り組みをスピード感を持って強力に推進するためのアフター5カ年加速化対策を含む継続的・安定的な予算確保と人員強化の実現を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年6月30日

江戸川区議会議長 藤澤進一

国土交通大臣 あて

## 第8号発議案

### 大規模水害時に被害を減少させるための対策を求める意見書

本区は三方を川と海に囲まれた水辺が豊かなまちである一方、陸域の7割がゼロメートル地帯であり、そこには約50万人以上が暮らしている水害リスクが高いまちでもあります。ひとたび洪水や高潮による大規模水害が発生すると、2週間以上、浸水が続く恐れがあります。

また近年では、気候変動による台風の激化・巨大化、豪雨の頻発化・激甚化・海面上昇が進み、懸念される水害リスクがこれまで以上に増大し、顕在化しています。

このような状況下、東京都では令和4年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト」を策定し、激甚化する風水害から都民を守るための施策を挙げております。

切迫する大規模水害に対して、都庁内の各部署と江戸川区が協働し、大災害に備えた取り組みを着実に進めることが重要であると考えます。

本区においても広域避難の推奨、自主的広域避難補助金制度の創設など、ソフト対策の取り組みを進めてきましたが、大規模水害による浸水継続時間の短縮化を行うことにより人命を守り、社会経済的被害を回避することは地域の強い要望となっています。

よって、江戸川区議会は、東京都に対し、治水上の最悪のリスクに対応するよう、高台まちづくりへの支援や下水道ポンプ施設の耐水化の早期実現と、排水機能を確保・維持することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年6月30日

江戸川区議会議長 藤澤進一

東京都知事 あて



特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え児童生徒数は2.1倍に増加しています。また通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっています。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠です。また今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要です。

よって政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求めます。

記

(1) 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援をすること。

(2) 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援をすること。

(3) 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援をすること。

(4) 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取り組みを促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援をすること。

(5) 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置

GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援をすること。

(6) 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援をすること。併せて、特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

令和5年6月30日

江戸川区議会議長 藤澤進一

文部科学大臣、財務大臣 あて

江戸川区議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 個人情報等の取扱い（第四条—第十六条）
- 第三章 個人情報ファイル（第十七条）
- 第四章 開示、訂正及び利用停止
  - 第一節 開示（第十八条—第三十条）
  - 第二節 訂正（第三十一条—第三十八条）
  - 第三節 利用停止（第三十九条—第四十五条）
  - 第四節 審査請求（第四十六条—第四十八条）
- 第五章 雑則（第四十九条—第五十四条）
- 第六章 罰則（第五十五条—第五十九条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、江戸川区議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、江戸川区議会議長（以下「議長」という。）が定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式に

より記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第三章まで及び第六章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、江戸川区情報公開条例（平成十三年三月江戸川区条例第十九号）第二条第二項に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
  - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
  - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
  - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第三条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第二章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第四条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第十二条第二項第二号及び第三号並びに第四章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第五条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第六条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第七条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第八条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第九条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第十条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第二項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第五十五条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第十一条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第二十条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第十二条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- 二 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 三 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号まで及び第二十九条の規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十二条第二項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第十二条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第三十九条第一項第一号	又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	第十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第二条第九項に規定する特定

		個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第三十九条第一項第二号	第十二条第一項及び第二項	番号利用法第十九条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第十三条 議長は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第十四条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第十五条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第五十一条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)



第十六条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前二項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第三章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第十七条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第一号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第二号において「記録範囲」という。）
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 八 次条第一項、第三十一条第一項又は第三十九条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- 九 第三十一条第一項ただし書又は第三十九条第一項ただし書に該当するときは、その旨
  - 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
    - 一 次に掲げる個人情報ファイル
      - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
      - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
      - ウ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
      - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第四章 開示、訂正及び利用停止

##### 第一節 開示

(開示請求権)

第十八条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第五十条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第十九条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求には、次に掲げる事項を記載した書面（第四項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、前項の規定により請求をする者が提示し、又は提出する書類に係る事実の確認等を行うことができる。

4 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第二十条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十八条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十七条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混

乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第二十四条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第二十一条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第二十二条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（開示請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第二十三条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第二十四条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただ

し、第五条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第二十五条 開示決定等は、開示請求があった日から十四日以内にしなければならない。ただし、第十九条第四項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第二十六条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から四十四日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第二十七条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十七条第二項第三号及び第四十八条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四条第一項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第二十条第二号イ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第二十二条の規定により開示しようとするとき。
- 三 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十七条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第二十八条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第二十四条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第二十九条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料）

第三十条 この条例の規定による保有個人情報の開示に係る手数料の額は、無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第二十八条第一項の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、保有個人情報の写しの交付を受ける者の負担とする。

第二節 訂正

(訂正請求権)

第三十一条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第五十条において「訂正請求」という。）をすることができる。

(訂正請求の手續)

第三十二条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第四項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、前項の規定により請求をする者が提示し、又は提出する書類に係る事実の確認等を行うことができる。

4 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第三十三条 訂正請求に対し、当該請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存在を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第三十四条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第三十五条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第三十六条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から十九日以内にしなければならない。ただし、第三十二条第四項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十七条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第三十八条 議長は、第三十五条第一項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第三十九条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六条の規定に違反して取り扱われているとき、第七条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第十二条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第五十条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手續)

第四十条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第四項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請



求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、前項の規定により請求をする者が提示し、又は提出する書類に係る事実の確認等を行うことができる。

4 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第四十一条 利用停止請求に対し、当該請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存在を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第四十二条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第四十三条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第四十四条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から十九日以内にしなければならない。ただし、第四十条第四項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第四十五条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第四節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第四十六条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第四十七条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成十三年三月江戸川区条例第二十号）第一条に規定する江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。）
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第四十八条 第二十七条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第五章 雑則

(適用除外)

第四十九条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四章（第四節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第五十条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第五十一条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審査会への諮問）

第五十二条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第五十三条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第五十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第六章 罰則

第五十五条 職員若しくは職員であった者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十六条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 前三条の規定は、区の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十九条 偽りその他不正の手段により、第二十四条第一項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年十一月二十日から施行する。

(江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成十三年三月江戸川区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び行政不服審査法」を「、行政不服審査法」に改め、「同条第一項」の下に「及び江戸川区議会の個人情報の保護に関する条例（令和五年 月江戸川区条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第四十七条第一項」を加える。

第二条中「及び」を「、」に改め、「という。）」の下に「及び議会個人情報保護条例」を加える。

第三条第一項中「実施機関」の下に「(第二号に規定する事項にあつては、議長を含む。以下同じ。)、第三号に規定する事項にあつては、区長又は議長」を加え、同項第二号中「同条第一項」の下に「及び議会個人情報保護条例第四十七条第一項」を加え、同項第三号中「第十二条第二項」の下に「及び議会個人情報保護条例第五十二条」を加える。

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきです。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要ですが、PCR 検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできません。しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できます。

内閣官房が、令和 4 年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところですが、国におかれては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 令和 5 年 9 月 1 日に発足した「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 5 年 10 月 26 日

江戸川区議会議長 藤澤進一

内閣官房長官、厚生労働大臣、国土交通大臣  
感染症危機管理担当大臣 あて

## 第12号発議案

### 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっています。また募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状です。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査(2022年6月)でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差があります。

今日、最低賃金の引き上げや大手企業を中心にベースアップ(基本給の引き上げ)などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大しています。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げをうけてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月にさかのぼって増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況です。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにも関わらず低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなる恐れがあります。

よって、政府に対して以下の通り、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取り組みを迅速に推進することを強く求めます。

#### 記

- 1 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。
- 3 介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の「地域対応活用」を促進すること。

令和5年12月8日

江戸川区議会議長 藤澤進一

厚生労働大臣、財務大臣  
国土交通大臣 あて

## 第13号発議案

### パレスチナ自治区ガザ地区における 人道目的の即時停戦等の実現に関する決議

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において、尊い人命が深刻な危機的状況にさらされるとともに、市街地に甚大な被害をもたらしている。

国連総会では人道目的での休戦を求める決議も採択されている。

よって、江戸川区議会は、イスラエルとハマスの双方をはじめとする全ての当事者、日本政府及び国際社会に対し、一刻も早い事態の解決に向けて、次の事項を実現するよう強く求めるものである。

- 1 人道目的の停戦及び人質の即時・無条件の解放
- 2 国際人道法を含む国際法の遵守
- 3 民間人の被害の最小化、人道支援物資の供給を通じた人道危機の改善

以上、決議する。

令和5年12月 日

江戸川区議会

## 5 一般質問事項一覧

### (1) 第1回定例会

高木秀隆（区議会自由民主党）

- 1 予算編成に込めた区長の思いを次の3点を中心に
  - (1) 「2030年の江戸川区SDGsビジョン」、「2100年の江戸川区共生社会ビジョン」策定後、初めての予算編成に込めた思い
  - (2) 積極的に拡大した予算規模の基本的な考え方について
  - (3) 予算編成時点での少子化対策に対する考え方
- 2 防災対策について
  - (1) 大規模水害に対する方策について
  - (2) 大地震による火災の出火抑制対策について
- 3 国際交流センターの設置について
- 4 区内商品券まつりのデジタル商品券導入について
- 5 学校統廃合後の学校施設の利活用について
- 6 サッカーグラウンドの新設について

竹内 進（江戸川区議会公明党）

- 1 令和5年度予算編成について
- 2 今後の区政運営の将来展望の想いについて
- 3 今後の子育て支援について
  - (1) 少子化対策の取組みについて
  - (2) 給食費の無償化について
  - (3) 国のモデル事業の取組みについて
  - (4) 出産・子育て応援事業について
- 4 今後の災害対策について
  - (1) 水害対策について
    - ① 新年度の水害対策の施策展開とそのねらいについて
    - ② ワンコイン浸水センサの活用について
  - (2) 首都直下型地震への対策について
- 5 今後の脱炭素への取組みについて
  - (1) 江戸川区気候変動適応計画について
  - (2) 「みらいの地球を守る」取組みについて
  - (3) 区の取組みについて
- 6 新庁舎建設と今後の船堀駅前地区のまちづくりについて
- 7 新型コロナウイルス感染症対策について
- 8 帯状疱疹ワクチン接種の公費助成について
- 9 本区の教育課題への今後の取組みについて
  - (1) ICT活用について
  - (2) 英語力の向上について



- (3) 不登校対策について
- (4) 学校図書館の更なる充実について

笹本ひさし（区議会江戸川クラブ）

- 1 今後区政が直面する重要課題について
- 2 新型コロナ、今後の感染対策について
- 3 NHK朝ドラ「らんまん」について、広報活動・企画展開（提案）を含めて
- 4 小学校における教科担任制について
- 5 在宅介護の負担軽減について
- 6 都市計画道路補助第264号線について

小俣則子（日本共産党江戸川区議員団）

- 1 憲法と安全保障政策の大転換について
  - (1) 「反撃能力」＝「敵基地攻撃能力」の保有、防衛費増強、そのための増税について
  - (2) 軍事的な「抑止力強化」ではなく、憲法に基づく包括的な外交努力を図ることについて
  - (3) 区民と共に進める平和のための取組みを充実させると共に、原爆資料展示施設の設置を
- 2 新型コロナ感染症の類型変更について
  - (1) 類型変更によるウイルスの性質は変わらない問題について
  - (2) 2類から5類になるにあたり、医療機関、高齢者、障害者関連施設、福祉施設の実態と要望の聞き取り調査について
  - (3) コロナ感染症対策の継続・強化の要望を国と都に
    - ① 医療体制を後退させないために、コロナ感染症医療機関への助成と医療費の公費負担の継続
    - ② ワクチン接種費用の公費負担の継続
    - ③ 医療機関や高齢者、福祉施設・事業所の集中検査と感染不安の区民への無料PCR検査の継続
  - (4) 国や都の対策が不十分な場合の区独自でワクチン接種補助と医療機関や高齢者施設へのPCR検査の支援を
- 3 安心して子どもを育てられる環境づくりについて
  - (1) 小中学校給食費無償化の実施を
  - (2) 「子どもの権利条例」の徹底について
  - (3) 保育士の育児休業代替えは正規保育士で
  - (4) 保育園の会計年度任用職員の報酬引き上げを検討すること
  - (5) 保育士配置基準への見解と国にその改善を求めることについて

### 藤澤進一（区議会自由民主党）

- 1 少子化対策～全庁挙げての取組みに期待
- 2 江戸川区の魅力をさらに高める文化施策の推進について
  - (1) 官学連携の取組みについて
  - (2) 文化会・文化祭への支援強化について
- 3 区民の健康に直結する快適睡眠施策について
- 4 地域における初期消火能力の向上への取組みについて
- 5 不登校対策～学校サポート教室について
  - (1) 学校サポート教室の環境整備について
  - (2) 学校サポート教室における教材の充実について

### 太田公弘（江戸川区議会公明党）

- 1 本区のDX推進について
  - (1) 今後の展望について
  - (2) 町会・自治会でのDX推進の裾野を広げる取組みについて
- 2 町会・自治会の法人化について
- 3 地区防災計画について
  - (1) 現在の策定の状況は
  - (2) 策定支援の現状は
  - (3) 制度の普及・啓発を
- 4 がん患者への医療用ウィッグと胸部補正具の助成制度について
- 5 声優によるキャリア教育・読書推進活動について
- 6 小松川・平井地域の諸課題について
  - (1) 小松川・平井地域の公共施設の再編について
  - (2) 地域内のバス交通の課題について
  - (3) 旧中川河川敷の整備について

### 小林あすか（区議会江戸川クラブ）

- 1 交通安全の街を目指して
  - (1) 街の交通安全について、さらなる工夫を
  - (2) 児童生徒の登下校時における交通安全対策について
- 2 区立小中学校におけるルールや決まり等について
  - (1) 学校の指定品だと思われている学用品について
  - (2) ルールや決まりに関しての指導について
- 3 区立小中学校におけるいじめ指導について
  - (1) 区の指導方針はどのようなものか
  - (2) 加害者側の指導について

## 牧野けんじ（日本共産党江戸川区議員団）

- 1 江戸川区スーパー堤防整備方針について
  - (1) 検証の必要性について
  - (2) 見通しのない方針は撤回し、現実的な対策を
- 2 震災対策への区の実施について
  - (1) 感震ブレーカー設置の必要性および区の独自支援について
  - (2) 地域の要望等も踏まえて、公園空白地域での用地確保を
- 3 生活保護制度の周知と実施について
  - (1) 「生活保護の申請は国民の権利」と周知するポスターの作成、活用を
  - (2) 扶養照会について、よりわかりやすい運用を
- 4 英語スピーキングテストの問題点について
  - (1) 受験者からも不公平を指摘されたテストについて、入試活用および実施そのものも一旦中止すべき
  - (2) 昨年のテスト実施に関して、生徒・保護者・教員らからの聞き取り等、区としての調査や課題のとりまとめは
  - (3) 英語教育のレベルアップは、授業の充実で。そのための区費講師の配置を

## 伊藤ひとみ（生活者ネットワーク）

- 1 循環型社会に向けた取り組みについて
  - (1) 環境教育について
  - (2) 布団のリサイクルについて
- 2 有機農業の推進について
  - (1) 有機農業の実施に向けた実態調査について
  - (2) 農業振興計画等の策定について
- 3 総合レクリエーション公園等のリニューアルについて
  - (1) 区民からの意見収集について
  - (2) 公園内の設置建造物について

## 金井しげる（えどがわ区民の会）

- 1 今後の駅周辺屋外喫煙所のあり方について
- 2 「二十歳を祝う会」について
- 3 学校現場における災害時に備えた人材育成について

## 間宮由美（無所属）

- 1 町会・自治会会館への建設等費用助成について  
この度、1町会・自治会あたり、1,000万円までの助成として、増改築、維持補修、耐震補強などに出る方向が、予算案として示されたことは、多くの町会関係者の悲願の達成である。この予算案を提案されたことで、これからの町会・自治会会館に対して、日常さらには災害時も含めて、期待することを問う。

## 2 地区防災計画について

誰一人も亡くならせない、関連死も出さない。そのために策定する「共助の計画」としての「地区防災計画」を、町会・自治会で促進するための援助をどのように進めていくか。

## 3 アスベスト対策について

(1) 国に先駆けて区民に健康被害を及ぼさないための対策を強めてきた江戸川区であるからこそ、アスベスト対策に対する先駆者となっていただきたい。アスベスト除去のための助成をレベル3まで広げること、解体にも使えるようにすること。また、調査費助成についても、レベル3まで拡充を。

(2) アスベスト対策における作業への費用が必要であることが、周知されていないことによるトラブル回避のためにも対策他の周知を。

## 4 「スケートパーク」の設置に向けて

この度初めての「スケートパーク」の設置が、予算案にもりこまれたことは、長年の青少年の要望に合致するものと考えます。近隣住民の声を丁寧に聞き取り、ともにつくる「スケートパーク」のためのご尽力について問う。

## (2) 第2回定例会

### 島村和成（区議会自由民主党）

- 1 二期目の区政運営に対する決意について
- 2 えどがわ50の子育てプランへの思いと、学校給食費無償化の考え方について
- 3 危機管理官として自衛隊OBの採用を！
- 4 学校と児童相談所との連携の在り方について
- 5 ネーミングライツ事業の取組みについて
- 6 旧中川の遊歩道整備について
- 7 学力向上の取組みについて

### 関根麻美子（江戸川区議会公明党）

- 1 今後の区政運営について
- 2 えどがわ50の子育てプランについて
  - (1) 今後の取組みへの決意について
  - (2) 給食費の無償化について
  - (3) 若者の婚活支援・結婚支援について
- 3 今後の災害対策の強化について
  - (1) 新耐震基準を踏まえた耐震改修事業への更なる取組みについて
  - (2) 大規模水害時の緊急安全確保の協力協定について
- 4 江戸川区の強みである地域コミュニティの活性化について
- 5 不登校対策の強化について

## 小林あすか（無所属の会）

- 1 給食費無償化の発表を受けて
  - (1) 給食費無償化を決めるまでの経緯
  - (2) 大きな歳出に伴い、健全財政に影響はないのか
  - (3) 今後の区の歳出についての考え方をきく
  - (4) 今後の区の歳入についての考え方をきく
  - (5) 今回の給食費無償化の対象から外れている家庭への支援
  - (6) 子育ての負担軽減策として、家庭負担の学用品について問う
  - (7) 給食費以外の学校や教育環境について
    - ① 発達に特性がある子ども達やその傾向がある子ども達に対しての環境整備について
    - ② 不登校の状態にある子ども達に対しての環境整備について
- 2 区立小中学校における熱中症対策について
- 3 「水とみどりの江戸川区」という政策を受けて
  - (1) 区民一人あたりの樹木数と公園面積の更なる拡大の具体的な事業案はあるのか
  - (2) この政策にこめられた区長の想いをきく

## 大橋美枝子（日本共産党江戸川区議員団）

- 1 平和の課題、核兵器廃絶について
  - (1) 核兵器を正当化するG7サミット広島ビジョンについての区長の見解は
  - (2) 核兵器禁止条約の署名・批准及び第二回締約国会議への参加を国に求めること
  - (3) 孫子の代まで伝えるための原爆資料館を葛西区民館を活用して設置を
- 2 学校給食費無償化、義務教育の無償化について
  - (1) 学校給食費無償化は、恒久的に実施を
  - (2) 学校教育の教育課程実施に係る諸費用、教材教具についての無償化の検討を
  - (3) 就学援助世帯の対象拡大、年収の上限、生保世帯基準1.25倍の引き上げを
- 3 教員の働き方改革の具体化、教員を増やすことに関して
  - (1) 先生が不足した原因をどうとらえているか、その対策・対応について
  - (2) 少人数学級の小学校全学年前倒し実施、及び中学校での早期実施を国と都に
  - (3) 長時間勤務解消のために、国と都に教職員増を求め、区独自で講師の配置を
- 4 葛西臨海水族園の整備等事業について
  - (1) 区民・利用者を対象とした建替えに関するニュース発行や説明会実施を都に求めること
  - (2) 樹木伐採の懸念、淡水生物館・流れのエリア存続の声を都に申し入れを

### 滝沢泰子（区議会立憲民主・国民民主）

- 1 学校給食費無償化について
- 2 この夏をいきのびよう、気候危機にむきあおう
  - (1) 熱中症予防について
  - (2) 台風・自然災害への備えを
  - (3) 子どもの自死予防について
- 3 図書館のあり方と読書バリアフリーについて
- 4 「えどがわ50の子育てプラン」において未婚・非婚をどう考えていますか
- 5 児童への性加害をなくしていこう、被害の痛みが癒える世の中にしよう
- 6 新型コロナウイルス感染症と後遺症の対策について
- 7 非核平和都市宣言をしよう

### 鹿倉 勇（区議会自由民主党）

- 1 少子化対策について
  - (1) 子育て世帯の家計支援策について
  - (2) 婚姻率を高める施策について
- 2 自然災害対策について
  - (1) 台風2号の緊急速報メールについて
  - (2) 災害発生時の緊急安全確保について
  - (3) インフラ整備、ハード面での治水事業の展望について
  - (4) 熱中症対策について
- 3 私道整備助成事業について
- 4 中学校統合による通学負担の緩和措置について

### 堀江創一（江戸川区議会公明党）

- 1 今後の災害時要配慮者の支援について
  - (1) 専担課設置の目的と取組みについて
  - (2) 災害時要配慮者の支援とその課題への対応について
- 2 未就学児の定期預かり保育について
- 3 認定こども園の現状と方向性について
- 4 自転車用ヘルメット購入支援について
- 5 今後のコミュニティ交通について

### 神尾昭央（無所属の会）

- 1 高速7号小松川線高架下の交通安全対策を  
高架下の交差点での交通事故が頻発している。地域住民の安心安全な暮らしを守るため、早急な交通安全対策を求める。
- 2 新庁舎の機能の一つとして図書館の設置を  
図書館は本を読むだけでなく、地域の憩いの場としての機能を持っている。魅力

ある施設とするため、新庁舎の中に図書館を設置することを求める。

3 区内各所にドッグランの設置を

都立篠崎公園内にドッグランが設置されているが、ここだけでは十分にニーズに応えられていないと感じる。更なる設置・拡充を求める。

太田彩花（日本共産党江戸川区議員団）

1 平井・小松川地域の特別養護老人ホーム増設について

(1) 平井・小松川地域に50床定員の特養ホームが1ヶ所のみという実情をどう考えるか

(2) 学校跡地などの区有地に特養ホームの誘致を

2 高齢者向けの補聴器購入費助成について

(1) 補聴器購入費助成の所得制限を撤廃し、希望者全員に

(2) 助成金の一人あたりの支援額35,000円の増額を

(3) 5年ごとを目安に助成金を再申請できるよう制度の改善を

3 江戸川区独自の給付型奨学金について

(1) 日本の高等教育の重すぎる経済的負担への認識について

(2) 給付型奨学金の対象人数と支援額の大幅拡充を

(3) 奨学金返済中の若者を支援する制度の新設を

中野ヘンリ（区議会立憲民主・国民民主）

1 葛西臨海水族園の再開発について

2 江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例の罰則化について

3 ギャンブル依存症の対策について

4 選挙における投票済証の活用について

5 個別避難計画の策定推進について

本西光枝（生活者ネットワーク・れいわ新選組）

1 子どもと家庭の支援について

(1) 児童相談所の成果と課題について

(2) スクールソーシャルワーカーとの連携について

(3) 子ども家庭支援センター機能について

(4) 子ども家庭支援センター機能を内包した児童相談所の検証について

2 区立幼稚園について

(1) 園児募集の取組みについて

(2) 区立幼稚園の活用について

3 学校施設について

(1) 改築校のZEB化に向けての取組みについて

(2) 既存校の環境・エネルギー性能向上に向けての取組みについて

## 丸山れいこ（日本維新の会）

- 1 学校教育について
  - (1) コロナを経て児童生徒に見られる変化について
  - (2) コロナを踏まえ今後の学校教育の方向性について
- 2 災害対策について
  - (1) 水害時の避難について
  - (2) 災害時の情報伝達について
  - (3) 災害時のペットの避難について
- 3 高齢者支援について
  - (1) 高齢者の自殺増加について
  - (2) 健康長寿を目指すために  
身体サポートと心のサポート

## 五十嵐まさお（無所属）

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種の対応について
  - (1) 江戸川区の現在の新型コロナウイルスワクチン接種の取組み、新型コロナウイルスワクチン接種券の送付状況について
  - (2) 新型コロナウイルスワクチン接種後の重篤な副反応や後遺症について
  - (3) 新型コロナウイルスワクチン接種券の送付方法の変更について
  - (4) 新型コロナウイルスワクチンのリスクの情報開示について
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種後に重篤な副反応や後遺症が出た方への対応について
  - (1) 江戸川区の現在の対応状況について
  - (2) 今後の相談や体制の強化について（他自治体の取組み）

## 所 隆宏（江戸川区議会公明党）

- 1 認知症施策の推進について
- 2 介護保険等でサービスを受けている高齢者の社会参加について
- 3 私道防犯灯のLED化について
- 4 教員の働き方改革に関連して
  - (1) 本区のこれまでの取組みと成果について
  - (2) 部活動指導に対する教員のアンケート調査の分析と今後の取組みについて
- 5 防犯対策の更なる取組みについて

### （3）第3回定例会

#### 福本光浩（区議会自由民主党）

- 1 葛西エリア全体のこれからの発展について
  - (1) 葛西エリア全体が持つポテンシャルについて
  - (2) スポーツ拠点のポテンシャルを活かしたスポーツ振興について



- (3) 葛西と各エリアを結ぶ公共交通のポテンシャルについて
- 2 公共施設の再編・整備について
  - まちづくりと絡めた短期・中期的なアクションプランの必要性、及び専門家を交えた検討について
- 3 姉妹都市ホノルルを絡めた今後の交流の展望について
  - (1) 姉妹都市サミットの成果と今後の交流の展望について
  - (2) ホノルル市と連携する国内都市とのサミット開催について
- 4 今後求められる住宅政策について
  - 区の魅力を高める住宅政策のあり方
- 5 江戸川区の経済対策について
  - (1) コロナ禍や国際情勢に影響を受ける事業者への支援について
  - (2) 働き方改革が進む中での公共工事を担う事業者への支援について
  - (3) デジタル商品券も活用した消費喚起について
- 6 成長を見据えた学齢期における歯の健康づくりについて
  - 学力・体力向上の土台となる歯の健康づくりについて

#### 川瀬泰徳（江戸川区議会公明党）

- 1 共生社会ビジョンの具体的な取組みについて
  - (1) アクションプランの策定の意義と区長の未来に対する思いについて
  - (2) 区民の思いを聞くための取組みについて
- 2 共生社会条例を踏まえたベーシックサービスについて
- 3 生活保護業務の不適切事案の発生原因とその背景の分析、及び再発防止のための生活保護業務の運用の改善について
  - (1) 一元的な報告の改善、A I 等を活用した業務の運用改善について
  - (2) 今後の人命、人権尊重の江戸川区について
- 4 水害など自然災害に対する今後の取組みについて
  - (1) ハザードマップ改定の考え方と検討状況について
  - (2) 予測困難な災害に対する区民の生命と財産を守る対策について
  - (3) よりきめ細かな実効性のある災害協定にするための取組みについて
- 5 視覚障がい者の方への日常生活用具の給付について
- 6 区立くつろぎの家の跡施設について

#### 神尾昭央（無所属の会）

- 1 インバウンドを意識した文化施設の活用を
- 2 春江橋の架替工事について
  - (1) 計画工期通りの工事の実施を
  - (2) 定期的な事業説明会の実施を
- 3 瑞江駅前のエレベーター利用時の安全対策について

## 小俣則子（日本共産党江戸川区議員団）

- 1 マイナンバーカードと一体の健康保険証について
  - (1) マイナンバーカード取得は任意であることについて
  - (2) 国民皆保険制度を揺るがすマイナンバーカードの強引な保険証紐付けについて
  - (3) 現行の健康保険証の存続を国に求めること
- 2 区立保育園の正規保育士確保について
  - (1) 保育園に必要な基準に基づき正規保育士を4月に配置すること
  - (2) 保育士不足となった場合は、年度途中においても新規採用すること
  - (3) 新たな保育事業は、現場の意見を聞き体制を整え実施すること
- 3 生活保護利用者遺体放置事件を教訓に生活保護行政の充実を
  - (1) 生活援護第三課の中途退職者が多く出た実態と職員が安定し安心して働ける職場環境について
  - (2) ケースワーカー、査察指導員の人材育成と確保について
    - ① ケースワーカーの経験年数が少ないこと、及びその改善について
    - ② ケースワーカーの担当件数、査察指導員が担当するケースワーカーの人数について、指導・監査などの指摘及び改善は

## 笹本ひさし（区議会立憲民主・国民民主）

- 1 都区財政調整協議について
- 2 戸籍法改正について
  - (1) 戸籍法改正 目的・概要・進捗状況・課題
  - (2) 読み仮名法制化 概要・区民への影響・対策と進捗・取組み
- 3 マイナ保険証について
- 4 区立小中学校におけるフッ化物洗口について

## 金井高志（区議会自由民主党）

- 1 災害に対する防災・減災への備えについて
  - (1) 2019年5月発行のハザードマップの改訂の進捗状況は
  - (2) 夏季に災害が発生した場合の避難所の熱中症対策を
  - (3) 各世帯へのモバイルバッテリー・充電器の配布を
  - (4) ペットを連れた避難（同行避難と同伴避難）への対応強化を
  - (5) ペットが食べることができる食糧の避難所における備蓄を
- 2 区内の駅前広場・周辺歩道等の環境美化について
  - (1) 駅前広場・周辺歩道等のガムの噛みカスによる黒い汚れの除去を
  - (2) ガムの噛みカスのポイ捨て防止のための対策を
- 3 江戸川区の魅力発信について  
江戸川区の魅力を全国に発信する広報大使・PR大使の任命を
- 4 区立小中学校の児童生徒の学力レベルの向上について

- (1) 児童生徒の学力レベルの現状把握は
- (2) 令和5年度における学力レベル向上のための教育委員会の取組みは
- (3) 成績上位で学習意欲も高いが家庭の事情などにより塾等の学習機会の少ない  
中学校生徒への支援を

#### 佐々木勇一（江戸川区議会公明党）

- 1 脱炭素・気候変動への取組みについて
  - (1) 第6次環境行動計画に込めた思いや取組みについて
  - (2) 気候変動対策に関する助成制度の現状と補助件数の拡充について
  - (3) 脱炭素先行地域への取組みと区民・事業者との連携や協働について
- 2 本区のふるさと納税の新たな展開について
- 3 「江戸川」ナンバーに応募された図柄デザインの活用について
- 4 ストリートピアノの推進について
- 5 タブレットを活用した区立小中学生への学習支援について
  - (1) 読み書きが困難な子どもたち「ディスレクシア」への学習支援について
  - (2) 不登校児童・生徒への学習支援について
- 6 発達障がい等の配慮を要する子どもたちの介助員に対する支援について
  - (1) 発達障がい等の事例のデータベース化の現状と今後の展開や活用について
  - (2) 介助員への研修の効果や今後の取組みについて
- 7 区立小中学生への検定試験の受験料助成について

#### 金井しげる（無所属の会）

- 1 災害時に備えた小・中学生の人材育成について
  - (1) 仮称「こども防災士」認定カードの発行
  - (2) 防災士育成に向けた補助
- 2 カラスの被害に遭わないために
- 3 ポイ捨て問題について
  - (1) 違法行為であることへの注意喚起
  - (2) ポイ捨てを無くそうと行動する人への活動支援

#### 牧野けんじ（日本共産党江戸川区議員団）

- 1 区民意見の募集と反映のあり方について
  - (1) パブリックコメントについて
    - ① 周知の充実や提出期間の見直しなど応募しやすい環境の確保を
    - ② 募集する案件の検討や策定の経過を明示し、意見公表のあり方にも明確な基準を
  - (2) 公共施設再編・整備計画の策定にあたり、意見交換会など意見募集と反映の  
機会の保障を
- 2 災害への備えについて

- (1) 関東大震災時の朝鮮人虐殺について、区長の認識を示し、教訓の継承を
- (2) 災害時に正確な情報を伝える手段として、自動起動式防災ラジオ普及への補助実施を
- (3) 感震ブレーカー 分電盤タイプの普及に補助の実施を
- 3 生活保護行政について
  - (1) 遺体放置問題の検証・検討委員会は、第三者専門委員会も含め情報公開を原則に
  - (2) ケースワーカー等に、人権や生活保護の意義、支援者の心構えなどを学ぶ研修を
  - (3) 査察指導員及びケースワーカーの配置数に占める社会福祉主事の有資格者の充足率の現状認識について及び資格取得、有資格者の採用、配置などについて目標を定め計画的な取組みを
- 4 英語スピーキングテストについて
  - (1) 昨年度の実施要項との変更点について、及び実施・都立高校入試への活用中止を求めるべき
  - (2) 事業者の変更について、その理由と変更点など都の説明と区の認識は
  - (3) 中学1、2年生へのテスト実施の概要について、及び区の認識は

#### きもと麻由（区議会立憲民主・国民民主）

- 1 ふるさと納税とクラウドファンディングを活用した伝統工芸の保護
- 2 子宮頸がん（HPV）ワクチンの接種率向上について
- 3 女性に配慮した避難所対策について
  - (1) 避難所の運営において女性の積極的な参加を
  - (2) 避難所生活における女性に配慮した防犯対策
- 4 タバコ・ゴミのポイ捨てについて
  - (1) 残り7駅の受動喫煙防止対策について
  - (2) ポイ捨て拾いボランティアが安心して注意できる体制を
- 5 葛西臨海水族園の建替えについて

#### 田村ひろし（生活者ネットワーク・れいわ新選組）

- 1 物価高における江戸川区民の生活実態をどう捉えるか。
  - (1) 過去最高の税収入がある一方、区民は貧困化しているのではないか。特に収入と支出の観点からみると貧困化と格差の実態がある。多くの区民の実質収入が落ち込み、可処分所得と購買力が低下している現状をどうすべきかを問う。
  - (2) 困窮時対策へのニーズが変化してはいないか。例えば国のガソリン価格高騰対策としてガソリン税を放置したまま石油元売への補助金投入策の評価は。
  - (3) 多くの生活支援策の条件にある所得制限や世帯単位の問題についての見解は。また生活支援品のおとどけ事業という現物支給策についての評価は。

- 2 給付型奨学金制度について  
教育費の負担軽減策として本区の制度（木全・手嶋育英資金等）は足立区や港区に比べ対象人数や金額などの点で貧弱である。ゆえに拡充を求める。
- 3 官製ワーキングプアの現状と対策について  
正規職員3,361人に対し、身分が不安定で年収がその半分程度の非正規職員が3,067人もいて足元の貧困化に加担しているのではないかと見解は。
- 4 国民健康保険料について  
法定外繰入金投入額を増やすなどせめて他の区並みの保険料への負担軽減策を求めるが、その見解は。
- 5 介護保険制度について
  - (1) 介護難民、介護離職を防ぐ対策についてどのように取り組むのか。
  - (2) 保険料負担、来年度2割負担への移行、ケアプランの適正化への取り組みは。
- 6 区の透明性について
  - (1) 職員の不祥事や事件、事故が発生した際の公表基準について。
  - (2) 生活保護不適切事案検証委員会の傍聴や議事録公開を求めるが、見解は。
  - (3) 監査委員にチェック機能があるのか。個人情報に配慮しながらも問題のある不適正な事実は公表するなどして自浄作用を促す機能があるのか問う。
- 7 インボイス制度の問題点について  
経理上インボイス制度開始によって区に新たな負担の発生があるのか。例えば派遣職員やシルバー人材センター、民間事業者との取引などの支払い時に免税事業者の暫定税率分の負担発生等にどう対処するのか。
- 8 マイナンバーカードの利点と問題点について  
役所内の関係部署間や他の自治体間の事務処理上のメリットとデメリットは。
- 9 職員の身分類型
  - (1) 会計年度任用職員の身分上の不利益について。
  - (2) 福祉事務所ケースワーカーへの福祉職採用の是非について。
- 10 災害対策
  - (1) 水害時に他地域に逃げろという本区の防災対策について。
  - (2) 避難行動要支援者の災害時、及び平時における対応と今後の対策は。
- 11 生活保護制度の現状と事務処理上の問題点について  
本区における生活保護制度の現状と事務処理上の問題等について。
- 12 生活困窮者自立支援事業の現状と今後について  
住居確保給付金や家計改善支援策の現状と課題、くらしごと相談室の相談件数の推移について。

林 あきこ（日本維新の会）

- 1 標準服について
  - (1) 家庭負担の現状について
  - (2) 「学校指定品」として販売されているものについて
  - (3) 新入学児童生徒学用品費について

- 2 小中学校の学用品について  
「推奨品」について
- 3 体操服やジャージへの名前刺繍について  
子どもたちの安全のために名前刺繍の廃止を
- 4 習い事助成について  
個性にあった教育のために、習い事助成の導入を

#### 川合佐奈子（江戸川区議会公明党）

- 1 今後の子育て支援の推進について
  - (1) プレコンセプションケアに取り組む目的と意義について
  - (2) プレコンセプションケアの普及啓発について
  - (3) プレコンセプションケアの相談形式について
- 2 ゴミ屋敷当事者とその関係者に対する支援体制の構築について
- 3 コンビニエンスストアを含めた夜間帯のAED設置推進について
- 4 高齢者が安心してペットと生活できる仕組みづくりについて
- 5 高齢者健康ボランティアポイント事業の導入について

#### (4) 第4回定例会

##### 須賀精二（区議会自由民主党）

- 1 これからの行政のありかたについて（なごみの家のさらなる活用）
- 2 人と人との触れ合いがある、なごみの家を中心とした、区民の皆様の移動の手段などについて
- 3 福祉人材確保に向けた取組み・育成について
- 4 区内中小零細企業への脱炭素経営支援について

##### 中道 貴（江戸川区議会公明党）

- 1 公共施設の再編・整備計画（案）について
  - (1) 電子化による利便性の向上とコミュニティの醸成の両立について
  - (2) 誰もがスポーツに親しめる施設の整備について
  - (3) 再編・整備の現状と今後について、区民にいかに理解いただくか
- 2 活力ある区内産業の推進について
  - (1) 推進条例に込めた思いについて
  - (2) 3ヵ年計画の概要と今後の施策について
- 3 DX・メタバース区役所推進の意義について
- 4 高齢者のデジタルデバイド解消への取組みについて
  - (1) 気軽に立ち寄って相談できる仕組み作りについて
  - (2) スマホ購入助成事業の検証と更なる普及について
- 5 子どもの権利条例について
  - (1) 保護者や区民、子育て施設関係者への理解について

- (2) 子ども自身への周知の取組みについて
- (3) 子どもの立場からのまちづくりの取組みについて
- 6 脱炭素問題について
  - 脱炭素先行地域の選定を目指す新しい区民運動について

#### 梶 秀行（無所属の会）

- 1 江戸川区内駅前広場に見られる迷惑行為について
  - (1) 条例案立案までの背景は
  - (2) 規制内容はお花見や祭りに及ぶか
  - (3) 実効性を持たせるための運用方法は
- 2 多文化共生のまちづくりについて
  - (1) 条例案立案までの経緯と条例制定後の具体的な変化は
  - (2) 医療通訳に対する認識と実現可能性は
  - (3) インド及び区内在住インド人との向き合い方について
- 3 まちの活性化施策について
  - (1) 産業振興事業・就労者支援事業は失業率に注目すべき
  - (2) 東西線高架下の有効活用を促すためにできることは
  - (3) 区主催のイベントにおける来場者数のカウント方法について
- 4 魔法の文学館のオープンに際し今後の財政的見通しを問う
- 5 自転車盗急増の原因と対策について

#### 大橋美枝子（日本共産党江戸川区議員団）

- 1 パレスチナ・ガザ地区への攻撃中止と即時停戦について
  - (1) 10月27日の国連総会決議に基づく即時停戦のよびかけを政府に求めること
  - (2) 11月15日国連安全保障理事会の「人道的な戦闘の中断を求める決議」に賛同の表明を
- 2 物価高騰への緊急対策について
  - (1) 最も効果的な物価高騰対策として消費税5%への減税を国に求めること
  - (2) 住民税均等割世帯への給付金支給や高齢者対策などを区独自に実施すること
- 3 Park-PFI方式による公園リニューアルについて
  - (1) スケボーパークの設置場所などの区民の声をどう受け止めるか
  - (2) 公園内の建物・施設設置や樹木の伐採など区はどう関与できるか
  - (3) 今後のPark-PFI方式のリニューアル計画は中止を
- 4 第9期介護保険事業計画策定について
  - (1) 保険料値上げは中止を、第一・第二段階の保険料減免、高額所得者の増額を
  - (2) 介護利用料2割負担対象拡大と老健・介護医療院多床室室料負担導入の中

止、及び介護報酬引き上げを国に求めること

### 小林智夫（区議会自由民主党）

- 1 新型コロナウイルス感染症の振返りと今後の感染症対策について
  - (1) 医療面における新型コロナウイルス感染症の振返りと今後の感染症対策について
  - (2) 新型コロナウイルス感染症による子どもたちの心と身体の影響等の把握について
  - (3) 教育現場における新型コロナウイルス感染症の振返りと今後の感染症対策について
- 2 障害者施策について
  - (1) 障害者の高齢化に伴う生活環境整備について
  - (2) 介護保険制度と障害福祉制度の一元化について
  - (3) 2100年に向けた障害者施策について
- 3 特別養護老人ホームの医療的ケアについて
- 4 友好都市との関係について
  - (1) 友好都市の農産物を使った友好都市給食日実施について
  - (2) 新庁舎に友好都市のアンテナショップ常設について
- 5 魅力ある公衆トイレについて
- 6 オンライン申請推進による行政サービス向上について

### 伊藤照子（江戸川区議会公明党）

- 1 持続可能な清掃事業について
  - (1) 清掃事業の費用算定の考え方について
  - (2) ペットボトル回収と容器包装プラスチックの回収について
- 2 今後の資源リサイクルについて
  - (1) 家庭用使用済み食用油のリサイクルについて
  - (2) 使用済み紙おむつのリサイクルについて
- 3 区立小学校における教科担任制の導入について
- 4 帯状疱疹ワクチン接種について
- 5 葛西南部地域の更なる発展と新たな江戸川区の魅力づくりについて
  - (1) 葛西南部地域の更なる発展と新たな江戸川区の魅力づくりについて
  - (2) 臨海町一丁目、二丁目の課題について

### 間宮由美（無所属の会）

- 1 学校図書館への学校司書の配置について
  - (1) 学校司書の役割と活動についてお聞かせください。
  - (2) 区立図書館職員の巡回配置を来年度から全ての学校で週1にする方向とした理由をお聞かせください。



- (3) 巡回職員の給与についてはどのようにお考えでしょうか。
  - (4) 今後、常駐が必要と思われませんが、いかがお考えでしょうか。
- 2 子ども食堂への補助の継続について
- (1) 「子ども食堂」の役割について、どのようにお考えでしょうか。
  - (2) 江戸川区において「子ども食堂」が増えてきている背景をどのように捉えておられるでしょうか。
  - (3) 「配食・宅食による取組み」における補助を来年度から廃止、また、「新たな子ども食堂の立ち上げや支援の拡充に要する設備整備費等」を令和7年度から廃止する方向がありますが、その理由をお聞かせください。
  - (4) これらの補助については、継続を求めます。廃止は再考を求めますがいかがでしょうか。

### 牧野けんじ（日本共産党江戸川区議員団）

- 1 公共施設再編・整備計画について
- (1) 人口減少社会における民間資源や活力について、リスク等はどのように想定されているか
  - (2) 公共施設のあり方懇話会などでも十分検討する機会を設け、計画を区民に広く周知した上で、意見交換等の機会を積極的につくり、区民的な議論を
  - (3) 区立図書館について
    - ① 図書館法に定められた必要な機能を各館で維持するべき
    - ② 図書館法に基づく区立図書館の不足地域について、現状の認識は
  - (4) 学校プールについて
    - ① 命を守る水泳授業についての認識は
    - ② 「学校プールの整備方針」策定について
- 2 区内のみどりの保全について
- (1) 江戸川区みどりの基本計画で「みどりの拠点」などに位置付けている都立公園の樹木等について、東京都へのはたらきかけ、協議は
  - (2) 区のみどりを保全する基準や条例の制定を
- 3 篠崎公園地区のまちづくりについて
- (1) 第二次移転先における地盤改良、強度確保の考え方、具体的方法について
  - (2) 都市計画道路補助第288号線ボックスカルバート区間が、アンダーパスとなり水害ハザードマップの記載対象となることについて

### 中野ヘンリ（区議会立憲民主・国民民主）

- 1 木全・手嶋育英資金について、また江戸川区独自の給付型奨学金制度の拡充について
- 2 親子交流支援事業の実施及び実子連れ去りにについて
- 3 アポーションケアについて

## 伊藤ひとみ（生活者ネットワーク・れいわ新選組）

- 1 介護保険外・生活支援サービス事業について
  - (1) 制度の狭間にこぼれ落ちている方がいる現状についての区の認識を問う
  - (2) 介護保険外・生活支援サービスを、制度の狭間にこぼれ落ちている方がいないよう見直すことについて
- 2 プラスチックを使わない社会に向けて
  - (1) おまつりやイベントでの食器の利用について
  - (2) 学校給食の牛乳のストローの廃止について
  - (3) 会議体における飲み物の提供について
- 3 江戸川清掃工場建替えに関連して
  - (1) 区民との意見交換について
  - (2) 東京23区清掃一部事務組合、江戸川区と地域住民との協定について

## 丸山れいこ（日本維新の会）

- 1 共同養育について
  - (1) 子ども連れ去りについて
  - (2) 子どもの権利条例の運用実務について
  - (3) 離婚に向けての区における支援について
- 2 教科書採択について
  - (1) 教科書採択に向けての基本的な考え方
  - (2) 都教委からの「指導」「助言」「援助」の活用について
  - (3) 検討委員の任命について
  - (4) 調査研究について
  - (5) 展示会について

## 岩田将和（無所属）

- 1 図書館不要論について
  - (1) 図書館不要論なるものに対する区長の所見
  - (2) 区長の理想とする図書館の未来像に対する所見
- 2 教科書の採択について
  - (1) 教科書採択には現場の教員の意見が最大限尊重されるべきだが、この点についての教育長の所見
  - (2) 教科書展示会は現行のままで良いと考えているのか
  - (3) 教科書展示会の今後のあるべき姿とは

## 佐野朋子（江戸川区議会公明党）

- 1 子宮頸がん撲滅に向けた取組みについて
  - (1) HPVワクチンのキャッチアップ接種対象者の取組みについて
  - (2) 男性のHPVワクチン接種の費用助成について

- 2 視覚障がい者への声かけサポート方法の普及啓発について
- 3 年間を通してのノーネクタイや服装に関する取組みについて
- 4 地域防災力の更なる強化について
  - (1) 避難所運営協議会、避難所開設及び運営訓練について
  - (2) 防災士の活用について
  - (3) 中学生の防災訓練参加について
- 5 子どものゲーム及びネット依存症対策について

## 6 請願・陳情

(1) 付託件数〔19期：1/1～5/1〕〔新規付託：令4.11.30～令5.2.13受理分〕

※前年からの継続は 令和4年の4定で閉会中の継続審査としたもの〕

種別		委員会	総務	生活振興 環境	福祉健康	文教	建設	議会運営	計
請願	前年からの 継続		0	0	0	0	0	0	0
	新規付託		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0	0	0
陳情	前年からの 継続		1	2	8	3	3	3	20
	新規付託		0	0	0	0	0	3	3
	付託替え		0	0	0	0	0	0	0
	計		1	2	8	3	3	6	23
合計			1	2	8	3	3	6	23

(2) 付託件数〔20期：5/2～12/31〕〔新規付託：令5.2.14～令5.11.29受理分〕

種別		委員会	総務	生活振興 環境	福祉健康	文教	建設	議会運営	計
請願									
	新規付託		0	0	2	1	0	0	3
	計		0	0	2	1	0	0	3
陳情									
	新規付託		1	5	9	3	4	2	24
	付託替え		0	0	0	0	0	0	0
	計		1	5	9	3	4	2	24
合計			1	5	11	4	4	2	27

(3) 参考送付件数〔19期：1/1～5/1〕

種別		委員会	総務	生活振興 環境	福祉健康	文教	建設	議会運営	計
参考送付			1	0	0	0	0	0	1

(4) 参考送付件数〔20期：5/2～12/31〕

種別		委員会	総務	生活振興 環境	福祉健康	文教	建設	議会運営	計
参考送付			0	1	1	0	0	0	2

## (5) 審査状況 [19期: 1/1～5/1]

種 別	委員会							計
	総務	生活振興 環境	福祉健康	文教	建設	議会運営		
請 願	採 択	0	0	0	0	0	0	0
	一部採択	0	0	0	0	0	0	0
	趣旨採択	0	0	2	0	0	0	2
	不採択	0	0	0	1	0	0	1
	取 下 げ	0	0	0	0	0	0	0
	審議未了	1	2	6	2	3	3	17
	計	1	2	8	3	3	3	20
陳 情	採 択	0	0	0	0	0	0	0
	一部採択	0	0	0	0	0	0	0
	趣旨採択	0	0	2	0	0	0	2
	不採択	0	0	0	1	0	0	1
	取 下 げ	0	0	0	0	0	0	0
	審議未了	1	2	6	2	3	6	20
	計	1	2	8	3	3	6	23
合 計	2	4	16	6	6	9	43	

## (6) 審査状況 [20期: 5/2～12/31]

※翌年へ継続は 令和5年の4定で閉会中の継続審査としたもの

種 別	委員会							計
	総務	生活振興 環境	福祉健康	文教	建設	議会運営		
請 願	採 択	0	0	0	0	0	0	0
	一部採択	0	0	0	0	0	0	0
	趣旨採択	0	0	0	0	0	0	0
	不採択	0	0	0	1	0	0	1
	取 下 げ	0	0	0	0	0	0	0
	審議未了	0	0	0	0	0	0	0
	翌年へ継続	0	0	2	0	0	0	2
計	0	0	2	1	0	0	3	
陳 情	採 択	0	0	0	0	0	0	0
	一部採択	0	0	0	0	0	0	0
	趣旨採択	0	0	0	0	0	0	0
	不採択	0	0	0	0	0	0	0
	取 下 げ	0	0	0	0	0	0	0
	審議未了	0	0	0	0	0	0	0
	翌年へ継続	1	5	9	3	4	2	24
計	1	5	9	3	4	2	24	
合 計	1	5	11	4	4	2	27	

## (7) 請願・陳情の審議結果〔19期：1/1～5/1〕

## 請願・陳情

受理番号	件名	
	受理日	付託日・付託先 / 参考送付日・送付先
結果		
第103号	江戸川区議会議員の定数削減に関する陳情	
	4. 1. 28 受理	4. 2. 24 議会運営委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第104号	江戸川区議会議員の議員報酬削減に関する陳情	
	4. 1. 28 受理	4. 2. 24 議会運営委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第105号	日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の提出に関する陳情	
	4. 2. 7 受理	4. 2. 24 総務委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第106号	シルバー人材センター会員の新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業・減収の補償を求める陳情	
	4. 2. 14 受理	4. 2. 24 福祉健康委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第107号	5歳から11歳への新型コロナウイルスワクチン接種体制に関する陳情	
	4. 2. 15 受理	4. 2. 24 福祉健康委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第110号	「省エネ対策・遮熱塗装工事助成金制度」創設に関する陳情	
	4. 4. 11 受理	4. 6. 21 生活振興環境委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第115号	新型コロナウイルス感染症における陳情	
	4. 6. 2 受理	4. 6. 21 福祉健康委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第116号	羽田新ルートの運用を中止し、羽田機能強化策の再検討を国に働きかけるよう求める陳情	
	4. 6. 6 受理	4. 6. 21 生活振興環境委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第117号	新型コロナワクチンの一部で確認された浮遊物の実態調査等についての陳情	
	4. 6. 8 受理	4. 6. 21 福祉健康委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第118号 の1	区内の子どもが健全な集団生活を送れるよう求める陳情	
	4. 6. 8 受理	4. 6. 21 福祉健康委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	

受理番号	件 名	
	受 理 日	付託日・付託先 / 参考送付日・送付先 結 果
第119号 の1	子どもたちの未来を守る、給食への有機食材導入に関する陳情	
	4. 6. 9 受理	4. 6. 21 福祉健康委員会付託
	5. 3. 24 趣旨採択 全会一致 (39 : 0)	
第120号	小中学校の給食の充実と保護者の負担軽減を求める陳情	
	4. 6. 10 受理	4. 6. 21 文教委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第122号	篠崎公園地区まちづくりにおける堤防近くの盛土高さを計画堤防高とすることを求める陳情	
	4. 6. 13 受理	4. 6. 21 建設委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第123号 の1	食の安全を守るため、小学校や障がい児施設にて、ゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める陳情	
	4. 6. 13 受理	4. 6. 21 福祉健康委員会付託
	5. 3. 24 趣旨採択 全会一致 (39 : 0)	
第128号	全議員及び全会派の政務活動費の支出に係る支払明細書及び領収書等を江戸川区議会ホームページに公開を求める陳情	
	4. 6. 24 受理	4. 9. 21 議会運営委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第130号	介護保険制度の改善を求める陳情	
	4. 8. 30 受理	4. 9. 21 福祉健康委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第131号	住民に犠牲を強いるスーパー堤防事業は中止し、人に優しいねばり強い堤防の建設を求める陳情	
	4. 9. 9 受理	4. 9. 21 建設委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第132号	都市計画道路補助第283号線拡幅計画の早期撤回を求める陳情	
	4. 9. 9 受理	4. 9. 21 建設委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第133号	江戸川区立全小学校・中学校の給食費完全無償化に関する陳情	
	4. 9. 14 受理	4. 10. 25 文教委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第136号	江戸川河川敷サッカーグラウンド2面に関する陳情	
	4. 11. 18 受理	4. 11. 29 文教委員会付託
	5. 3. 24 不採択 賛成29 (自民14・公明11・江ク4) 反対10 (共産4・生ネ2・区民2・無所属2)	

受理番号	件 名	
	受 理 日	付託日・付託先 / 参考送付日・送付先
	結 果	
第137号	江戸川区議会の定数削減を再考するよう求める陳情	
	4. 12. 8 受理	5. 2. 21 議会運営委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第138号	議員定数削減の再考に関する陳情	
	4. 12. 16 受理	5. 2. 21 議会運営委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	
第139号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情	
	5. 2. 13 受理	5. 3. 14 総務委員会参考送付
第140号	江戸川区議会議員の定数削減の撤回に関する陳情	
	5. 2. 13 受理	5. 2. 21 議会運営委員会付託
	5. 3. 24 審議未了	



## (8) 請願・陳情の審議結果 [20期：5/2～12/31]

## 請願・陳情

受理番号	件名	
	受理日	付託日・付託先 / 参考送付日・送付先
	結果	
第1号	江戸川区はスーパー堤防事業を中止し、区民に移転を強いることのない耐越水堤防の建設を求める陳情	
	5. 5. 11 受理	5. 6. 20 建設委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	
第2号	都市計画道路補助第283号線拡幅計画の即時撤回を求める陳情	
	5. 5. 11 受理	5. 6. 20 建設委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	
第3号	小中学校の給食費の無償化を求める陳情	
	5. 6. 1 受理	5. 6. 20 文教委員会付託
	5. 9. 20 取下げ	
第4号	全議員及び全会派の政務活動費の支出に係る支払明細書及び領収書等を江戸川区議会ホームページに公開を求める陳情	
	5. 6. 5 受理	5. 6. 20 議会運営委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	
第5号	船堀駅前地区まちづくりに関する陳情	
	5. 6. 6 受理	5. 6. 20 文教委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	
第6号	中学校英語スピーキングテスト結果の令和6年度都立高校入試への活用中止に関する陳情	
	5. 6. 12 受理	5. 6. 20 文教委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	
第7号	「省エネ対策・区内地域振興/遮熱塗装工事助成金制度」創設に関する陳情	
	5. 6. 12 受理	5. 6. 20 生活振興環境委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	
第8号	篠崎公園地区高規格堤防と一体の土地区画整理における宅盤高さの基準を公平に定めることを求める陳情	
	5. 6. 12 受理	5. 6. 20 建設委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	
第9号	補助第288号線のボックスカルバートをやめて道路面を計画堤防高に揃えることを求める陳情	
	5. 6. 12 受理	5. 6. 20 建設委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	

受理番号	件 名	
	受 理 日	付託日・付託先 / 参考送付日・送付先 結 果
第10号	マスク着用により生じる健康被害のリスクの調査と周知を求める請願	
	5. 6. 19 受理	5. 6. 30 福祉健康委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	
第11号	新型コロナワクチン接種の即時中止を求める請願	
	5. 6. 19 受理	5. 6. 30 福祉健康委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	
第12号	子供たちの心身の健康を守る、給食への有機食材導入の請願	
	5. 6. 21 受理	5. 6. 30 文教委員会付託
	5. 12. 8 不採択 不採択に賛成ではかり 賛成42（自民11・公明12・無会5・共産4・立国4、 ネれ3・維新2・無所属1） 反対 1（無所属1）	
第13号	羽田新ルート（荒川ルート）の運用中止と教室型住民説明会の開催を国に働きかけるよう求める陳情	
	5. 6. 27 受理	5. 9. 26 生活振興環境委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	
第14号	都内他区に設置されている民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情	
	5. 8. 23 受理	5. 9. 26 福祉健康委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	
第15号	現行の健康保険証の存続を求める陳情	
	5. 8. 28 受理	5. 9. 26 福祉健康委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	
第16号	健康保険証の存続を求める陳情	
	5. 9. 4 受理	5. 9. 26 福祉健康委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	
第17号	「介護報酬のプラス改定を求める意見書」を国に提出することを求める陳情	
	5. 9. 7 受理	5. 9. 26 福祉健康委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	
第18号	江戸川区生活保護費受給者遺体放置事件の真相究明のため地方自治法第100条委員会の設置を求める陳情	
	5. 9. 14 受理	5. 9. 15 上程前に取下げ
第19号	情報UD（ユニバーサルデザイン）推進係の創設を求める陳情	
	5. 9. 15 受理	5. 9. 26 総務委員会付託
	5. 12. 8 継続審査	

受理番号	件 名	
	受 理 日	付託日・付託先 / 参考送付日・送付先 結 果
第20号	生活保護不適切取扱事案についてホットラインの設置を求める陳情	
	5. 9. 15 受理	5. 9. 26 福祉健康委員会付託 5. 12. 8 継続審査
第21号	生活保護受給者へのアンケート実施を求める陳情	
	5. 10. 12 受理	5. 10. 26 福祉健康委員会付託 5. 12. 8 継続審査
第22号	生活保護受給者を代表委員として、検証委員会に加えてほしく要望する陳情	
	5. 10. 12 受理	5. 10. 26 福祉健康委員会付託 5. 12. 8 継続審査
第23号	江戸川区の各施設において区議会の中継放映を求める陳情	
	5. 10. 12 受理	5. 10. 26 議会運営委員会付託 5. 12. 8 継続審査
第24号	潜在看護師を活用する意見書提出に関する陳情	
	5. 10. 17 受理	5. 11. 28 福祉健康委員会参考送付
第25号	消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情	
	5. 10. 18 受理	5. 11. 28 生活振興環境委員会付託 5. 12. 8 継続審査
第26号	予防接種健康被害救済制度の周知に関する陳情	
	5. 11. 2 受理	5. 11. 28 福祉健康委員会付託 5. 12. 8 継続審査
第27号	葛西臨海水族園建て替えによる樹木の大量伐採に反対する陳情	
	5. 11. 16 受理	5. 11. 28 生活振興環境委員会付託 5. 12. 8 継続審査
第28号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	
	5. 11. 28 受理	5. 12. 8 生活振興環境委員会参考送付

(9) 新規付託の請願・陳情 [19期：4.11.18～5.2.13 受理分]

受 理 番 号 第 1 3 7 号 (議会運営委員会付託)

江戸川区議会の定数削減を再考するよう求める陳情

受理年月日 令和4年12月 8日  
付託年月日 令和5年 2月21日  
陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 現在江戸川区議会に、区議会議員の定数を削減するよう求める陳情が提出されており、当該陳情がもし採択されれば、少数意見を区議会に反映させる機会を奪われかねないと、危機感を抱くものであるとともに、江戸川区が掲げる「SDGs未来都市」にも不可欠な要素である多様性を失う方向へと進むのではないかと危惧するものです。

区民の声が直接反映される行政とか、低い投票率の中から「民意」を読み取るべきではないというのは、江戸川区も含めた議会制民主主義の明らかな、かつ度し難い否定であり、主権者それぞれの意思が込められているはずの一票一票や、地方議会議員の存在そのものを嘲笑うかのような暴論と言えるのではないのでしょうか。

また、2019年に公表されている資料によれば、江戸川区における議員一人当たりの人口は15,565人で、これは23区の人口を合計して算出した議員一人当たりの人口である約9,600人を大きく上回っており、現状の定数44人はむしろ少ないと見るべきでしょう。この状況において「議員の方々の自主的な定数削減」を求めるとは、あえて刺激的な言葉を使えば「議会制民主主義への自死教唆」としか読み取れません。

私はもちろん、区民の声が直接届く行政をなんら否定するものではありませんが、それは議会制民主主義と相容れないものではなく、補完していくものであり、より良い社会を目指す上では十分に共存できるものであると考えています。

つきましては、貴議会において、議員定数の削減を再考していただきたく、下記のとおり陳情いたします。

記

江戸川区議会は、議員定数の削減に反対してください。

受 理 番 号 第 1 3 8 号 (議会運営委員会付託)

### 議員定数削減の再考に関する陳情

受理年月日 令和4年12月16日  
付託年月日 令和5年 2月21日  
陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 陳情に議員定数削減の方針を示すよう迫るものがありますが、定数の削減を現時点で思いとどまっていたきたく、ここ2年ほどの近隣自治体への転出超過を鑑みても、現時点での拙速な定数削減を行うことに疑義を示したく陳情いたします。

議会で「仮定の話」は考えずにできることではないことゆえ、経験豊かな議員、区職員と区民が共に協力しつつ行うことが望ましいと考えます。

議員の定数を人口比から見てもより少なくすることは、それだけ住民の意思が行政に反映されなくなるわけですが、地方議会の二元代表制のもとでは、議会の基本的役割と機能を維持する必要があります、そのためには、議員の数は一定程度確保されていなければなりません。議員定数の削減は、この議会制民主主義の重要な役割を弱め、区民と行政をつなぐパイプを細くすることになります。

例えば、本区と人口・面積がほぼ等しい足立区で考えると、人口69万人で議員定数が45人なので、議員一人当たりの人口が15,333人となりますが、議員定数を40人としたら17,250人に一人となります。増加する約2,000人分の意見をどう受け取り、集めるのでしょうか。

また、足立区議会の過去の年度において、区政課題をどう捌いたかを確認してから、次の行動を決めてもよいと思うのですが、いかがでしょうか。

本区は2021年1月1日から2022年1月1日での人口動態統計における人口減少ワースト10の中の6位であり、「江戸川区の社会動態については、転入者数、転出者数とも増加傾向にあるが、その差が近年減少している。すなわち社会増の傾向は続いているものの、社会増は縮減の傾向にある。」とあるが、均衡する年度以降に起きる課題を豊かな経験を持ち、見通しがきく議員各位で仔細に調査と議論をし、政策に反映させたほうが全体の利益に適うと考えるためです。今より少ない人数とすることできめが粗くなることと、コスト削減を図ることでの区民が得る利益について、区民の声を聞いて行政に反映される姿勢と組み合わせでこそ最大化が図れるものであり、定数削減への誘導の前に議論をしていただきたい。報酬も、23区で一番高額である745万円を支出するならば、それに足るだけの議論の質と量を確保するという方法もあると考えます。

最後に、足立区も江戸川区もおそらくは、区議会議員がコミュニティソーシャルワーカーの役目も重めに受けている自治体なのではないのかと思われまます。国会議員の「一票の格差」は言われても自治体の議会での「一票の格差」は誰も言わないこともあわせ、ここに示します。

つきましては、貴議会において、議員定数削減の再考について議論をするよう、下記のとおり陳情いたします。

### 記

定数削減は他区との比較および、地方自治法第91条の件から照らし、現時点において適切な振る舞いかどうか議論をしていただきたい。

受 理 番 号 第 1 4 0 号 ( 議 会 運 営 委 員 会 付 託 )

江 戸 川 区 議 会 議 員 の 定 数 削 減 の 撤 回 に 関 す る 陳 情

受 理 年 月 日 令 和 5 年 2 月 1 3 日

付 託 年 月 日 令 和 5 年 2 月 2 1 日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 2 0 2 2 年 9 月 より 設 置 さ れ て い る 議 会 改 革 検 討 委 員 会 は、 2 0 2 2 年 1 2 月 2 1 日 の 審 査 に お い て、「 議 員 定 数 関 係 に つ い て」 を 討 議 し、 採 決 の 結 果 「 2 1 期 の 選 挙 か ら 議 員 定 数 は 2 議 席 を 削 減 す る 」 と の 結 論 に な り ま し た。 運 用 は 来 期 で は な く、 2 1 期 の 選 挙 か ら と い う こ と で す。 2 1 期 か ら の 定 数 削 減 で あ れ ば、 来 期 の メ ン バ ー で 時 間 を か け て 審 査 を す る べ き で は な い か と 思 い ま す。

江 戸 川 区 は 「 と も に 生 き る ま ち を 目 指 す 条 例 」 に お い て、「 社 会 と と も に 生 き る こ の ま ち で は、 一 人 一 人 の 立 場 や 置 か れ て い る 状 況 が ち が う 人 々 が 集 い、 学 び、 働 き、 遊 び、 活 動 し て い ま す。 と も に 力 を 合 わ せ る こ と が 大 切 な の だ と、 私 た ち は 考 え ま す。」 と 崇 高 な 理 念 を 掲 げ て お り ま す。 よ り 多 く の 多 様 な 立 場、 意 見 を 持 つ 議 員 が 活 動 す る こ と に よ り、 一 人 一 人 を 大 切 に し た 共 生 社 会 が 構 築 さ れ る の で は な い で し ょ う か。 人 口 比 率 で 下 か ら 二 番 目 と い う 議 員 定 数 を さ ら に 減 ら す こ と が、 多 様 な 意 見 の 反 映 に つ な が る の で し ょ う か。 経 費 削 減 が 議 員 定 数 削 減 の 理 由 と さ れ て い る よ う で す が、 減 額 ・ 廃 止 す べ き 項 目 の 検 討 や、 議 員 報 酬 や 政 務 活 動 費 な ど の 透 明 性 を 高 め る こ と に よ り、 経 費 に つ い て は 区 民 の 理 解 を 得 ら れ る も の と 考 え ま す。

つ き ま し て は、 下 記 の と お り 陳 情 い た し ま す。

記

少 数 者 の 意 見 が 十 分 に 区 政 に 反 映 さ れ る よ う、 議 員 定 数 削 減 の 撤 回 を 求 め ま す。

(10) 新規付託の請願・陳情〔20期：5.2.14～5.11.29 受理分〕

受 理 番 号 第 1 号 (建設委員会付託)

江戸川区はスーパー堤防事業を中止し、区民に移転を強いることのない耐越水堤防の建設を求める陳情

受理年月日 令和5年5月11日

付託年月日 令和5年6月20日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 大都市の河川決壊による壊滅的な被害を防ぐため、として計画されたスーパー堤防ですが、住民の納得や協力が必要であるにもかかわらず、強制的な転居や立退きが必要であることや、街づくり事業と一体の整備という手法に無理があり、その完成時期も事業予算も示すことができていません。

江戸川と荒川、中川の計画区間のうち、30Hという完成断面を持った堤防の整備率はそれぞれ3.1%と1.4%にすぎず、江戸川区内では、最も危険なゼロメートル地帯の荒川、中川の左岸は手つかずのままです。

このまま進捗すると、住民の生命・財産を守るはずの治水事業が、完成までに江戸川で650年、荒川に至っては1400年が必要となります。

異常気象の進行するなか、この途方もない年数の事業継続の間、その未整備区間である既存堤防と、それに囲まれる江戸川区は危険にさらされ続けることとなります。

つながらず、盛土が点在するだけのスーパー堤防では、破堤までの時間を稼ぐこともできません。

完成までの工期を見通すことができ、そこに生活する多くの区民に転居や立退きを強いる必要のない耐越水堤防として、国交省も復活をすすめる「粘り強い堤防」すなわち「アーマーレビー」や「フロンティア堤防」さらには、高知市の沿岸部に津波に耐える海岸堤防として施工され、直近ではタイの河川護岸に採用が報道された、連続杭による「インプラント工法」があります。

これらの現実的な工法採用により、連続した耐越水堤防の早期の建設を求めます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

#### 記

スーパー堤防に固執することなく「粘り強い堤防」や「インプラント工法」を、現実的な工法として採用し耐越水堤防の建設を求めます。

受 理 番 号 第 2 号 (建設委員会付託)

都市計画道路補助第283号線拡幅計画の即時撤回を求める陳情

受理年月日 令和5年5月11日

付託年月日 令和5年6月20日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 江戸川右岸に沿って葛飾区から北小岩8丁目、7丁目、4丁目、3丁目等を経て蔵前橋通りへと約2km続く都道補助第283号線は、昭和41年に幅員16mと計画された、今から58年前のプランです。

しかし、令和5年3月の時点で幅員は6～7mのままで、江戸川区は令和7年度に見直す、としています。計画から60年近くも手つかずのままなのです。

当初の目的は失われているのではないかと。さらに言えば都の優先整備路線からも外れているのです。

この間、道路、住宅、社会環境などは大きく変化しています。

例えば道路では、外環自動車道が松戸市－市川市間で開通の結果、岩槻街道南行（補助第264号交差点付近）で33%減、篠崎街道北行（江戸川病院付近）も30%減と3割も減り、特に北小岩では、千葉、習志野、柏、袖ヶ浦などのナンバー車、大型トラック、ミキサー車などの減少が目立っています。さらに若者の車離れ、高齢者の運転免許の返納も続いています。

近所に向島から移転してきた一家があります。理由は子どもさんに喘息の持病があり、医者から「江戸川沿いの空気の良いところに移転すれば…」とすすめられ、移転後は子どもさんの病気が治ったとのことでした。

このように静かな住宅街の真ん中に、道路幅を16mに拡幅し、自動車の流れを呼び込む策は、環境を重視する時代に逆行する蛮行と言えます。環境を破壊し、住民の健康に害を及ぼす事業は大いに疑問です。

私たちは都市計画道路補助第283号線の拡幅に反対するため、下記のとおり陳情いたします。

記

都市計画道路補助第283号線拡幅計画の即時撤回を求めます。



受 理 番 号 第 3 号 (文教委員会付託)

小中学校の給食費の無償化を求める陳情

受理年月日 令和5年6月 1日

付託年月日 令和5年6月20日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 日頃からの子どもと教育へのご尽力、誠にありがとうございます。

2020年から始まったコロナ禍での暮らし、さらに昨年末から続く物価の高騰により、区民の生活はますます困難になり、格差と貧困の広がりが大きくな社会問題となってきました。この事態は子育て世代を直撃し、給料がなかなか増えない状況の中、教育費への出費も増え、さらに厳しい状況になっています。

子ども達は、みんなといっしょに食べる学校給食を楽しみにしています。「まともな食事は給食だけ」「一日の食事が給食だけの生徒もいる」など、学校給食の果たす役割はかつてなく重要になっています。家庭の状況にかかわらず、安心して食事ができることは、子どもの情緒の安定にとっても大切なことです。

未来を担う子ども達の健やかな成長・発達をはぐくむ学校給食は、教育の一環として位置付けられるものです。「義務教育は無償」という憲法第26条の原則からも、学校給食の無償化は子どもの貧困対策・少子化対策としても大きな意義があります。今、全国の多くの自治体で給食費の無償化が実施され、23区でも7区で無償化、2区で一部無償化となっています。

江戸川区では、給食の自校調理、栄養士の全校配置、給食費の1/3程度の負担軽減措置(2012年度まで)、給食費値上げ激変緩和措置等、学校給食に対する素晴らしい施策を実施してきました。さらに一歩進めて、学校給食費の無償化を実現させてください。子育てにやさしい江戸川区、将来世代への応援を、行政をあげて行っていただきたく、下記のとおり陳情いたします。

記

学校給食費の無償化を所得制限無しで、実現してください。

受 理 番 号 第 4 号 (議会運営委員会付託)

全議員及び全会派の政務活動費の支出に係る支払明細書及び領収書等を江戸川区議会ホームページに公開を求める陳情

受理年月日 令和5年6月 5日

付託年月日 令和5年6月20日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 政務活動費のインターネット上での公開に関する陳情に対して、貴議会は第18期の陳情第68号、第70号にて趣旨採択しております。そして、第19期においても、議会改革検討委員会にて、「議員定数」とともに検討されています。昨年度の議会改革検討委員会では、審査時間の関係上、議員定数のみしか結論を出すことができなかったようです。

そこで、今期第20期に取り組む議会改革は、政務活動費のウェブ公開を最優先で検討して頂きたいと思います。

先の陳情の審査結果では「政務活動費の支出に係る支払明細書及び領収書等の江戸川区議会ホームページでの公開は、開始時及び保守・管理にかかる諸経費など新たな支出を伴うことから、慎重に考慮すべきものである。また、掲載期間等、その実施に係る様々な事項についても今後検討を深めていく必要があり、実現には相当の期間を要するものである。しかし、ホームページなど電子媒体で政務活動費に係る書類を公開することは、その使途の透明性を確保し、区民に対する説明責任を果たしていくうえで大変有効であることから、本陳情の趣旨には賛成であるとの結論に達し、趣旨採択となりました。」(17議送第435号)とあるように、解決しなければならない問題点は明白です。

つきましては、貴議会において、今度こそ実現するように、下記のとおり陳情いたします。

#### 記

江戸川区議会議員の政務活動費に関わる支払明細書・領収書等を区議会ホームページに公開することを、ただちに実施すること。

受 理 番 号 第 5 号 (文教委員会付託)

船堀駅前地区まちづくりに関する陳情

受理年月日 令和5年6月 6日

付託年月日 令和5年6月20日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 江戸川区は、2028年の完成を目指し、「船堀駅前地区まちづくり」市街地再開発計画を進めています。

にぎわいや交流の拠点となり、文化機能も重視される方針の下、新庁舎や店舗の入ったタワーマンションの建設も予定されています。

しかしながら、現在船堀には文化施設として、船堀タワーホールとコミュニティ会館はありますが、図書館がありません。駅周辺の北葛西、宇喜田、東小松川、西小松川等の地域にも多くの方が住んでおり、「地域に図書館を！」の声は以前より挙がっていました。

子ども達の健やかな成長のためにも、住民の文化向上のためにも、魅力ある新しいまちづくりの中で、私達の長年の願いでもある図書館をこの機会に是非ともつくって頂きたいと思いません。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

「船堀駅前地区まちづくり」に伴い、船堀駅周辺に図書館をつくること。

受 理 番 号 第 6 号 (文教委員会付託)

中学校英語スピーキングテスト結果の令和6年度都立高校入試への活用中止に関する  
陳情

受理年月日 令和5年6月12日

付託年月日 令和5年6月20日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 東京都教育委員会 (以下都教委) はベネッセ・コーポレーションと協定を結び、令和4年度に全公立中学3年生を対象に中学校英語スピーキングテスト (E S A T - J) を実施し、その結果を令和5年度都立高校入試の合否判定に活用しました。これには多くの問題点があることが専門家、教員、保護者等から指摘されていますが、さらに今年度は入試で活用するだけでなく、新たに1・2年生でもスピーキングテストを実施しようとしています。E S A T - J は11月末に設定されており、期末テストや評定作業などで、中学3年生と担当教員にとって、最も気の張る時期であり、ここにE S A T - J 前後の実務が重なり、生徒と現場の教員に多大な負担がかかっている点は深刻であり、看過できません。以下、問題点、懸念を述べます。

- 1 透明性・公平性・公正性・個人情報保護の観点から。
  - ① 受験生に送られたスコアレポートでは、どうしてそのような得点になったのかはわからず、正しい採点だったかの確認もできません。
  - ② 不受験者には、学力検査の得点が同じ受験生のE S A T - J 結果から見込み点が与えられましたが、その妥当性を示す統計的根拠はありません。都教委もそれを認めながら実際の合否判定への影響について一切明らかにしていません。
  - ③ 試験当日には解答に影響する「音漏れ」があったと受験生・試験監督から多くの指摘がありました (「前半の生徒の音が後半の生徒に聞こえた」「同じ部屋の他の生徒の解答音声が聞こえた」など)。都教委は「解答に影響する事例の報告はなかった」と言い通しました。
  - ④ E S A T - J の出題範囲は「中学校学習指導要領に基づく内容とする」としていながら、実際にはそれを逸脱する出題がありました。生徒はどこまで勉強をすれば良いのかがわからなくなっています。
  - ⑤ 受験手続終了直前、8人に採点ミスがあったことが明らかになりましたが、詳しい原因と改善策が明らかにされていません。
  - ⑥ このテストでは、個人情報 (顔写真含む) をベネッセのサイトに登録する必要がありました。情報漏洩の危険性、個人情報利用の不透明さが懸念されます。
- 2 授業と英語教育の質の低下、教育格差拡大の懸念。

- ① 入試にスピーキングテストが入ったことで、試験で点数をとることを動機づけにした学習が進むことが懸念されます。人間とのやり取りではなく機械に向かって一方的に説明する問題で、英語でのコミュニケーション力を測ることができるのか、向上させることができるのかは疑問です。
- ② 経済的に厳しい状況の家庭の子どもには、英語スピーキングテストは不利に働きます。新学習指導要領によって英語教科書がさらに難しくなる中、塾に通える子とそうでない子の間で格差が広がります。公教育は、すべての生徒の英語の力を伸ばすために行われるべきです。話す力も含めた英語の力を伸ばすのなら、すべての小中学校の学級人数を少なくするのが最も効果的です。

以上の理由により、E S A T－J結果の入試活用の中止を求めます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

#### 記

貴議会において、東京都教育委員会に中学校英語スピーキングテスト（E S A T－J）結果の令和6年度都立高校入試への活用を中止するよう意見書を提出してください。

受 理 番 号 第 7 号 (生活振興環境委員会付託)

「省エネ対策・区内地域振興／遮熱塗装工事助成金制度」創設に関する陳情

受理年月日 令和5年6月12日

付託年月日 令和5年6月20日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 近年江戸川区においてもエネルギー価格高騰による電気料金の上昇、夏場の電力不足、地球温暖化による夏の高温化などの懸念が増大しています。これら懸念事項への有効な対策のひとつとして遮熱塗料が挙げられます。

この遮熱塗料は、一般社団法人日本塗料工業会によると屋根などに塗るだけで夏場の室内温度の上昇を抑え、エアコンの消費電力を約7%も大きく削減する省エネ効果、ヒートアイランド対策および地球温暖化防止などに役立つ塗料と報告しています。

現在、東京都23区のうち、7割を超える多くの区(17区)で遮熱塗装工事の助成金制度がありますが、江戸川区にはこの助成金制度がありません。

一方、江戸川区には「住宅リフォーム資金融資あっせん制度」があり、屋根などの遮熱塗装工事についても融資対象となっています。

しかし、個人やマンション管理組合、事業所など施工主の視点からは、価格が割高な遮熱塗料を、融資を受け金利を支払ってまで施工するモチベーションにはなりづらく、結果、省エネ対策に有効な遮熱塗料よりも価格を優先してより低価格な従来の一般塗料を選択しているのが江戸川区民大半の実情ではないかと推察します。

そこで省エネ効果に優れた遮熱塗装の普及、推進を図るため、遮熱塗装の割高分の金額のうち、ある程度の割合を公的助成金で補うことが個人施工主などのモチベーションを高め、省エネ対策となるこの遮熱塗装工事推進の積極的かつ大きな一助になると考えます。

加えて、この江戸川区公的助成金の申込要件として、江戸川区内塗装業者の利用を条件とすることで区内地域振興にも貢献するものと考えます。

この遮熱塗料は日本工業規格「J I S K 5 6 7 5」にて国レベルでの性能や品質などが規定され、施工主や塗装業者が安心して選択、使用できる規格化された塗料です。加えて日本塗料工業会によると、これまで遮熱塗装の省エネ効果で、スギ66万本のCO<sub>2</sub>吸収量に相当する約9,000t/年のCO<sub>2</sub>が削減可能であり、戸建て住宅の屋根換算で58万件分という多数の遮熱塗装の実績があると報告しています。

現在江戸川区は、区長を先頭にSDGsに積極的に取り組んでおり、具体的には「SDGs えどがわ10の行動」を定めています。この遮熱塗装工事助成金制度は、「行動4、電気も水も大切に使おう」に合致し、特に夏場の江戸川区内の電力需要低減に積極的に寄与する有意義な制度と考えます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

## 記

- 1 高日射反射率塗装工事助成金制度の創設。助成金（案）として以下を提案する。
  - (1) 高反射率塗料の材料費の半額。
  - (2) 助成対象面積（ $m^2$ ）×助成単価（2,000円）。
    - (1)、(2)のいずれか小さい額。（個人：上限20万円、マンション管理組合・事業者：上限50万円。ただし予算額に達した時点で受付終了。）
- 2 助成金申込に関する要件の制定。
  - (1) 区内に助成対象建築物を所有又は取得しようとする個人、マンション管理組合、事業者。
  - (2) 住民税や固定資産税を滞納していないこと。
  - (3) 塗料の要件：JISK5675の規格を満たす塗料かつ明度（L値）が60以上で未使用のもの。
  - (4) 区内塗装業者を利用して行う工事であること。
  - (5) 工事前の申請であること。

篠崎公園地区高規格堤防と一体の土地区画整理における宅盤高さの基準を公平に定めることを求める陳情

受理年月日 令和5年6月12日

付託年月日 令和5年6月20日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 篠崎公園地区では高規格堤防、土地区画整理、公園、道路、緑地が関係する「篠崎公園地区まちづくり」事業が施工中であり、いよいよ今年度は第一次盛土工事が着手されようとしています。第一次盛土工事は高規格堤防盛土の上に土地区画整理事業により宅地造成がなされる箇所にあたります。

篠崎公園地区まちづくりの模型が工事説明会などで展示されていました。その模型で第一次盛土の付近の斜面を堤防天端を起点として宅地側に辿ってみると、公園事業盛土が現況堤防の高さから始まり、川から離れるに従って低くなっていき、土地区画整理の施工地区が始まる地点で、第一次盛土になっています。その始まりの地点では、公園の盛土と土地区画整理の施工地区の盛土が同じ高さになっています。このことは、模型だけではなく、東京都の図面によっても、国土交通省の図面によっても確認することができます。

高規格堤防盛土は計画堤防高を基準として、高規格堤防設計水位（計画堤防高を基準とする越流水深）が15cmの時には越流洗堀の限界剪断応力に対応して約30倍（高さ：幅が、1：28.2）の傾斜により基本断面形が定められ、高規格堤防の法面の高さが決まります。耐越水性能の限界は越流水深がたった15cmなのです。高規格堤防と一体の土地区画整理においては、土地利用との調整を図り、画地に対応した高規格堤防基本断面形の高さの最も高い高さを基準としてその高さと水平になるように宅盤高さが整備されると聞いています。北小岩一丁目東部土地区画整理の時の宅盤高さはその基準が守られています。一方、公園盛土は現況堤防高を起点として高規格堤防盛土よりも緩い傾斜で盛土がなされようとしています。この付近の現況堤防高は計画堤防高より2m程高くなっていますので、公園盛土は高規格堤防盛土の上にさらに少なくとも2m程の追加の盛土がなされることとなります。そうすると、第一次盛土が始まる地点での盛土の高さは高規格堤防盛土の上に少なくとも2m程の追加の盛土がなされることとなります。この盛土は高規格堤防盛土でもなく、高規格堤防の標準断面に擦り付けた土地区画整理の宅盤高さでもない、追加の盛土となります。もちろん公園の盛土でもありません。

高規格堤防と一体の土地区画整理において、高規格堤防の定めによって宅盤の高さが定められるということであれば、宅盤の高さが公平に定められていると言えると思いますが、高規格堤防盛土よりもさらに追加の盛土が画地により異なって定められるとなると、盛土高さの公平



性が失われることになるように思います。盛土の高さに関しては地権者により様々な要望が出てくることが予想されます。だからこそ、ある一定の規範・基準に基づいた、公平性を担保した宅盤高さの定め方が重要になってくると思います。

模型の元図として江戸川区から示された図面では、公園盛土が第一次盛土に向かって10m手前から1：4の斜面で高規格堤防盛土の高さになるように示されていました。高規格堤防と一体の土地区画整理においては、宅盤盛土高さを高規格堤防基本断面形に沿うように定めることが公平性を保つ上で重要であると思います。

公平性を担保するために、事業に関わりのある土地の権利者に対して、また望むべくはより広く、説明会もしくは懇談会等によりあらかじめご説明なされるようお願い申し上げます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

#### 記

- 1 高規格堤防と一体の土地区画整理における宅盤高さ基準を公平に定めることを求めます。
- 2 事業説明会もしくは懇談会等によりあらかじめ権利者等への説明を広く行うことを求めます。

受 理 番 号 第 9 号 (建設委員会付託)

補助第288号線のボックスカルバートをやめて道路面を計画堤防高に揃えることを  
求める陳情

受理年月日 令和5年6月12日

付託年月日 令和5年6月20日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 篠崎公園地区まちづくり事業の高規格堤防整備に向けた準備工事が始まっています。その看板には篠崎公園地区高台まちづくり事業と書かれています。「まちづくり」から「高台まちづくり」にいつ、どのように変わったのでしょうか。「まちづくり」にはその地域に住む人々との関わりがとても重要であると思います。事業の名称に「高台」を加えたのですから、その経緯や「高台」の設計基準、目的等について、江戸川区は事業説明会もしくは懇談会等によりあらかじめ権利者等への丁寧な説明を広く行うべきではないでしょうか。モデル地区であるなら、なおさら明確にしておく必要があると思います。「高台」は、「流域治水」や『災害に強い首都「東京」』という考え方と強く結びついているようには思えません。

篠崎公園地区まちづくり事業における補助第288号線の堤防と並行する部分にはボックスカルバートが予定され、今期詳細設計がなされているとのこと。ボックスカルバートの路盤高さは、APで3から4mであり、この付近の想定浸水深さは4mとのことでした。想定浸水深さは地盤からの深さですので、APになおすと6m超えくらいになります。ボックスカルバートは浸水災害時には結構深く水没することになります。

補助第288号線のボックスカルバートは篠崎公園と立体利用する目的で採用したと聞いています。通常時はそうですが、災害発生時に防災拠点となりうる篠崎公園のありかたを、「高台まちづくり」と照らして考えると、ボックスカルバートの計画をやめて、補助第288号線のその部分の道路面を計画堤防高に揃えることがより良い選択になるのではないのでしょうか。

この方法を採用すれば、たとえ想定最大規模の洪水や内水が起きても道路が浸水することを避けることができます。気候危機や流域治水で取り沙汰されている大規模水害にあたっては単に徒歩による避難経路を確保するだけでなく、水害時の車両交通路を確保することが危機管理施策として重要な観点であると考えられます。今後予定される都県橋との接続も視野に入れておくべきではないのでしょうか。

また、この方法は設置費用、維持管理費用、更新撤去費用等を含めた費用の面でもボックスカルバートよりも優位であるのではないかと考えられます。ボックスカルバートは、設置にあたっての総費用もさることながら、区の負担も発生するのではないのでしょうか。また、底面の杭などによる支持構造敷設の費用も少なくはないでしょう。さらに、供用開始後の維持管理費用は長期にわたり区の単独負担となるのではないのでしょうか。トンネルは渋滞時等の排気ガス

の排出機構も必要であると思われます。

それに対して、堤防上面と同じ高さに道路を敷設するのであれば、設置費用も、支持構造費用も、維持管理費用もずっと小さく抑えることができるのではないかと推察されます。

さらに、葛飾区が東京都と進めている新小岩公園再整備事業においては中川堤防と接する部分を堤防天端と同じ高さで整備し、堤防天端との接続のみならず、都道第315号線、平井大橋を経由して、首都高速道路中央環状線との接続を想定しています。都道をボックスカルバートとするようなことは計画されていません。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

#### 記

- 1 補助第288号線のボックスカルバートをやめて道路面を計画堤防高に揃えることを求めます。
- 2 事業説明会もしくは懇談会等によりあらかじめ権利者等への説明を広く行うことを求めます。

受 理 番 号 第 10 号 (福祉健康委員会付託)

マスク着用により生じる健康被害のリスクの調査と周知を求める請願

受理年月日 令和5年6月19日

付託年月日 令和5年6月30日

請 願 者 . . . . .  
. . . . .

紹 介 議 員 五十嵐 まさお

請 願 原 文 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になり、マスク着用についても厚生労働省が「本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします」と通達を出して以降もいまだに周りの大人や子ども達を目線に気にして、マスクを外したくても外せずに苦しんでいる大人や子ども達がたくさんいます。

マスクの着用には、例えば以下の健康被害を引き起こすリスクがあると言われてしています。

- ① 吐いた息を吸い込み、血中二酸化炭素濃度が上昇することで高炭酸ガス血症を誘発し、頭痛・吐き気・めまいなどの症状を引き起こす。
- ② 酸素欠乏症（酸欠）を引き起こし、思考力を奪ったり、免疫力を低下させる。
- ③ 口呼吸を誘発し、アデノイド顔貌になったり、口が乾いて唾液が減少することで免疫力が低下したり、歯周病になりやすくなる。
- ④ マスクに蓄積したウイルスを繰り返し深く吸い込むことでフェーゲン効果が生じ、肺炎を起こしやすくなる。
- ⑤ マスクに含まれるマイクロプラスチックやホルムアルデヒド、二酸化チタンの吸入によって発がんの可能性がある。

感染症対策の名の下に行政がこれまで区民に対して、マスク着用の効果を強調し、積極的に着用を推奨してきたのなら、それと同程度に行政が区民に対して、マスク着用により生じる健康上のリスクについても広く周知し、マスク着用による健康被害を止める責任があると思います。

つきましては、下記のとおりお願いいたします。

#### 記

マスクの着脱について、個人が主体的に判断できるようにマスクを着用することにより生じる健康被害のリスクを調査し、それらの情報の周知を学校・教員・保護者・地域社会へ徹底してください。

受 理 番 号 第 1 1 号 (福祉健康委員会付託)

新型コロナウイルスワクチン接種の即時中止を求める請願

受理年月日 令和5年6月19日

付託年月日 令和5年6月30日

請 願 者 . . . . .  
. . . . .

紹 介 議 員 五十嵐 まさお

請 願 原 文 新型コロナウイルス感染症の蔓延から3年が経過し、ワクチン接種においては現在も深刻な影響を受けています。諸外国では3回目以降のワクチン接種は進んでいませんが、日本では未だにワクチン接種の推奨を継続し、接種券の配布が行われています。結果、日本の新型コロナウイルス陽性者数（1週間合計）とワクチン接種率は世界一となりました。

ワクチン接種による死亡、副反応、後遺症被害は日々増加しています。本来ならばマスコミを通じて報道されるべき情報が一切国民へ周知されていないのが現状です。

令和5年3月28日、世界保健機構（WHO）は新型コロナウイルスワクチンの接種指針を見直し、健康な人への追加接種について有益性が限定的だとして2回目以降の接種を推奨しないとしています。WHOの予防接種に関する戦略諮問委員会は新指針について新型コロナウイルス変異株（オミクロン株）が主流となったことの影響に加え、感染とワクチン接種によって獲得された集団免疫を考慮したと説明しています。日本では、令和5年5月8日から感染症2類相当から5類感染症に変更になりました。

mRNAワクチンはこれまでのワクチンとはメカニズムが全く異なる遺伝子ワクチンであり、体内でどのような作用をするかも分からず、効果や長期的な安全性も確立されていません。また、ワクチン接種による死亡報告はインフルエンザワクチンの約50倍と報告されています。なお、健康な子どもや若者にとって重症化することは極めて稀なものであることが判明しています。大きな危険性のあるワクチンを未来ある子どもへ接種する必要性は低いと考えられます。病気の治療ではなく、健康な人に対して行う予防接種であるにもかかわらず、歴史上類を見ない薬害であり、このまま接種を続ければ今後さらに被害が拡大し、将来的な国家の存亡に関わる重き事態であると推測します。

つきましては、国民の命と健康を守るため新型コロナウイルスワクチンの接種に関して、下記のとおり請願いたします。

記

- 1 現行の新型コロナウイルスワクチン接種を即時中止して下さい。
- 2 個人に対して行政から接種券の配布を中止して下さい。

3 新型コロナウイルスの被害は大きく伝えられましたが、ワクチン接種後に起こった副反応、後遺症、死亡者数の報告については、ほとんど報道されてきませんでした。また、ワクチン接種後に副反応、後遺症で苦しんでおられる方が増加しているため、江戸川区のホームページへ以下の情報を掲載して下さい。また、チラシを全戸へ配布して下さい。

- (1) 全国のワクチン接種による健康被害件数とその事例、死亡者数。
- (2) 後遺症に対応している全国の病院の一覧。

受 理 番 号 第 1 2 号 (文教委員会付託)

子どもたちの心身の健康を守る、給食への有機食材導入の請願

受理年月日 令和5年6月21日

付託年月日 令和5年6月30日

請 願 者 . . . . .  
. . . . .

紹 介 議 員 五十嵐 まさお

請 願 原 文 現代の日本の食生活は、大量の農薬、食品添加物、白砂糖、畜産で使用される大量のホルモン剤、GMO（遺伝子組み換え作物）、放射能、合成界面活性剤、香料、排気ガス、PM2.5など、人体に有害なもので汚染されています。これら有害な物質を人体に摂取することで、子どもたちの発達障害、アレルギー疾患や様々な疾病を引き起こしやすくするという研究結果も出ています。成長期にある子どもたちから、有害物質をできる限り排除することは、体が未発達な子どもたちにとって大切なことです。また、我々大人たちの果たさなくてはならない当然の責任であると考えます。

なかでも、食材の安全性の観点では、欧米をはじめとした海外では有機市場が拡大している一方で、なぜか日本政府は2017年に農薬成分の残留基準を大幅に緩和しました。外国産の小麦から微量でも発がん性が認められているグリホサートが検出されているにも関わらずです。

また、安全性が全く確認ができていないゲノム編集食品を次々と認可をするなど、全くの論外。海外で拡大を続ける有機食材市場とは真逆の対応で、国民の健康を軽視しているとしか思えない政府の規制緩和には強い憤りを感じています。そして、敗戦後の名残で未だに牛乳を小さな子どもに摂取させる食事の内容に対し強い疑問を感じます。

まして、子どもたちが直接口から摂取する食事において、ザルのような規制をすり抜けた食品を出すなど、正気の沙汰ではありません。保育園、幼稚園、学校給食の食材から一切の有害物質を排除することは早急に我々大人が着手、達成しなければならない喫緊の大問題です。徐々に有機食材への移行などと悠長な対応は一切求めていません。

つきましては、下記のとおりお願いいたします。

#### 記

- 1 2024年4月までに、有機食材100%給食を実現すること。
- 2 牛乳を給食から排除し、水道水ではない安全な水、もしくは煮だしたお茶で代替えとすること。
- 3 有機給食実現までの間、お弁当を持参するご家庭の気持ちを配慮し無条件でお弁当を容認すること。その間の給食費用の請求は一切しないこと。

受 理 番 号 第 13 号 (生活振興環境委員会付託)

羽田新ルート (荒川ルート) の運用中止と教室型住民説明会の開催を国に働きかける  
よう求める陳情

受理年月日 令和5年6月27日

付託年月日 令和5年9月26日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 国土交通省は2020年3月29日から、国際線増便のためとして人口密集地を低空で飛行する羽田新ルートの運用を開始しました。新型コロナウイルスの感染拡大などによる航空便の需要減で、従来の海上ルートで十分対応できる状況にありながら、新ルート運用を続けています。

国は、新ルート運用を続ける合理的な理由を説明していません。唯一あげてきたのが千葉県との「首都圏全体で騒音負担を共有」することで、新ルート運用時間帯に千葉県上空を飛ばさない約束をしていると、事前説明会では一切言わなかったことを出してきました。千葉県の騒音負担軽減はもちろん必要なことですが、江戸川区上空を通る荒川ルートでいえば、元のルートで千葉県が被る騒音は江戸川区よりずっと小さいものです。江戸川区は一方向的な負担増となっています。

また、これまでと同じ滑走路を使用しながら、荒川ルートをとる理由は、C、D滑走路からの離陸便が競合しないようにというものです。しかし、実際の航跡図でみると、D滑走路からの離陸便は早くに南に旋回して、C滑走路からの離陸便と接近していません。

この間、国交省のホームページや「羽田空港のこれから」などの文書により、運用実態などについて、住民への広報がなされてきましたが、対面での住民説明会は運用開始以来、一度も開催していません。

以上のことから、下記のことを強く要望いたします。

#### 記

- 1 羽田新ルート (荒川ルート) 運用は中止するよう、国に求めてください。
- 2 国に対し、対面での教室型住民説明会を開催するよう求めてください。



受 理 番 号 第 14 号 (福祉健康委員会付託)

都内他区に設置されている民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを  
区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都  
や国に提出することを求める陳情

受理年月日 令和5年8月23日

付託年月日 令和5年9月26日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 東京都内に6つの火葬場を所有する東京博善株式会社(以下、「東京博善」)は、  
公益的事業として火葬場を運営する必要があるにもかかわらず、営利のために一方的な値上げ  
を繰り返し、施設利用者への負担増を強いています。このことは、複数大手メディアでも取り  
上げられており、都内民間火葬場での火葬料金が著しく高いという世論が高まっております。  
また、令和5年1月に厚生労働省及び経済産業省から「コロナウイルス感染症により亡くなら  
れた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改訂版が  
公表されるまでの長期間、コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方の火葬受入れを合理  
性の乏しい理由により継続的に拒んでいたなど、著しく公益性に反する姿勢をとり、区民から  
は悲痛な声が寄せられています。なお、上記ガイドラインの改訂前においても、コロナウイル  
ス感染症によりお亡くなりになった方の遺体からの感染リスクは低いことが公表されており、  
他の火葬場においては、コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方の遺体についても  
火葬の受入れを実施してきたところです。

墓地、埋葬等に関する法律(以下、「法」)では、火葬場の経営を行うためには特別区にあ  
っては区長の許可を受けなければならないものとされており(法第10条第1項)。

厚生省環境衛生局環境衛生課長通知によると、当該経営許可は、本来、地方公共団体に与え  
られるものであり、これにより難しい事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限  
って与えるものとされています。これは、墓地等の経営については、その永続性と非営利性が  
確保されなければならないという趣旨によるものです(昭和43年4月5日環衛第8058  
号)。

そして、公益法人の場合であっても、営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則っ  
て適正な経営が行われるよう都道府県知事等(区長)から強く指導されるべきものとされてお  
ります(昭和46年5月14日環衛第78号)。

東京都においては、沿革上、株式会社である東京博善に火葬場の経営許可がなされています  
が、少なくとも、公益法人と同様に、「営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則っ  
て適正な経営が行われるよう」強く指導されるべきです。むしろ、営利法人である株式会社に  
例外的に許可を与えている以上、行政による厳しい監督が必要です。

23区内にある全9火葬場のうち6場を東京博善が所有しており、23区内の火葬場は実質  
的に東京博善の独占状態となっていることから、東京博善による火葬場経営が利益追求の手段  
とならないよう、より一層厳しい監督が必要とされて然るべきです。

令和4年2月28日、東京博善を完全子会社としている株式会社廣濟堂ホールディングスと、

葬祭事業を営む会社を傘下に収める燦ホールディングス株式会社の間での業務提携が発表され、令和4年5月20日に中期経営計画が発表されました。これによると、当該業務提携（及び共同で行う葬儀事業を目的とする合弁会社の設立）は、葬儀業に進出し、「東京博善のお葬式」として、利便性の高い東京博善の式場を利用して、葬儀から火葬までのオールインワンプランを提供することにより、増収増益を目的としたものです。

これは、本来公共的かつ非営利の事業として行われるべき火葬場事業を葬儀業と組み合わせ、営利事業の道具として利用するものであり、公益性を著しく害するものです。

上記、東京博善の事業計画（以下、「本計画」）によって、第一義的に、他の葬儀業者が多大な影響を受けて存立を厳しいものにされることは当然ですが、最終的には東京博善による火葬場の独占的な地位に基づく営業によって、利用者である区民及び都民が利用料の高騰や利用制限などの不利益を被る結果となり、公益性を害することは容易に理解できるものであります。

実際、上記中期経営計画には「火葬料金の改定のほか、営業時間の拡大等により売上高を確保」との記載もあり、火葬料金の値上げによって区民及び都民への不利益が生じることは明らかです。

さらに、東京博善は、既に、通常火葬料金だけでなく、他の火葬場にはみられない燃料費特別付加火葬料（以下、「燃料サーチャージ」）を一方的に導入し、火葬場利用料を著しく引き上げております。この燃料サーチャージの導入により、火葬場利用料が大幅に値上がりしたにも関わらず、東京博善は、「火葬料金は従前通りで価格改定はありません。」としております。しかしながら、実質的には根拠不明な計算式に基づき算定された金額が、火葬料金に上乘せされる形になっているため、事実上の火葬料金の値上げであることは明らかで、今後も営利追及の姿勢がさらに強まることは明らかです。

従って、火葬業を営む東京博善が火葬場を利用して、営利事業として葬儀業を営むことは、公共事業としての火葬業の性質上許されるものではなく、東京博善を営利事業の中心とする廣済堂ホールディングス及び燦ホールディングスの本計画は、許可権者である区によって厳しく指導されるべきです。御区には公営火葬場が設置されていますが、公営火葬場で一日に行われる火葬件数の制限や距離の利便性等様々な理由から、他区に設置されている民間火葬場を利用されている方も多く、民間火葬場の運営によって影響を受けている区民は多数いらっしゃいます。

また、法に基づいて火葬は公衆衛生その他公共の福祉の観点から規制され、皆が等しく利用できるようにする必要があることから、火葬料金は公共料金ともいふべき性格があり、民営火葬場であっても国や地方公共団体に事前に料金を届け出て認可を受けることが本来の在り方であると考えます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

## 記

都内他区内に設置されている民営火葬場の火葬料金を届け出制とし、区として火葬場運営や火葬料金を適正化するとともに、区民が現在利用することがある区外既存の民営火葬場に関して、同様な法整備をするよう求める意見書を都や国に提出すること。

現行の健康保険証の存続を求める陳情

受理年月日 令和5年8月28日

付託年月日 令和5年9月26日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 政府は、2023年6月に、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決、成立させました。

しかし、他人の情報が紐づけられていたケース、資格無効と表示されたケース、窓口負担割合が違っていたケースなど、多くのトラブルが続出し、多くの患者、国民が不安を抱えています。

政府は「マイナンバー情報総点検本部」を立ち上げ、総点検を進めていますが、作業量やスケジュールの点から、全国の自治体で不安の声が挙げられており、全国知事会から総点検の負担軽減を求める提言が出されています。総点検中の現在でも、日々、マイナ保険証によるトラブルや紐づけミスなどが発覚しており、全国の協会、医会、保団連が実施したアンケート結果などをもとに、新聞やテレビなど各種マスメディアで連日報道されています。

東京歯科保険医協会が実施したオンライン資格確認システム導入後のトラブル事例アンケート調査(回答数207件)では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関163件のうち、109件(67%)が何らかのトラブルを経験しています。多いトラブルは、「資格無効」などと表示される保険者情報が正しく反映されていないケース(65件)とカードリーダーでマイナ保険証が読み取りできないケース(62件)で、対応策として、85件が「その日に持ち合わせていた健康保険証で資格確認をした」と回答しています。

マイナ保険証で資格確認ができなかった場合、「資格申立書」を患者が記入することで、保険診療を行えることとなっていますが、患者が窓口負担割合や加入保険の種類を「わからない」と答えた場合、可能な限り医療機関が聞き取って判断するよう厚労省から事務連絡が出されており、医療機関に大きな負担となっています。

また、マイナ保険証を持たない人全員に「資格確認書」を発行するとしています。しかし、「資格確認書」を交付するために費用負担が生じます。この費用は、現行の健康保険証を残せば必要ありません。マイナ保険証を持っている人にとっても、健康保険証を残せばマイナ保険証でトラブルが起こった場合でもすぐに解決できます。

NHKが8月11日～13日に実施した世論調査でも、今の健康保険証の廃止について「廃止を延期すべき」が34%、「廃止の方針を撤回すべき」が36%と、70%が廃止に反対をしています。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

国に対して、現在の健康保険証の存続を求める意見書を、地方自治法第99条の規定に基づいて提出していただけるよう陳情いたします。

受 理 番 号 第 16 号 (福祉健康委員会付託)

健康保険証の存続を求める陳情

受理年月日 令和5年9月 4日

付託年月日 令和5年9月26日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を6月2日に可決、成立させました。しかし、厚生労働省が発表した2021年10月から2023年7月までで8,441件に上る被保険者資格情報の誤登録をはじめ、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者、住民が不安を抱えています。

東京保険医協会が会員に対して実施したアンケート調査（5月25日～6月5日実施、FAX送信4,770件、回答数622件）では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関535件のうち、351件（65.6%）が何らかのトラブルを経験しており、そのうち他人の情報が紐づけられていたケースが11件ありました。別人の情報に基づいた診療・投薬は、重大な医療事故につながりかねません。

マイナ保険証とオンライン資格確認システムが保険資格確認の手段として確実なものではないため、厚生労働省や医療機関は、現行の健康保険証を持参するよう患者、国民、住民に呼びかけているのが現状です。誰もが安心して医療を受けられるよう、健康保険証の廃止は中止し、存続することを求めます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

国に対して、健康保険証の廃止を中止して存続させるように、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出するよう陳情いたします。

受 理 番 号 第 17 号 (福祉健康委員会付託)

「介護報酬のプラス改定を求める意見書」を国に提出することを求める陳情

受理年月日 令和5年9月 7日

付託年月日 令和5年9月26日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 介護事業所では、深刻な人手不足と低い介護報酬のもとでの経営難が続いています。昨今の物価高騰や光熱費の高騰の影響も非常に大きく、公定価格である介護報酬により成り立つ介護事業所は、価格転嫁ができないため、厳しい状況に拍車がかかっています。2022年の東京商工リサーチのデータでは、介護事業者の倒産件数は過去最高の143件となっています。

また、「介護職員等特定処遇改善加算」や「介護職員等ベースアップ等支援加算」などの介護従事者への処遇改善の制度が開始されても、一般産業平均給与との差を埋めるには至っていません。一方で、一般産業が賃上げを行う情勢の中、介護従事者の賃金はほとんど上がらず、それがますます人材確保の難しい状況につながっています。

介護事業者の倒産、介護従事者の賃金が上がらない、人材不足が解消できない、という状況が続けば、介護を必要とする利用者に介護サービスを提供することができない「介護崩壊」につながる可能性も高まります。介護事業者が安定して経営を継続し、介護従事者の賃金を引き上げ、人材不足を解消し、利用者への安全・安心の介護サービスの提供を実現するためには、2024年度の介護保険制度改定において、介護報酬のプラス改定が必要であることから、下記のとおり陳情いたします。

記

2024年4月の介護報酬改定において、利用者が安全・安心の介護を受けるために、介護事業所の経営の安定性確保と介護従事者への十分な賃上げを行うことのできる介護報酬のプラス改定を求める意見書を国に提出してください。

受 理 番 号 第 19 号 (総務委員会付託)

情報UD (ユニバーサルデザイン) 推進係の創設を求める陳情

受理年月日 令和5年9月15日

付託年月日 令和5年9月26日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 図書館運営などの検討会が行われている中で、障害がある人、外国にルーツのある人などにとって適切に情報を伝えることから逃れられないものと思います。よって、本区においても、今後、他自治体などを参考に、総務課と福祉推進課、文化課、ともに生きるまち推進課共管で連携して専担組織を置いて実施にあたって欲しいと考えます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

情報UD (ユニバーサルデザイン) 推進係の創設を求めます。

受 理 番 号 第 20 号 (福祉健康委員会付託)

生活保護不適切取扱事案についてホットラインの設置を求める陳情

受理年月日 令和5年9月15日

付託年月日 令和5年9月26日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 先の生活援護第三課における生活保護不適切取扱事案について、区役所内外からの情報提供を期するため、江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会の構成委員へのホットラインの設置を求めたく考えます。  
つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

生活保護における不適切取扱事案について検証委員会の構成委員へのホットラインの設置を求めます。

受 理 番 号 第 21 号 (福祉健康委員会付託)

生活保護受給者へのアンケート実施を求める陳情

受理年月日 令和5年10月12日

付託年月日 令和5年10月26日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 生活援護第三課における不適切取扱の件ののち、職員のみならず受給者の方への影響などを考慮し、権利擁護や生活保護の相談のしやすさ、今後の見通しの立てやすさを上げることを考え、過去のひきこもりの大規模調査などと同様にアンケートを行い、福祉事務所への意見箱の設置を提案したく思います。

それとともに、区民・全職員へのアンケートの実施を行い、区民へは併せて制度の周知を図ることも提案します。

つきましては、まず福祉部での調査をするよう、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 生活保護受給者へのアンケートを実施すること。
- 2 意見箱を設置すること。
- 3 市民・全職員へのアンケートを実施すること。



受 理 番 号 第 22 号 (福祉健康委員会付託)

生活保護受給者を代表委員として検証委員会に加えてほしく要望する陳情

受理年月日 令和5年10月12日

付託年月日 令和5年10月26日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 生活援護第三課における不適切取扱の件ののち、「江戸川区生活保護業務不適切  
事案の検証及び再発防止対策検討委員会」が設置されましたが、代表委員の中に生活保護受給  
者が不在なことは「自分たちのことを自分たち抜きに決めない」原則から外れています。  
つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

生活保護受給者を代表委員として検証委員会に加えてほしく要望します。

受 理 番 号 第 23 号 (議会運営委員会付託)

江戸川区の各施設において区議会の中継放映を求める陳情

受理年月日 令和5年10月12日

付託年月日 令和5年10月26日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 江戸川区内の施設、各事務所やコミュニティ会館などには、ロビー・受付にモニターが設置されており、えどがわ区民ニュースが放映されていることが多いと感じます。区内の行事の様子や各地域での取組みなどを知ることができ、有意義であると思っています。一方で本年4月に投開票された区長・区議会議員選挙の投票率は、40%程度にとどまっており、この理由のひとつには、区議会でどんな問題が話し合われているか、また、各議員の活動が身近に感じられていないことがあるのではないかと考えます。そこで、ぜひとも各施設のモニターで区議会中継を流してください。さらに多くの区民が区議会の質疑応答に気軽に、日常的に接することは、より開かれた江戸川区にもつながると考えます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

区内の各施設において、江戸川区議会中継を放映してください。

消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情

受理年月日 令和5年10月18日

付託年月日 令和5年11月28日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」）は、訪問販売等消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者による不公正な勧誘行為等の取り締まり等を行う法律です。

これまで同法は、幾度も改正が繰り返されてきましたが、2016年の法改正（以下「平成28年改正」）の附則第6条に、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とのいわゆる5年後見直しが定められました。

そして、同改正法の施行が2017年12月1日であることから、2022年12月1日に5年を経過しました。

令和4年版消費者白書によると、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談は85.2万件であり、ここ15年ほど高止まりが続いている状況です。そして、この消費生活相談のうち、特定商取引法の対象取引分野に関する相談は全体の54.7%という高い比率を占めています。

そして、令和3年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、特定商取引法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が13.0%、電話勧誘販売の割合が8.9%であり、65歳未満の割合の2倍を超えています。さらに、令和4年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%と圧倒的多数を占めており、判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれます。

また、令和4年版消費者白書によると、世代全体で見ると、インターネット通販に関する相談が27.4%と最多となっており、デジタル社会の進展やコロナ禍の影響からインターネット通販におけるトラブルが増加しています。

さらに、マルチ取引は、相談件数全体に占める割合は1.1%であるものの、20歳代においては5.1%と高い比率を示しており、今後は2022年4月の成年年齢引下げに伴う被害の増加が心配されます。

以上により、平成28年改正後も特定商取引法の対象取引分野における消費者相談は高止まりを示しており、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するためには、この5年後見直しを機に、特定商取引法の抜本的改正がなされることが急務となっています。

具体的には、特定商取引法における対象取引分野のうち、訪問販売・電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）について、以下のような改正がなされるべきです。

1 訪問販売・電話勧誘販売について

消費者が望んでいない訪問や電話による勧誘は、高齢者などを中心に、断り切れずに不本意な契約をしてしまうことが少なくなく、消費者トラブルの温床となっています。そして、特定商取引法は、第3条の2第2項や第17条において、消費者が契約を締結しない旨の意思を表明した場合に、事業者が勧誘を行うことを禁止しています。

そこで、少なくとも消費者が予め勧誘を拒絶した場合には、訪問販売、電話勧誘を受けたくないという消費者の意思の尊重を徹底する仕組みが必要です。

訪問販売においては、消費者が「訪問販売お断り」と記載された貼り紙等（以下「ステッカー」）を家の門戸に貼付した場合には、特定商取引法第3条の2第2項による「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文上明らかにすることが考えられ、また、電話勧誘販売においては、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度、すなわち、電話勧誘を受けたくない人が電話番号を登録機関に登録することとし、登録された番号には事業者が電話勧誘することを禁止する制度（D o - N o t - C a l l 制度）を導入すべきです。

さらに、訪問販売や電話勧誘販売においては、店舗販売と比較して、店舗を持つことなく営業を行うことが可能であることから、信用力の低い事業者の参入も容易であり、不正な勧誘行為を行いながらその所在を変えて事業を繰り返すことも可能となっています。そこで、訪問販売や電話勧誘販売においても、店舗販売に準ずる信頼を確保するために、事業者の登録制を導入すべきです。

## 2 通信販売について

現在の特定商取引法では、他の特定商取引法の取引類型と異なり、通信販売については、再勧誘の禁止や威迫困惑行為の禁止等の行政規制が定められておらず、また、クーリング・オフや不実告知による取消権等も設けられておりません。

そもそも、特定商取引法の通信販売は、消費者がカタログを閲覧して申込みをする形態やインターネットで自らがウェブサイトを開覧し、吟味した上で申込みをする形態が想定されています。

しかしながら、近年、通信販売で急増している消費者トラブルにおいては、消費者が自ら積極的に通信販売業者のウェブサイトを開覧して申込みをするのではなく、消費者が日常的に利用しているSNSを通じて事業者からメッセージが送られてきたり、SNS上の広告を見たことがきっかけでインターネットを通じて事業者やその関係者から勧誘され、申込みに誘導される例が多くみられます。

このような手段による勧誘は、消費者からすれば、突然一方的に示されるものであって不意打ち性が高く、また、スマートフォンなどを用いた一対一でのやりとりが中心となるため、密室性が高い点で、訪問販売や電話勧誘販売と同様の問題点があります。

そこで、このようなインターネットを通じて勧誘が行われる場合には、通信販売においても、行政規制やクーリング・オフ及び不実告知等の取消権を規定すべきです。

また、現在、通信販売業者による解約・返品に関する受付体制整備義務や解約・返品の出方法（解約受付方法）についての規制は特段存在しません。

しかし、インターネット上の通信販売に関するトラブルにおいて、ウェブサイト上で購入の申込みを受け付けている通信販売業者が、ウェブサイト上での解約受付体制を設けていないケースや、近年増加しているサブスクリプション契約でも解約方法が分からない等のトラブルが発生しています。また、同様に「電話による解約のみ受け付ける」旨を表示しておきながら、消費者が架電しても一向に繋がらず、解約ができないケースも見受けられます。

そこで、インターネットを利用した通信販売において消費者が解約を希望する場合、契約申込みと同様の方法（ウェブサイト上の手続き）による解約申し出の方法を定めることを通信販

売業者に義務付け、迅速かつ適切に解約・返品に対応する体制を整えさせることが必要です。

さらに、インターネット広告画面の中には、消費者の誤認を招く不公正な表示がなされている事例が少なくないことから、広告表示においても、通信販売業者が網羅的で正確かつ分かりやすい広告を行うなど、広告表示の透明性確保を法令等で明確化することが必要です。

また、インターネットやSNS上の詐欺的な広告や勧誘を見て通信販売を利用した消費者が被害を被った場合でも、その広告上に通信販売業者の氏名や名称、住所などが十分に記載されていないことから、訴状における当事者の特定ができず、被害回復を図れないケースが多くみられます。

そこで、連絡先が不明な通信販売業者及び当該事業者の勧誘者等により自己の権利を侵害された者は、SNS事業者、プラットフォーム等に対し、通信販売業者及び勧誘者を特定するための情報の開示を請求できるようにすべきです。

### 3 連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）について

全国消費生活情報ネットワークシステム（PIONEET）によるマルチ取引に関する消費生活相談の件数は、毎年ほぼ1万件以上の相談が続いている上、2020年度の相談件数1万171件のうち、20歳未満及び20歳代の相談件数が4,996件と全体の49%を占めるなど、近年は、若者がトラブルに遭う割合が増加しています。

勧誘方法も、インターネット等を利用してメール、SNS等によるものが増加しており、組織の実態、中心人物の特定やその連絡先を知ることができず、自分を勧誘した相手方の素性も分からないなど、被害の回復が困難なケースが増加しています。

そもそも、マルチ取引においては、単なる物品販売とは異なり、特定利益の收受を目的として、一定期間にわたり取引を続けることが想定されることから、連鎖販売取引業者には、組織、責任者、連絡先等を明確化させ、取扱商品・役務の内容・価額、特定利益の仕組み、収支・資産の適正管理体制、トラブルが生じた場合の苦情処理体制や責任負担体制の明確化が求められるものというべきです。

そこで、連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入するべきです。

また、近時、物品販売等の契約を締結した後に、新規加入者を獲得することによって利益が得られる旨を告げてマルチ取引に誘い込む事例、つまり、特定取引の收受に関する説明を後出しするマルチ取引（以下「後出しマルチ」）のトラブルが増えています。

後出しマルチは、大学生などの若者がターゲットにされることも多く、簡単に利益が得られるかのような勧誘を受けて、借金などをして投資に関する情報商材等を購入したものの、勧誘時の説明と異なって利益が得られない事態となった場面で、「他者（友人など）を勧誘して情報商材に関する契約を獲得すれば、利益が得られる」などと勧誘し、借金の返済に窮した消費者が自らも勧誘員となって新規契約者の勧誘に走るという構造にあります。後出しマルチの手法によって勧誘員となった者は、購入した情報商材等が説明どおりの価値を有しないことを認識した上で他者の勧誘に走る点で、新規契約者を獲得することによって利益を得ることを目的とした不当な勧誘が繰り返されやすいという点で、問題性が非常に高いと言えます。

そして、現在の特定商取引法第33条第1項では、特定利益を收受し得ることをもって誘引し、特定負担を伴う取引をすることが連鎖販売取引の要件とされていることから、後出しマルチを展開する事業者などは、特定負担の契約締結時に特定利益を收受し得ることを誘引行為として用いていないから特定商取引法の適用がないものと主張し、クーリング・オフによる解約に応じない事業者も存在しています。

そこで、特定商取引法第33条を改正し、現行法の連鎖販売取引の定義規定に後出しマルチの類型も加えて、脱法的な後出しマルチ取引を防止する必要があります。

また、前述の若者がトラブルに遭うケースが増加していることからわかるように、社会的経験が乏しい者との間のマルチ取引は、そもそも適合性原則に違反するものというべきです。また、先行する契約の際に債務を負担しているケースや、前述の後出しマルチのようなケースは、他者を勧誘することによる利益を得ることが目的となるあまり、無理な勧誘を行いがちとなるため、そもそもそのような者に対する紹介利益提供の勧誘自体を禁止すべきといえます。

そこで、22歳以下の者、先行する契約として投資等の利益收受型取引を締結した者、先行する契約の対価に係る債務を負担している者など不適合者に対する紹介利益提供契約の勧誘等を禁止すべきです。

以上の理由により、国会及び政府に対し、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するために、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を提出することを陳情いたします。

受 理 番 号 第 26 号 (福祉健康委員会付託)

予防接種健康被害救済制度の周知に関する陳情

受理年月日 令和5年11月 2日  
付託年月日 令和5年11月28日  
陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 現在、厚生労働省では予防接種健康被害救済制度に関して、予防接種を受けた際に健康被害が生じた場合は住民票を登録していた市町村で申請の手続きをすることになっております。

江戸川区のホームページでもワクチン接種によって健康被害が生じた場合の救済制度について案内がされ、必要書類の種類や医療費・医療手当申請書の記入例、また提出先の案内などが記載されています。しかし申請に必要な書類の一つである受診証明書の書き方については記載がありません。ホームページで案内されている「江戸川区新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」は書類の書き方についてご存じでなく、書き方を理解している保健所の「ワクチン接種担当課」への案内(連絡先03-5661-5209)はホームページに記載されていませんでした。また、申請の際には医療機関において医師に受診証明書を記入して貰う必要があるものの、医療機関の関係者や医師自身が救済制度に詳しくないため、本来拒否する事の出来ない受診証明書の記入を拒否するケースが少なくありません。申請の際に必要なカルテの開示も医療機関によってはその費用が1万円を超えるところもあり、申請する際の大きなハードルになることがあります。

奈良県のホームページでは救済制度について分かりやすい案内があり、医療機関に対して医師が書くべき受診証明書の記入方法や、受診証明書やカルテの写しの拒否をしないことの通達をされております。また、奈良県はワクチン後遺症について53病院と321診療所が対応可能として掲載されており、奈良県のコロナワクチン副反応コールセンターでは医療機関への予防接種健康被害救済制度の書類作成依頼方法やカルテの開示費用の高い医療機関についての相談なども対応可能としています。江戸川区のホームページでは救済制度の申請における重要な部分であるそのような具体的な問題にまで配慮しておらず、実際にワクチンの被害を受けた方へのきめ細かい案内にはなっておりません。

コロナワクチン後遺症は厚労省の説明では軽快あるいは回復すると説明されているものの、「新型コロナワクチン後遺症患者の会」の提供した320人の後遺症患者の資料によれば令和5年7月時点で88.1%は1年以上症状が持続し、11.6%が2年以上持続しています。また、厚労省研究班の調査では医師から提供のあった140人の患者の情報のうち79の症状を記載しているものの、患者の会の提供した調査では320人の患者のうち7,551の症状が報告されています。

こうした被害実態があることから東京都は予防接種健康被害救済制度の申請件数を現在では開示しており、宮城県や宇都宮市、千葉県、神奈川県、滋賀県、熊本市、宮崎県、鹿児島県、沖縄県なども予防接種後副反応疑い報告制度の報告件数についてホームページで公表しております。ワクチン後遺症の患者はただでさえ様々な症状を抱えている中、情報が少ないために症状に合った適切な医療機関を見つける事が困難な状態にあり、そのために救済制度に申請する際に大きな壁にぶつかっている現状にあります。

つきましては、貴議会において江戸川区もこの事実をご周知頂き、ワクチン後遺症を抱える方へ細やかな配慮ある案内をし、少しでもそのハードルを緩和して頂けますよう、下記のとおり陳情いたします。

## 記

- 1 予防接種健康被害救済制度について他都市のようにホームページや広報等でより分かりやすく適切な案内をすること。
- 2 江戸川区の全ての病院に対し、他都市のように予防接種健康被害救済制度を希望する患者がいた場合には受診証明書の記載やカルテの写しの拒否をしないように通達すること。
- 3 受診証明書の書き方について、他都市のように分かりやすい書き方等をホームページや広報で案内すること。
- 4 江戸川区のコロナワクチン副反応コールセンターも、他都市のように後遺症を抱えた方に症状に合った治療法または医療機関を適切に案内すること。また保健所の「ワクチン接種担当課」への案内もホームページに記載すること。
- 5 新型コロナワクチンに関連する予防接種健康被害救済制度の申請件数や予防接種後副反応疑い報告制度の報告件数についてホームページで公表すること。



受 理 番 号 第 27 号 (生活振興環境委員会付託)

葛西臨海水族園建て替えによる樹木の大量伐採に反対する陳情

受理年月日 令和5年11月16日  
付託年月日 令和5年11月28日  
陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 東京都は、東京都立葛西臨海水族園の建て替え計画を発表しました。計画では、現在の水族園本館の北側の土地約13,000㎡に新施設を建設するとしています。

しかし、新たな建物の敷地とされる場所の一部には30年かけて植生された緑豊かな樹木1,400余があります。この樹林は、緑豊かな都民の憩いの森として広く都・区民に親しまれてきました。

また、これらの樹林は東京湾岸部を走行する自動車、船舶、航空機から排出する大気汚染物質(PM2.5、NO<sub>2</sub>等)や気候汚染物質(CO<sub>2</sub>)を大気浄化する、人間や生態系にとっての命綱です。

みんなで「いまの生命」と「みらいの地球」を守る計画(江戸川区気候変動適応計画)では、二酸化炭素の吸収源対策として「森林、木材による二酸化炭素の吸収源対策を進めます。」と森林の植栽・保全を重視しています。

かけがえのない緑地＝樹林を伐採する行為は、みんなで「いまの生命」と「みらいの地球」を守る計画に逆らうことになり、容認できません。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

東京都に東京都立葛西臨海水族園の樹木の伐採に反対し、緑豊かな森林を保全するよう働きかけてください。

## 7 議会日誌

### 1月

日	曜	議 会 関 係	そ の 他
1	日	元旦	
2	月		
3	火		
4	水	仕事始め	
5	木		新年の集い
6	金		
7	土		
8	日		小岩消防団始式 葛西消防団始式
9	月	成人の日	二十歳を祝う会
10	火		
11	水	各常任委、委員長会	
12	木	理事会	
13	金	行財政改革・SDGs推進特別委	
14	土		
15	日	区議会だより4定号発行	
16	月		
17	火	子育て・教育力向上特別委、災害対策・街づくり推進特別委	
18	水		
19	木	施策協議会（自民党）	
20	金	施策協議会（公明党）、新庁舎建設等検討特別委	
21	土		
22	日		
23	月	施策協議会（江戸川）	
24	火	施策協議会（日本共産党）	
25	水	総務委、理事会	
26	木	熟年者支援特別委	
27	金		幹部会、廃棄物審
28	土		
29	日		
30	月	予算内示会	熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委
31	火		

## 2月

日	曜	議 会 関 係	そ の 他
1	水	各常任委（文教委：視察）、委員長会	
2	木	子育て・教育力向上特別委	
3	金	熟年者支援特別委	予算プレス発表
4	土		
5	日		
6	月	行財政改革・SDGs推進特別委、議会運営委	
7	火	区議会防災訓練、災害対策・街づくり推進特別委	
8	水	第1回定例会告示日	国民健康保険運営協
9	木		子ども応援会
10	金		幹部会、財産価格審
11	土	建国記念の日	
12	日		
13	月	新庁舎建設等検討特別委	
14	火	理事会、議会運営委、改革検討委	
15	水	↑第1回定例会 理事会、議会運営委、本会議、予算特別委	
16	木		
17	金		
18	土		
19	日		
20	月	理事会、議会運営委、本会議（一般質問）	
21	火	理事会、議会運営委、本会議（議案・一般質問）	
22	水		
23	木	天皇誕生日	
24	金	予算特別委①（歳入、歳出：議会・総務・公債・予備、各特別会計）	
25	土		
26	日		
27	月	予算特別委②（経営企画費、SDGs推進費、新庁舎・施設整備費、危機管理費）	
28	火	予算特別委③（文化共育費、生活振興費、産業経済費）	

### 3月

日	曜	議 会 関 係	そ の 他
1	水		
2	木	予算特別委④（健康費、環境費）	
3	金	予算特別委⑤（福祉費、子ども家庭費）	
4	土		
5	日		
6	月	予算特別委⑥（都市開発費、土木費）	
7	火	予算特別委⑦（教育費、修正案）、理事会、議会運営委	
8	水		
9	木	予算特別委⑧（総括意見）、理事会、議会運営委、本会議	
10	金		
11	土		
12	日		
13	月	総務委（議案審査）、建設委（議案審査）	
14	火	各常任委、委員長会	
15	水	理事会、広報委	
16	木		幼稚園修了式
17	金		中学校卒業式
18	土		
19	日		
20	月		消防団運営委 都市計画審
21	火	春分の日	
22	水		
23	木		小学校卒業式
24	金	↓ 理事会、議会運営委、本会議	
25	土		
26	日		
27	月		
28	火		幹部会
29	水		
30	木	広報委	
31	金		

## 4月

日	曜	議 会 関 係	そ の 他
1	土		
2	日		
3	月		
4	火		
5	水	理事会	
6	木		小学校入学式
7	金		中学校入学式
8	土		
9	日		
10	月		
11	火		幹部会 幼稚園入園式
12	水		公共団体連絡会
13	木		
14	金		
15	土	区議会だより1定号発行	
16	日		区議・区長選告示日
17	月		
18	火		
19	水		
20	木		
21	金		
22	土		
23	日	区議会議員選挙・区長選挙投票日	
24	月	区議会議員選挙・区長選挙開票日	
25	火		議員に記章等配布
26	水	拡大幹事長会（第19期の現行メンバー）	
27	木		
28	金		
29	土	昭和の日	
30	日		

## 5月

日	曜	議 会 関 係	そ の 他
1	月		
2	火		
3	水	憲法記念日	
4	木	みどりの日	
5	金	こどもの日	
6	土		
7	日		
8	月	公式写真撮影日	
9	火	会派結成届・連絡所届締切日	
10	水	拡大幹事長会（第20期の新メンバー）	
11	木	幹事長会	
12	金		議員・執行部の初顔合わせ
13	土		
14	日		
15	月	幹事長会	
16	火	幹事長会	
17	水	広報委、幹事長会、第1回臨時会告示日	
18	木	幹事長会	
19	金	幹事長会	
20	土		
21	日		
22	月		
23	火	幹事長会、広報委	
24	水	↑第1回臨時会 幹事長会、本会議、各常任委、議会運営委	
25	木	↓理事会、議会運営委、本会議、各特別委、委員長会	
26	金	新人議員研修会	
27	土		区総合水防訓練
28	日		
29	月		新人議員事業説明会
30	火		新人議員事業説明会
31	水		熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委

## 6月

日	曜	議 会 関 係	そ の 他
1	木	各常任委、委員長会、区議会だより臨時会号発行	
2	金		
3	土		
4	日		環境フェア
5	月	健康推進・熟年者支援特別委、議会運営委	
6	火		
7	水	行財政改革・SDGs推進特別委、子ども支援・教育力向上特別委、第2回定例会告示日	
8	木		
9	金		
10	土		
11	日		
12	月	災害対策・街づくり推進特別委	幹部会
13	火	理事会、議会運営委	
14	水	↑第2回定例会 理事会、議会運営委、本会議	区議会関係法規集配布
15	木		
16	金		
17	土		
18	日		
19	月	理事会、議会運営委、本会議（一般質問）	
20	火	理事会、議会運営委、本会議（議案・一般質問）	
21	水		
22	木	総務委（議案審査）	
23	金	各常任委	
24	土		
25	日		
26	月	理事会、広報委	
27	火		
28	水		
29	木		熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委
30	金	↓理事会、議会運営委、本会議	

## 7月

日	曜	議 会 関 係	そ の 他
1	土		
2	日		
3	月	災害対策・街づくり推進特別委	
4	火	行財政改革・SDGs推進特別委	
5	水	子ども支援・教育力向上特別委	
6	木		財産価格審
7	金	健康推進・熟年者支援特別委	
8	土		
9	日		
10	月	全員協議会	
11	火	広報委	
12	水	各常任委、委員長会	
13	木		
14	金	理事会	
15	土		
16	日		
17	月	海の日	
18	火		
19	水		幹部会
20	木		都市計画審
21	金		
22	土		
23	日		
24	月		
25	火	ホノルル江戸川区民会設立総会、日本ハワイ姉妹都市サミットへ参加のため、正副議長と江戸川区・ホノルル市友好議員議連会長の福本議員がハワイ州ホノルル市を訪問（～30日）	
26	水		廃棄物審
27	木		
28	金		
29	土		
30	日		
31	月		



## 8月

日	曜	議 会 関 係	そ の 他
1	火	区議会だより2定号発行	
2	水		メトロ促進協議会総会
3	木	各常任委（文教委：視察）、委員長会	
4	金	利根川治水同盟治水大会（栃木県宇都宮市）	
5	土		花火大会
6	日		
7	月	子ども支援・教育力向上特別委（視察）	
8	火	行財政改革・SDGs推進特別委（視察）	
9	水		幹部会
10	木	健康推進・熟年者支援特別委、 災害対策・街づくり推進特別委（視察）	
11	金	山の日	
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金	理事会	
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水		幹部会
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月	総務委所管事務調査（～30日）石狩市、札幌市、富良野市 建設委所管事務調査（～30日）石巻市、気仙沼市、仙台市	熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委
29	火	福祉健康委所管事務調査（～31日）広島市、丸亀市、高松市 文教委所管事務調査（～31日）旭川市、札幌市、千歳市	
30	水	生活振興環境委所管事務調査（～8月1日）盛岡市、気仙沼市、新地スマートエナジー株式会社	
31	木		

## 9月

日	曜	議 会 関 係	そ の 他
1	金		
2	土		
3	日		
4	月	健康推進・熟年者支援特別委（視察）	青少年問題協
5	火		
6	水		公共団体連絡会
7	木	子ども支援・教育力向上特別委（視察）	
8	金		幹部会
9	土		
10	日		
11	月	理事会、議会運営委、新庁舎議会フロア検討委	表彰審
12	火	各常任委、委員長会	
13	水	第3回定例会告示日	
14	木	行財政改革・SDGs推進特別委（視察）	
15	金	災害対策・街づくり推進特別委（視察）	財産価格審
16	土		
17	日		
18	月	敬老の日	
19	火	理事会、議会運営委、広報委	
20	水	↑第3回定例会 理事会、議会運営委、本会議	
21	木		
22	金		
23	土	秋分の日	
24	日		
25	月	理事会、議会運営委、本会議（議案・表決・一般質問）	
26	火	理事会、議会運営委、本会議（一般質問）	
27	水		
28	木	①決算特別委〔歳入、歳出（議会費、総務費、公債費）、各特別会計〕	熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委
29	金	②決算特別委〔経営企画費、SDGs推進費、新庁舎等整備費、危機管理費〕	
30	土		

# 10月

日	曜	議 会 関 係	そ の 他
1	日		
2	月	③決算特別委〔文化共育費、生活振興費、産業経済費〕	
3	火	④決算特別委〔環境費、健康費〕	
4	水		
5	木	⑤決算特別委〔福祉費、子ども家庭費〕	
6	金	⑥決算特別委〔都市開発費、土木費〕	
7	土		
8	日		区民まつり
9	月	スポーツの日	
10	火	⑦決算特別委〔教育費〕	
11	水		
12	木	⑧決算特別委〔総括〕	
13	金	総務委（議案審査）	
14	土		
15	日		
16	月	各常任委、委員長会	
17	火	理事会、広報委	文化振興審
18	水	新庁舎議会フロア検討委	防災会議、国民保護協
19	木		産業賞選考委
20	金		
21	土		
22	日	江戸川区SDGs中学生議会リハーサル	
23	月		道路整備事業推進大会
24	火		
25	水		子ども・子育て応援会議
26	木	↓理事会、議会運営委、本会議	
27	金		区政功労者表彰式
28	土		
29	日		
30	月	議員健康診断	
31	火	議員健康診断	幹部会

11月

日	曜	議 会 関 係	そ の 他
1	水		
2	木	広報委、新庁舎議会フロア検討委	納税表彰式
3	金	文化の日	文化賞等表彰式
4	土		
5	日		
6	月	議員健康診断	
7	火	各常任委、委員長会	
8	水	子ども支援・教育力向上特別委、 災害対策・街づくり推進特別委（視察）	
9	木	健康推進・熟年者支援特別委（視察）	幹部会
10	金	議会運営委	
11	土	江戸川区SDGs中学生議会	
12	日		
13	月	議員健康診断	
14	火	第4回定例会告示日、 議員健康診断、行財政改革・SDGs推進特別委（視察）	
15	水		
16	木		区総合防災訓練
17	金		
18	土		
19	日		
20	月	理事会、議会運営委、新庁舎議会フロア検討委	
21	火	↑第4回定例会 理事会、議会運営委、本会議	
22	水		
23	木	勤労感謝の日	
24	金	広報委	
25	土		
26	日		
27	月	理事会、議会運営委、本会議（議案・一般質問）、 総務委（議案審査）	
28	火	理事会、議会運営委、本会議（表決・一般質問）	
29	水		
30	木	総務委（議案審査）	

## 12月

日	曜	議 会 関 係	そ の 他
1	金	各常任委、委員長会 区議会だより3定号発行	
2	土		
3	日		
4	月	理事会、広報委、新庁舎議会フロア検討委	産業賞
5	火		
6	水		財産価格審
7	木		
8	金	↓理事会、議会運営委、本会議	
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		幹部会
14	木	議員研修	
15	金	議員研修、災害対策・街づくり推進特別委（視察） 区議会だよりSDGs中学生議会号発行	
16	土		
17	日		
18	月	子ども支援・教育力向上特別委	都市計画審
19	火	各常任委、理事会	
20	水	健康推進・熟年者支援特別委	
21	木	議会運営委所管事務調査（～22日）大阪市、岐阜市	
22	金		
23	土		
24	日		
25	月	理事会、広報委、行財政改革・SDGs推進特別委	
26	火	第2回臨時会告示日、理事会、議会運営委	
27	水		
28	木	仕事納め、第2回臨時会 理事会、議会運営委、本会議、総務委（議案審査）	
29	金		
30	土		
31	日		

## 8 議会の刊行物

### (1) 区議会だより

号数	発行月日	発行部数 折込部数	主な内容
250号	5.1.15	発行数 171,750 折込数 96,550	1面 議長、副議長新年のあいさつ 2～5面 令和4年第4回定例会概要、代表質問、 一般質問 6面 区長提出議案、請願・陳情、議員提出議案、 第2回臨時会概要 7面 議案審査内容、議員勉強会、区議会ホーム ページ小学生向けコンテンツ 8面 江戸川区議会の1年間、第3回臨時会概 要
251号	5.4.15	発行数 171,950 折込数 96,550	1面 令和5年第1回定例会概要、令和5年度 予算の概要、本会議・各委員会欠席日数 一覧 2～4面 代表質問、一般質問 5～6面 予算特別委員会審査概要、令和5年度予 算に対する各会派の意見・賛否 7面 区長提出議案、請願・陳情、議員提出議案、 トルコ・シリア大地震寄付金について 8面 予算編成3つのポイント、議案審査内容
252号	5.6.1	発行数 171,950 折込数 96,550	1面 令和5年第1回臨時会概要、議長、副議 長就任のあいさつ、各種委員会の構成 2面 江戸川区議会会派等別議員一覧
253号	5.8.1	発行数 170,900 折込数 95,500	1面 令和5年第2回定例会概要、江戸川区議 会の1年 2～5面 代表質問、一般質問 6面 区長提出議案、請願・陳情、議員提出議案、 SDGs 中学生議会の準備について 7面 議案審査内容、区議会ホームページ 8面 江戸川区議会議員名簿、各控室案内図、 区議会の傍聴について

254号	5.12.1	発行数 169,900 折込数 95,500	1面 令和5年第3回定例会概要、決算特別委員会で審査された主な事業 2～4面 代表質問、一般質問 5～6面 決算特別委員会審査概要、決算特別委員会における各会派の意見 7面 区長提出議案、請願・陳情、区議会ホームページ 8面 令和4年度決算のあらまし、議員提出議案、議案審査内容、SDGs中学生議会の開催
255号	5.12.15	発行数 163,350 折込数 88,950	1面 SDGs中学生議会概要・SDGs中学生議会宣言、SDGs中学生議会実行委員名簿、SDGs中学生議会議員名簿 2～3面 中学生議員からの主な質問・答弁 4面 SDGs中学生議会開催までの流れ、SDGs中学生議会を終えて

## (2) 会議録

収録内容	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会	第2回臨時会
	自第1号至第5号	自第6号至第7号	自第8号至第11号	自第12号至第15号	自第16号至第19号	第20号
発行数	35部	35部	36部	35部	35部	35部

## 9 議会図書室

(1) 面積 46.19 m<sup>2</sup>

(2) 分類別蔵書数 合計 1,498 冊

分類	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学
冊数	90	10	104	1,052	14

分類	技術	産業	芸術	言語	文学
冊数	28	10	66	73	51

## 10 議会のホームページ

		令和5年アクセス数		開設・公開時からの累計	
区議会ホームページ		613,713 件		4,450,226 件	
インターネット 議会中継	録画	21,834 件		425,493 件	
	ライブ (本会議)	19 日	8,315 件	296 日	115,848 件
	ライブ (予算・決算 特別委員会)	16 日	10,304 件	136 日	130,340 件

※令和元年より、区議会ホームページのアクセス数の計上方法が延件数になりました。

※令和5年4月より、インターネット議会中継のアクセス数の計上方法が再生数のみの計上になりました。(表示数は含まない。)

### ・区議会ホームページ

平成16年3月31日開設

平成21年第1回臨時会から委員会会議録の掲載開始

平成22年3月30日にホームページを改訂

平成29年10月1日にホームページを改訂、スマートフォン・タブレット端末での利用を開始

令和3年7月19日に音声読み上げ機能及び多言語対応機能を導入

令和4年8月19日にホームページをリニューアル

令和4年8月19日に中学生向けのコンテンツを作成

令和4年12月23日に小学生向けのコンテンツを作成

令和5年11月10日に江戸川区議会の個人情報の保護のページを追加

### ・インターネット議会中継

平成19年第2回定例会から録画映像を公開

平成19年第3回定例会からライブ映像を公開



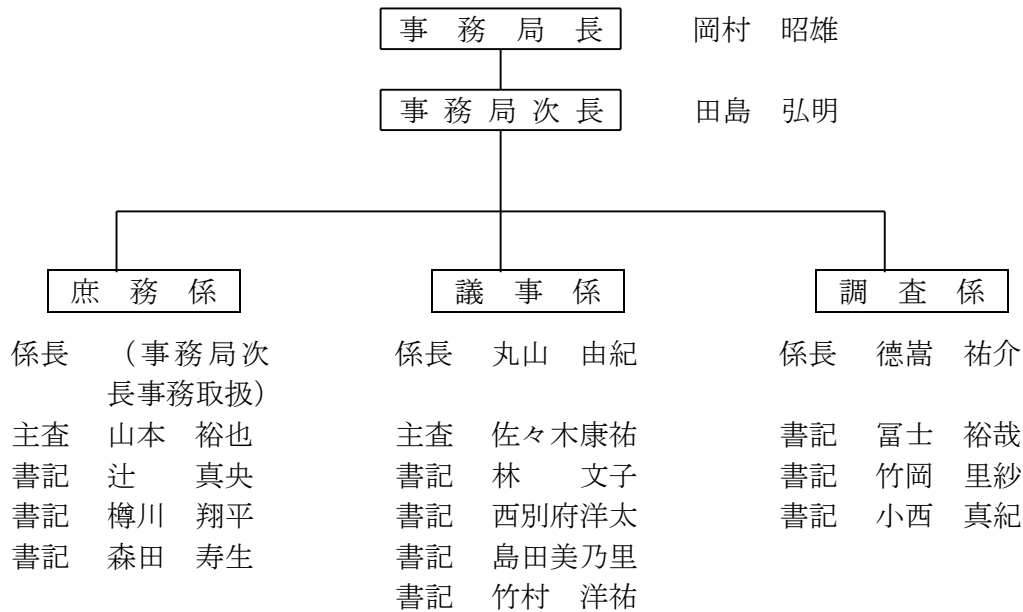
平成 27 年第 1 回臨時会から手話通訳付で本会議中継を配信  
平成 27 年 10 月から予算・決算特別委員会のライブ映像・録画映像を公開  
平成 29 年 10 月からスマートフォン・タブレット端末での視聴を開始

## 11 予 算

令和 5 年度 議会費（当初予算）  
903,567 千円

## 12 議会事務局

組織図 現員 16 人 (令和 5 年 4 月 1 日現在)



### 事務分掌

- |     |  |
|-----|--|
| 庶務係 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公印の管理に関する事項</li> <li>2 人事及び文書に関する事項</li> <li>3 予算及び経理並びに諸給与に関する事項</li> <li>4 議事堂及び会議室の管理に関する事項</li> <li>5 局の庶務に関する事項</li> </ol>   |
| 議事係 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本会議及び委員会に関する事項</li> <li>2 会議の招集及び議案に関する事項</li> <li>3 議事日程及び諸般の報告に関する事項</li> <li>4 議会で行う選挙に関する事項</li> <li>5 会議録及び会議記録並びに議事日誌に関する事項</li> <li>6 決議文、建議書及び意見書等の処理に関する事項</li> <li>7 陳情、請願等の受理及び処理に関する事項</li> <li>8 議決事件の処理顛末報告に関する事項</li> <li>9 その他会議に関する事項</li> </ol> |
| 調査係 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議案の調査及び立案に関する事項</li> <li>2 資料の収集及び統計に関する事項</li> <li>3 議会広報に関する事項</li> <li>4 議会図書室に関する事項</li> <li>5 地方制度の調査研究に関する事項</li> </ol>   |

### 13 他区市町村からの視察状況

No.	月 日	議 会 名	委員会・会派	人 数	視 察 項 目
1	1月13日	東京都	日本共産党東京都 議会議員団	1人	羽田空港の新飛行ルートに係る騒音調査について
2	1月31日	佐賀県 武雄市	議会改革等調査特別委員会	5人	江戸川区議会業務継続計画について
3	2月8日	愛媛県 松山市	まつやまチェンジアクション	2人	教育プラザにおける不登校対策について
4	4月26日	埼玉県 草加市	公明党草加市議会 議員団	3人	ひきこもり実態調査について
5	5月26日	福岡県 宗像市	公明党	1人	ひきこもり実態調査について
6	5月26日	福岡県 福津市	公明党	1人	ひきこもり実態調査について
7	6月2日	富山県 黒部市	自民クラブ	5人	地域包括ケアシステムの拠点「なごみの家」について
8	7月7日	愛知県 豊田市	豊田市議会市民フォーラム	4人	ひきこもり支援について
9	7月10日	東京都 西東京市	生活者ネットワーク	2人	ひきこもり支援施策について
10	7月13日	東京都 大田区	大田区議会公明党	1人	スクールソーシャルワーカーについて
11	7月25日	福岡県 大野城市	公明党	3人	ひきこもり支援について
12	7月26日	群馬県 高崎市	建設水道常任委員会	9人	水辺のスポーツガーデンについて
13	7月31日	熊本県 熊本市	公明党熊本市議団	1人	江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画について
14	8月1日	福岡県 大牟田市	自由民主党市議団	9人	DXの推進について

15	8月2日	愛知県 春日井市	厚生委員会	8人	子どもの権利条例及び条例に係る施策について
16	8月4日	東京都 新宿区	自由民主党新宿区 議会議員団	3人	ひきこもり対策について
17	8月10日	青森県 青森市	無所属	1人	ひきこもり対策について
18	8月17日	東京都 板橋区	日本維新の会板橋 区議会議員団	1人	児童相談所について
19	8月17日	東京都 江東区	日本維新の会江東 区議団	1人	児童相談所について
20	8月17日	東京都 杉並区	杉並日本維新の会	1人	児童相談所について
21	8月17日	東京都 目黒区	日本維新の会目黒 区議団	1人	児童相談所について
22	8月22日	東京都 品川区	無所属	1人	児童相談所について
23	8月22日	東京都 中央区	かがやき中央	1人	児童相談所について
24	8月22日	東京都 江東区	江東新時代の会	1人	児童相談所について
25	9月8日	東京都 足立区	日本共産党足立区 議団	5人	「なごみの家」について
26	11月2日	兵庫県 尼崎市	健康福祉委員会	7人	ひきこもり支援について
27	11月8日	広島県 廿日市市	文教厚生常任委員 会	7人	ひきこもり対策について
28	11月15日	東京都 台東区	つなぐプロジェクト 無所属・都民ファース ト・国民民主	1人	児童文学館について
29	11月15日	東京都 目黒区	めぐろの未来をつく る会	1人	児童文学館について
30	11月15日	東京都 北区	立憲クラブ	1人	児童文学館について

31	11月15日	東京都 小金井市	小金井をおもしろく する会	1人	児童文学館について
32	11月15日	北海道 旭川市	民主・市民連合	1人	児童文学館について
33	11月15日	東京都 小平市	フォーラム小平	1人	児童文学館について
34	11月15日	佐賀県	自由民主党	1人	児童文学館について
35	11月17日	岡山県 総社市	公明党	1人	児童相談所について
36	12月18日	広島県 広島市	ひろしま清風会	1人	児童文学館について
37	12月20日	千葉県 浦安市	立憲民主党、自由 民主党・緑風会、 かがやくみらい	4人	メタバース区役所実証実験 について
38	12月22日	東京都 荒川区	若者支援・健全育 成調査特別委員会	8人	ひきこもり支援施策について
合 計				38件	106人

# 区 議 会 年 報

〔令和5年版〕

発行日 令和6年3月

発 行 江戸川区議会

編 集 江戸川区議会事務局

〒132-8501

江戸川区中央1-4-1

電 話 5662-6736

F A X 3674-5875